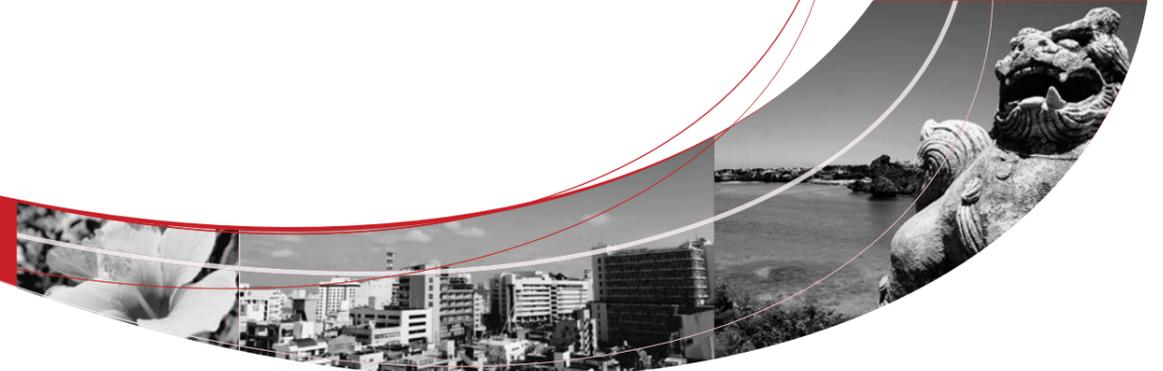


大同火災の現状 2023

ディスクロージャー誌



はじめに

このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況などの事業活動について、より詳しく、わかりやすくご説明するため、「大同火災の現状 2023ディスクロージャー誌」を作成しました。本誌が、当社をご理解いただくうえで、お役に立てば幸いです。

2023年7月

会社概要【2023年3月31日現在】

名称：大同火災海上保険株式会社

英文名称：THE DAIDO FIRE AND MARINE INSURANCE COMPANY LIMITED

創業：1950年9月

資本金：1,054百万円

正味収入保険料：16,667百万円

総資産：44,097百万円

従業員数：333名(注1)

営業拠点：9営業課・支社

損害サービス拠点：5カ所(注2)

代理店数：1,350店

本店所在地：〒900-8586

沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

(注1) 従業員数には、使用人兼務取締役、休職者を含みません。

(注2) 損害サービス拠点数には、分室を含みます。

目次

トップメッセージ	1	■業績データ	
トピックス	2	I. 事業の状況	60
		II. 経理の状況	73
■大同火災の経営について		■コーポレート・データ	
I. 経営理念・中期経営計画	6	I. 会社沿革	98
II. 業務品質向上に向けた取り組み	8	II. 株主・株式の状況	100
III. 事業の概況・代表的な経営指標	15	III. 会社の組織	103
IV. サステナビリティに関する取り組み	20	IV. 当社および子会社の概況	106
V. 各方針・体制について	29	V. 設備の状況	107
VI. 募集制度	48	VI. 役員の状況	108
■商品・サービスについて		VII. 従業員の状況	110
I. 保険のしくみ	50	■その他	
II. 主な取り扱い商品	54	・損害保険用語の解説	112
III. 保険商品の開発状況	56		
IV. サービス体制	57		

トップメッセージ



大同火災海上保険株式会社

取締役社長 与儀達樹

平素より大同火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、1950年（昭和25年）に前身会社である「琉球火災」が、米軍施政権下の沖縄県において初の損害保険会社として創業以来、保険事業を通じて、県民生活の安定および地域経済の発展に密接に関わってまいりました。この間、幾多の困難を乗り越え、国内唯一のローカル損保としての基盤を築くことができましたのも、ひとえにお客さま一人ひとりに支えられ、長年にわたるご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

昨年度は、感染者の増減を繰り返しながら長期化するコロナ禍に加え、ウクライナ危機や物価高騰など、社会経済が大きく揺れ動いた1年でありましたが、感染者数の落ち着きとともにウィズコロナに向けた政府の各種政策が後押しとなり、年度後半からは持ち直しの動きが強まりました。なお、2023年（令和5年）5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」へ移行されたことにより、経済活動の再開が本格化し、県内景況は着実に回復基調にあります。

そうした中、当社は「この島の損保。」として、継続的・安定的に“あんしん・あんぜん”を提供できる事業基盤の構築と、お客さまから支持され沖縄と共に成長し続けることを目指し、2022年4月より第14次中期経営計画をスタートしております。3つの基本戦略である「地域社会のあんしん・あんぜんを支える成長戦略」「強靱でしなやかな経営基盤の構築」「挑戦心と実現力を支える人と組織の醸成」に基づく各種施策を着実に実行するとともに、これらを支える「サステナビリティ経営」および「DX」の取り組みをさらに推進してまいります。

また、自然災害の激甚化や感染症リスク等、お客さまを取り巻くリスクがより増大している中、その備えを提供する保険会社の役割と使命はますます大きくなります。「お客さまをリスクから確実にお守りする」という信念を持って取り組み、沖縄県に基盤を置く損害保険会社として、しっかりと責務を果たしてまいります。

今後とも皆さまの変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2023年7月

沖縄県との包括的連携協定の締結について

当社では、沖縄県の掲げる「持続可能な沖縄県の発展」と「誰ひとり取り残さない地域社会」の実現に向けて協力することを目的に、包括的連携協定を締結いたしました。

沖縄県と当社は、相互の連携を強化し、それぞれが有する人的・物的・知的資源を活用し、協同で取り組みを進めてまいります。



<主な連携内容>

- (1) 健康増進に関すること
- (2) 子育て及び高齢者支援に関すること
- (3) 子ども・若者の育成支援に関すること
- (4) 暮らしの安全・安心に関すること
- (5) 観光振興に関すること
- (6) 自然環境の保全・再生・適正利用に関すること
- (7) 離島振興に関すること
- (8) スポーツ振興に関すること
- (9) 女性活躍に関すること
- (10) 県政広報に関すること
- (11) その他、本協定の目的に適合すること

HP上における「自動車保険お見積もりサービス」の提供

当社では、お客さまのさらなる利便性向上を目指し、WEB上で自動車保険のお見積もりが行える「自動車保険お見積もりサービス」をリリースいたしました。

本サービスを通して、「自動車保険の試算機能」「お見積書作成機能」「WEBからのご相談」を活用することを可能としました。



大同火災グループのSDGs宣言について

大同火災グループは、国内唯一の地域の損害保険会社として、経営理念の実践を通して、国連の提唱する「SDGs (持続可能な開発目標)」の達成に貢献し、県民生活の安定および地域経済の発展に密接に関わり、持続可能な社会の実現を目指します。

■ 「この島の損保。」としての使命

大同火災グループは、「この島の損保。」として、県民へ“あんしん・あんぜん”を提供し、沖縄と共に成長し続け、地域経済の持続的な発展に貢献します。

■ 地球環境保護への貢献

大同火災グループは、地域生活の根底にある地球環境を守るため、地球環境保護の取り組みを推進します。

■ 地域社会発展への貢献

大同火災グループは、あらゆる不平等を解消し、多様な人財が活躍できる地域社会を目指し、取り組みを推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



地域向け交通安全講習会1,000回到達

当社では、予てより地域に向けた交通安全講習会の開催を行っており、2023年4月で累計1,000回目に到達いたしました。

タクシー・バス会社等の公共交通機関や医療・福祉関係事業者等の従業員の皆さまを中心に無償で交通安全講習会を開催しています。講習会では、交通事故の実態、事故加害者の法的責任や道義的責任、危険回避の方法および自動車保険加入の重要性など、参加対象者に応じたカリキュラムを通じて安全運転の啓発に取り組んでいます。



大同火災の経営について

I. 経営理念・中期経営計画	6
II. 業務品質向上に向けた取り組み	8
III. 事業の概況・代表的な経営指標	15
IV. サステナビリティに関する取り組み	20
V. 各方針・体制について	29
VI. 募集制度	48

I. 経営理念・中期経営計画

1. 経営理念

社 是

われわれは損害保険の公共的使命に鑑み
その普及を図り適正迅速な保障を行う

われわれは企業の信用と繁栄を築き
社会に奉仕する

われわれは知性を高め
よりよき損保人となるよう努力する

2. 経営ビジョン

「この島の損保。」として、継続的・安定的に“あんしん・あんぜん”を提供できる事業基盤を一層強化するとともに、お客さまから支持され、沖縄とともに成長し続ける企業を目指す。

3. 中期経営計画

(1) 第14次中期経営計画

当社は、2022年4月より第14次中期経営計画（3年間）をスタートさせています。本中期経営計画においては、以下のとおりのスローガン、基本戦略を掲げています。

■計画名称（スローガン）

Challenge Next Stage
～さらなる進化への挑戦～

■基本戦略

- ◎地域社会のあんしん・あんぜんを支える成長戦略の展開
- ◎強靱でしなやかな経営基盤の構築
- ◎「挑戦心」と「実現力」を支える人と組織の醸成

4. 会社の特色

(1) 地域社会とともに発展する大同火災

当社は、沖縄県那覇市に本店を置き、主として沖縄県を対象として損害保険事業を営んでおります。

国内損害保険会社のなかで唯一地方に存立基盤を有する会社であり、地域の損害保険会社として地域社会とともに発展してきました。前身会社である「琉球火災」と「共和火災」では、戦後沖縄の復興期に琉球復興金融基盤融資による民間住宅の火災保険引受け等、生活の安定と健全な経済活動の維持に努め、また琉球政府の自動車損害賠償保障法の施行に伴う自賠責保険業務を民営保険として運営し、交通事故被害者の救済にあたってきました。1972（昭和47）年には、沖縄県の本土復帰と同時に国内元受損害保険会社として20番目の認可を受け、新たな一步を踏み出しました。これからも地域社会とともに発展し地域社会に貢献するため、積極的な営業活動を推進していきます。

(2) 人間尊重が基本

地域社会とともに生き地域社会の発展に寄与するには、人と人との信頼関係を保っていくことをおいて他にありません。当社は、「信頼」という財産のうえに、地域の損害保険会社として公共的使命を果たすべく常に努力を続けていますが、そのためには人と人との融和を図る「人間尊重」が大切です。当社ではこのような考えに基づいて社員の教育や研修を行い人材の育成を図っています。

第14次中期経営計画

【大同火災 経営ビジョン】

「この島の損保。」として、継続的・安定的に“あんしん・あんぜん”を提供できる事業基盤を築くとともに、お客さまから支持され、沖縄とともに成長し続ける企業を目指す。

【第14次中期経営計画の全体像】

事業活動を通じて地域社会の課題を解決し、持続可能な社会の実現に貢献していくことにより、お客さまから支持され、沖縄とともに成長し続ける企業を目指します。

計画名称(スローガン)

Challenge Next Stage ～さらなる進化への挑戦～

基本戦略の3つの柱

地域社会のあんしん・あんぜんを支える成長戦略の展開

強靱でしなやかな経営基盤の構築

「挑戦心」と「実現力」を支える人と組織の醸成

DXの推進・実現

戦略を支える基盤

当社ならではの
サステナビリティ経営の実践

Ⅱ. 業務品質向上に向けた取り組み

1. お客さま本位の業務運営方針の策定について

当社は「お客さま視点」による業務運営を実現し、沖縄に根差した損害保険会社として“日本一あんしん・あんぜんな沖縄県”の実現に貢献し、お客さまから絶対的な支持・信頼を得られる会社に向けて、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、あらゆる事業活動の局面において、コンプライアンスの徹底を最優先し、公平かつ公正な事業運営に努めてまいりました。

当社は、当社方針のもと、お客さま本位の業務運営の実現に向け、各方針に基づく取組状況を確認し、改善を図るとともに取組状況を定期的に公表し、お客さまから支持・信頼され、沖縄とともに成長し続ける企業をめざしてまいります。

方針1. お客さまの声を経営に活かしていくための取り組み

当社は、お客さまの声対応方針のもと「お客さまの声」を全役職員が真摯に受け止め、迅速・適切な対応を行うとともに、お客さまの立場に立った業務改善を実施して、お客さま満足の上と業務品質および経営品質の向上に努めてまいります。

方針2. お客さまのニーズに対応した商品・サービスの提供

当社は、お客さまのニーズに対応した商品・サービスを提供するための取り組みに努めてまいります。

方針3. 保険募集におけるお客さまへの適切な商品・サービスの提供

当社は、保険の募集に際し、お客さまに保険契約について重要な事項を説明し、お客さまのご意向・ニーズに合致した保険を提供できるよう努めてまいります。

方針4. 保険金のお支払業務(損害サービス)の品質向上

当社は、事故や災害等に遭われたお客さまに対して、安心をお届けし、信頼に応えることができるように、損害サービスの向上に努めてまいります。

方針5. 利益相反の適切な管理

当社が行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引の適切な管理に努めてまいります。

方針6. お客さま本位の業務運営の浸透に向けた取り組み

当社は代理店や社員がお客さま視点による業務運営を実現し、沖縄に根差した損害保険会社として“日本一あんしん・あんぜんな沖縄県”の実現に貢献するため、本方針の定着に向けて取り組んでまいります。

2. お客様の声を経営に活かしていくための取り組み

〈お客様の声対応方針〉

基本理念

「お客様の声」を全役職員が真摯に受け止め、迅速・適切な対応を行うとともに、お客様の立場に立った業務改善を実施して、お客様満足の上と当社業務品質および経営品質の向上に努めます。

取り組み方針 (含むお客様の声の定義)

1. お客様から、不満足（不平・不満・異議・要望）の表明があった場合、「お客様の声」として真摯に受け止めます。
2. 「お客様の声」を反映させ、保険のご契約から保険金のお支払まで、一環したお客様サービスの向上に努めます。
3. 「お客様の声」を、積極的に業務改善、商品開発等に活かし、経営品質の向上に努めます。

◆お客様の声専用フリーダイヤル…0120-331-308

対応態勢

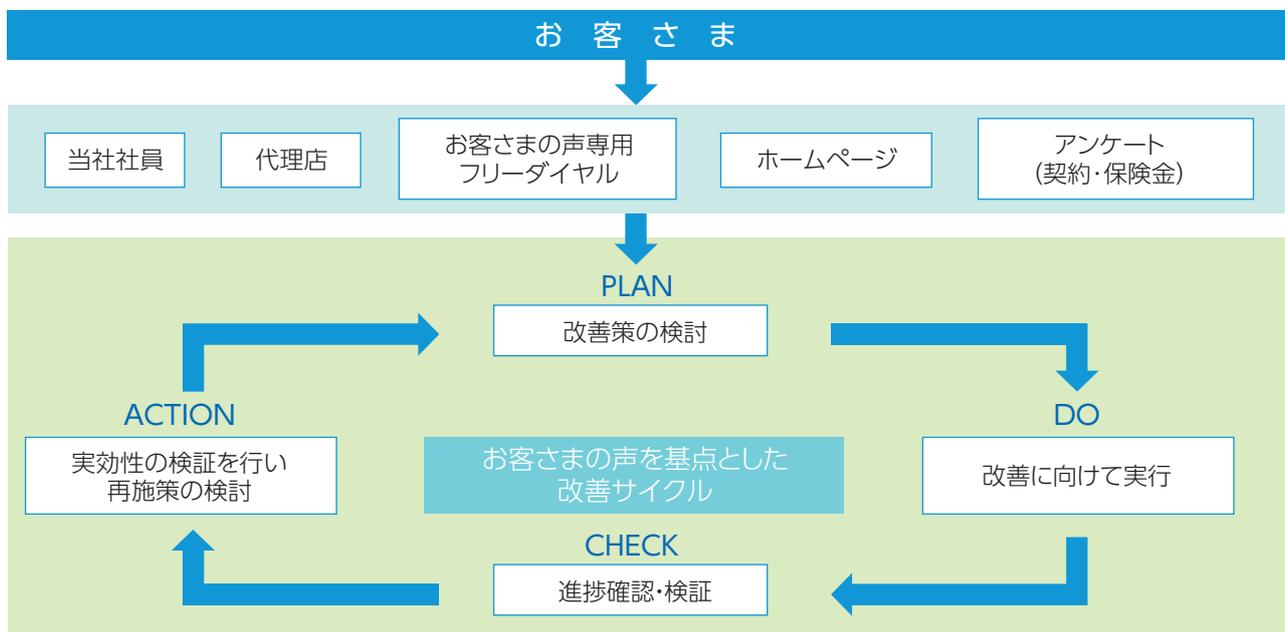
1. 全社員を「お客様の声」受付および対応担当者とし、お客様から、不満足（不平・不満・異議・要望）の表明があった場合、その内容を、主管部署であるお客様相談センターへ、速やかに報告します。
また、同時に社内役員および全部長へも報告します。
2. お客様相談センター（「お客様の声」対応主管部署）は、報告された内容を確認し、直ちに、解決に向けた対応部署を決定、その対応部署は、関連部署と連携を図りながら、迅速、かつ誠意をもって、解決に向けた対応に努めます。
3. お寄せいただいた「お客様の声」の要因分析を行い、それに基づく再発防止策の全社展開を行い、積極的に業務改善、商品開発等に活かし、経営品質の向上に努めます。
4. お寄せいただいた「お客様の声」について、全社員へ情報の共有化を図り、各部署で事例研究として活用、お客様サービスの向上に努めます。

報告態勢

1. お寄せいただいた「お客様の声」を、経営品質向上委員会、常務会、取締役会に報告を行っています。
2. コンプライアンス（法令等遵守）に関連する「お客様の声」については、コンプライアンス委員会へも報告を行っています。
3. 顧客情報保護に関する「お客様の声」については、情報セキュリティ管理委員会へ、またその他リスクに関連する「お客様の声」については、各リスク管理委員会へも報告を行っています。

- ◆お客様の声専用フリーダイヤルの受付時間は午前9：00～午後5：00となります。（土日・祝日、および12/31～1/3を除きます。）
- ◆当社との間で問題を解決できない場合には、損害保険業界に関連した紛争解決機関に解決の申し立てを行うことができます。（11、12ページ参照）

3. お客様の声にお応えするための仕組み



4. お客様の声受付状況（3年度比較）

（単位：件）

申出内容別	2020年度	2021年度	2022年度
1. 契約・募集行為（ご契約手続きに関するもの）	73	76	48
2. 契約の管理・保全・集金（ご契約後の管理に関するもの）	92	119	68
3. 保険金（保険金支払いに関するもの）	67	76	65
4. 個人情報	2	2	1
5. その他	10	11	42
合 計	244	284	224

5. お客様の声事例（改善事例）

当社に寄せられたお客様の声をもとに、以下のような改善を行いました。

事例1 「ネットで簡単！自動車保険お見積りサービス」の開始（自動車保険）

お客様の声

インターネット（当社ホームページ）で自動車保険料の見積りができるようにしてほしい。

改善内容

2022年11月1日より、DAY-GO!くるまの保険を対象に「WEB見積り（保険料の試算）」を行うことができるようになりました。また、保険料試算結果を見積書として印刷することもできます。

事例2 ロードサービス専用ダイヤルのホームページ内検索（自動車保険）

お客様の声

ロードサービスを利用しようと大同火災のホームページで検索したが、電話番号がどこにも見当たらない。「事故にあわれたら」中の「お電話でのご連絡」と同様に目立つように電話番号を表示してほしい。

改善内容

当社ホームページのトップ画面に「ロードサービス専用ダイヤル」を表示しました。また、次のお客様がロードサービスの対象となります。
・「DAY-GO!くるまの保険」をご契約のお客様
・「DAP」をご契約で「事故・故障時ロードアシスト特約」をセットされているお客様

事例3 補償範囲の拡大と「車両保険(自動車・動物+A)」へ名称変更（自動車保険）

お客様の声

補償範囲が限定的な「車両保険（車対車+A）」でも、当て逃げや動物との衝突の事故補償をしてほしい。
※「+A」とは、車両危険限定補償特約（A）の略称です。車両危険限定補償特約は、火災や台風等により被保険自動車に損害が生じた場合に補償されます。

改善内容

2023年1月1日保険始期契約より、「車両保険（自動車・動物+A）」へ名称を変更し、「当て逃げ事故」と「動物との衝突・接触事故」等が補償されるようになりました。また、補償範囲を拡大しましたが、同特約の保険料の改定はありません。

事例4 自動車保険証券封筒の変更（自動車保険）

お客様の声

高齢のため文字が見えづらく、満期案内の封筒と証券在中の封筒が判別しづらい。

改善内容

2023年1月発送分（2023年3月満期分）より、封筒のデザインを変更し、封筒の色と同系色の色文字から赤枠内白文字に変更し、一見して違いが分かるようにしました。

事例5

自動車保険証券の表示方法を見直しました（自動車保険）

お客さまの声

DAPを契約し車両保険を付帯しているが、二輪自動車の盗難は補償対象外と説明を受けていた。しかし、届いた証券を確認すると「お車の補償」の中に【火災・爆発・盗難など】も補償される記載となっている。下段の「その他の補償・特約」欄に「二輪・原付盗難補償対象外特約」と記載されていても見逃し、盗難も補償されると勘違いしてしまう。

改善内容

保険証券の「補償の概要」の記載内容を見直し、【火災・爆発・盗難など】の説明の中に「火災・爆発・盗難（DAPについては二輪・原付は対象外）・台風・洪水・高潮、落書・いたずら、物の飛来・落下などによるご契約のお車の損害を補償」と（二輪・原付は対象外）と追記いたしました。

事例6

傷害保険証券の表示方法を見直しました（傷害保険）

お客さまの声

傷害保険（ゴルファープラン）証券がわかりづらい。「ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約」が「その他の特約等」欄に記載されており、補償範囲が限定されていることを見逃してしまう。「補償・特約区分」の中に記載してほしい。

改善内容

ゴルファープランの場合、賠償責任補償には、「ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約」が自動付帯され、補償範囲を限定しています。保険証券の「補償・特約区分」の記載内容を「賠償責任補償」という表示から「ゴルフ中の賠償責任危険のみ補償特約」へ変更しました。

6. 保険相談窓口のご案内

(1) お客さま相談センター（電話によるお問い合わせ）

「お客さま相談センター」を設置し、お客さまから保険に関するご相談、お問い合わせに対し、お電話での対応を行っています。

2022年度に、お客さまからお問い合わせいただきました保険相談件数は、10,260件です。

0120-671-071 受付時間：午前9：00～午後5：00（土日・祝日、および12/31～1/3を除きます。）

(2) インターネットによるお問い合わせ

当社のホームページでは、商品・サービスのご紹介、営業・損害調査ネットワークのご案内、リクルートインフォメーション、会社案内、財務諸表などの情報を提供しています。

また、ホームページ（<https://www.daidokasai.co.jp/>）を通じた「ご意見・ご相談」の対応も行っています。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界に関連した紛争解決機関

(3) 「そんぽADRセンター」（手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会（以下「損保協会」）と手続実施基本契約を締結しています。損保協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）」を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は次頁のとおりです。

※電話リレーサービス、IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

名 称	直通電話	名 称	直通電話
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321

（受付は月曜日から金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く。）午前9時15分～午後5時まで）

詳しくは、損保協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご参照ください。

(4) 「そんぽADRセンター」以外の紛争解決機関

①「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<https://www.jibai-adr.or.jp/>) をご参照ください。

②「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」があります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(<https://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

7. 保険契約適正化の取り組み

適正な保険募集体制の構築について

(1) 改正保険業法対応

お客さまの保険に関するニーズが多様化している状況等を踏まえ、保険業法の改正(2016年5月29日施行)がなされました。

①「情報提供義務」と「意向把握・確認義務」の導入

「情報提供義務」と「意向把握・確認義務」が規定され、「情報提供義務」では、お客さまに対して、保険契約の締結や加入の適否を判断するのに必要な情報を提供することが、そして「意向把握・確認義務」では、お客さまのご意向を把握し、ご意向に沿った保険商品の提案、そしてご意向に沿った保険商品であることを確認したうえで契約の締結を行うことが、それぞれ法令上の義務として新たに求められるようになりました。

当社では、これまでも保険の募集に際し、重要事項のご説明や「ニーズ再確認」、「意向確認」などの取り組みにより、お客さまに保険契約について重要な事項を説明し、お客さまのご意向・ニーズに合致した保険を引き受ける取り組みを行ってまいりましたが、保険業法の改正により、これらの取り組みをより確実に、そして適切に推進してまいります。なお、当社においては原則として2016年5月1日以降を申込日とする契約より、改正保険業法に対応した保険募集ルールを適用することとしています。

②「保険募集人の体制整備義務」の導入

代理店の皆さまが、その規模や業務特性に応じ、保険業法等の各種法令や当社のルール、さらには社会一般の規範等を主体的に遵守し、代理店業務の健全かつ適切な運営を確保するための内部管理体制を構築する必要があります。

当社では、保険募集コンプライアンスに関する代理店ルールを定め、代理店自身による代理店体制の構築を推進・支援しております。

(2) 保険契約の適正な募集に向けた取り組み

保険契約の適正な募集に向け、次の取り組みを実施しています。

①お客さまへの説明体制の整備

引き続き「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」を書面により交付し、各種パンフレット、ご契約のしおり等も活用のうえ、重要な事項や商品の内容をわかりやすくご説明いたします。

また、保険契約申込書の「ご意向確認欄」「ご契約内容確認欄」等を活用してお客さまのご意向を把握し、ご契約内容がご意向に沿った内容になっているか等につき確認を行います。

なお、火災保険および自動車保険等の長期契約については、保険期間中にご契約内容の変更がないかご確認いただくために、ご契約内容を記載した書面を年に1度送付しています。

②商品開発体制の整備

「わかりやすい商品」を柱とした商品開発・改定を推進しており、商品や特約の整理・統合、商品間の各種規定の統一などに取り組んでいます。

また、商品開発部門だけでなく、募集、損害サービス、事務処理、システム開発の観点からも商品開発を行っています。

③お客さまの声への取り組み

お客さま相談センターにおいて、お客さまからのご意見・ご要望等を収集し、一元的な管理・分析を行っています。お客さまからいただいた声を基点とし『経営品質向上委員会』で全社的な再発防止策を検討のうえ、全社展開しています。

8. お客さまアンケート

(1) ご契約手続きに関するお客さまアンケートについて

〈調査期間〉 2022年4月～2023年3月

〈郵送件数〉 2022年度 152,670件 【2021年度：159,953件】

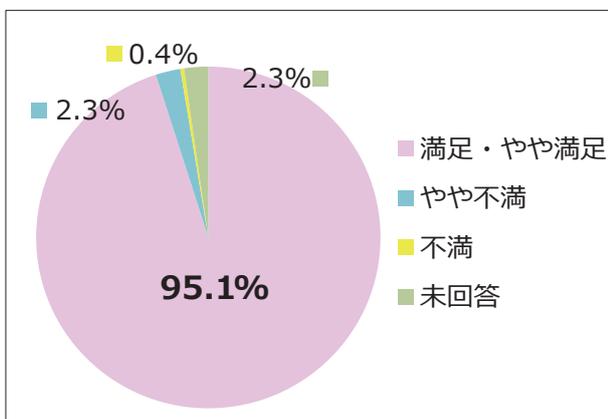
〈返信件数〉 2022年度 1,751件（返信率：1.15%） 【2021年度 2,676件（返信率：1.68%）】

当社では、お客さまサービスの向上を図り、よりよいサービスをお届けするため、保険のご契約にかかるアンケートを実施しております。

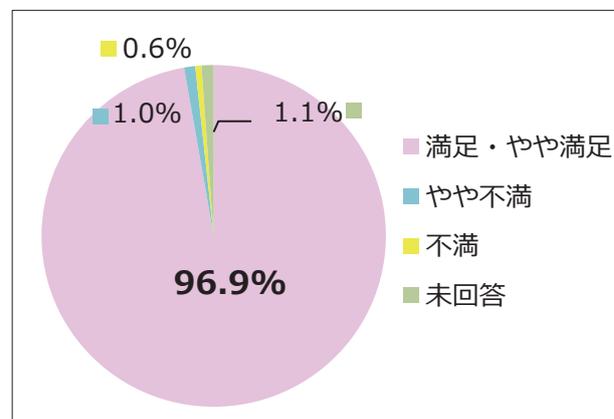
ご回答いただいた内容をもとに、ご契約時におけるお客さまへの対応状況や代理店満足度および当社満足度を確認し、幅広くお客さまのご意見・ご要望を取り入れる体制を構築しております。

●大同火災への総合的な満足度等について

○「大同火災」で契約して総合的に満足していますか？



○今回の代理店で契約して総合的に満足していますか？



(2) 事故対応サービスに関するお客さまアンケートについて

〈調査期間〉 2022年4月～2023年3月

〈郵送件数〉 2022年度 17,494件 【2021年度：13,716件】

〈返信件数〉 2022年度 1,263件（返信率：7.22%） 【2021年度：1,348件（返信率：9.83%）】

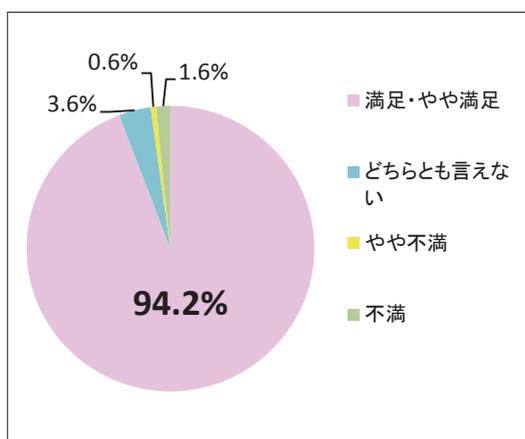
当社では、お客さまへの一層のサービス向上を図るため、保険金をお支払いしたお客さまを対象に事故対応サービスに関するアンケートを実施しております。

お客さまよりご回答いただいた内容や貴重なご意見を分析し、事故の受付から保険金支払までの各プロセスにおける事故対応サービスの充実に活かすことで、更なる“あんしん”をお客さまへお届けできるよう努め、お客さまサービスの向上を目指し取り組んでおります。

また、ご契約や商品に関するお客さまのご意見、ご要望等についても、募集体制および保険商品の充実に活かしております。

●大同火災の事故対応全般について

○今回の事故に対する大同火災の対応は全体的にご満足いただけるものでしたか？

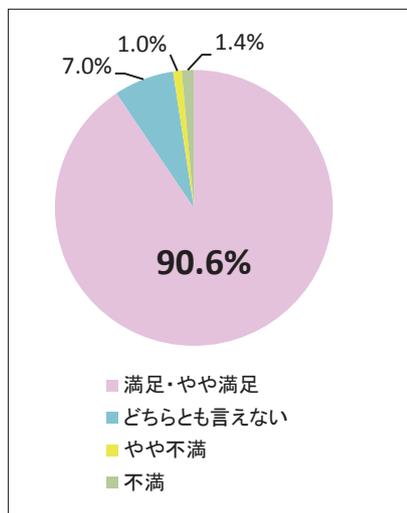


○フリー記述欄にいただいたお客さまの感謝の声（抜粋）

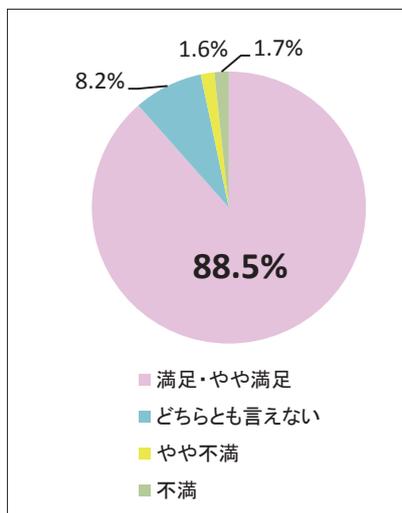
- ・事故はいつ起こるか分からないということ、今回、身に沁みて感じました。お世話になり、ありがとうございました。
- ・いつも大変お世話になります。大同火災の対応は、事故当事者から工場に至るまで寄り添って対応してくれるので、とてもありがたいです。いつもありがとうございます。
- ・すべて満足でした。対応では、私の身体への気遣いが初めにあったこと、有難く思っています。ありがとうございました。
- ・相手方とのやりとりに疲れてしまっていたところ、専門的な知識をもって対応して頂き、その後スムーズに解決したこと心から感謝しています！ありがとうございました！
- ・今回、事故を起こしてしまいましたが、その後、私の車の故障もあり、立て続けにお世話になりました。そんな立て続けの利用でも神対応で、何ひとつ不自由することなかったです。本当にありがとうございました。

●保険金のお支払・次回のご契約について

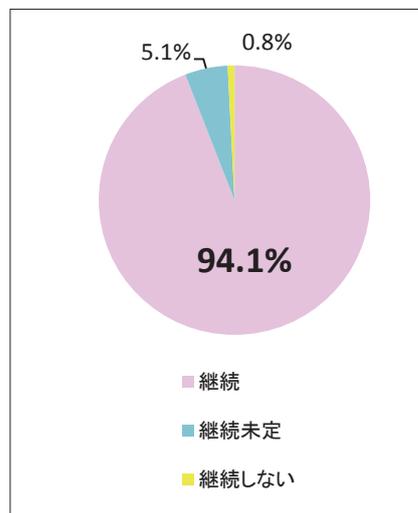
○お支払いまでにかかった期間はご満足いただけるものでしたか？



○実際にお受け取り、または支払われた保険金の内容はご満足いただけるものでしたか？



○今後も大同火災でご契約を継続していただけますか？



Ⅲ. 事業の概況・代表的な経営指標

1. 2022年度の事業概況

●金融経済環境

2022年度の国内経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、個人消費や民間企業設備投資を始めとして多くの需要項目でコロナ禍前水準を回復し、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念など、国内経済を取り巻く環境には厳しさが増している状況となっています。

県内経済については、経済活動が活発化する中、消費関連、観光関連の回復が顕著となり、持ち直しの動きが強まる展開となりました。建設関連についても、資材価格が高止まりしているものの、民間工事に再開の動きが続いており、持ち直しの動きが強まっています。

損害保険業界では、料率改定に伴う火災保険の増収等により、正味収入保険料は増収となっている一方で、国内自然災害やコロナ影響による保険金の増加、海外事業の損失などにより大幅な減益となっています。

沖縄県の損害保険マーケットは、自動車の大幅な納期遅延等により、自動車保険は伸び悩んでいるものの、火災保険や新種保険の増収によって全体としては微増となりました。

●当社の業況

このような環境のなか、当社におきましては、「第14次中期経営計画（3年計画）」の初年度にあたり“Challenge Next Stage ～さらなる進化への挑戦～”というスローガンのもと、「地域社会のあんしん・あんぜんを支える成長戦略の展開」「強靱でしなやかな経営基盤の構築」「『挑戦心』と『実現力』を支える人と組織の醸成」の3つの基本戦略の達成に向けて、全役職員が一丸となって取り組みを進めてまいりました。

また、例年継続している取り組みとして、県内の企業・団体・官公庁・学校等への交通安全講習会の実施や車椅子の寄贈、那覇市の小学1年生へのランドセルカバーの寄贈を行いました。加えて、地域のあんしん・あんぜんに寄与する取り組みとして、子どもの貧困対策支援のための寄付金贈呈および食料品寄贈を行うなど、社会貢献活動にも努めてまいりました。

以上の諸施策を推進しましたところ、業績につきましては、経常収益は、保険引受収益が16,881百万円、資産運用収益が271百万円、その他経常収益が57百万円となり、前年度に比べ161百万円増収の17,210百万円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が11,677百万円、資産運用費用が81百万円、営業費及び一般管理費が

4,388百万円、その他経常費用が27百万円となり、前年度に比べ82百万円増加の16,175百万円となりました。

その結果、経常利益は1,035百万円となり前年度に比べ79百万円増加となりました。

これに特別損益並びに法人税及び住民税、法人税等調整額を加減した当期純利益は1,436百万円となり、前年度に比べ675百万円の増加となりました。

●保険引受の概況

保険引受収益のうち正味収入保険料は、16,667百万円と、前年度に比べ101百万円、0.6%の増収となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金につきましては、7,422百万円と前年度に比べ444百万円の増加となりました。その結果、正味損害率は48.5%となり前年度に比べ2.2ポイント増加しました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費につきましては、4,222百万円と、前年度に比べ22百万円、0.5%の減少となり、正味事業費率は前年度に比べ0.5ポイント減少の44.3%となりました。これらに収入積立保険料、積立保険料等運用益、満期戻戻金、支払備金繰入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受損益は993百万円となりました。

●保険種類別の概況

火災保険（積立型火災保険・地震保険を含む）

正味収入保険料は1,346百万円と前年度に比べ15.7%の増収となりました。正味損害率は、前年度に比べ11.4ポイント増加し、52.2%となりました。

海上保険（船舶保険・積荷保険）

正味収入保険料は87百万円と前年度に比べ13.1%の増収となりました。正味損害率は前年度に比べ6.0ポイント減少し、74.4%となりました。

傷害保険（積立型傷害保険含む）

正味収入保険料は399百万円と前年度に比べ6.9%の増収となりました。正味損害率は前年度に比べ6.8ポイント減少し、39.2%となりました。

自動車保険

正味収入保険料は10,828百万円と前年度に比べ2.3%の減収となりました。正味損害率は前年度に比べ3.8ポイント増加し、51.4%となりました。

自動車損害賠償責任保険

正味収入保険料は2,258百万円と前年度に比べ1.5%の減収となりました。正味損害率は前年度に比べ1.8ポイント減少し、50.9%となりました。

その他の保険

正味収入保険料は1,747百万円と前年度に比べ10.7%の増収となりました。正味損害率は前年度に比べ5.1

ポイント減少し、25.6%となりました。

●資産運用の概況

当年度末の総資産は、前年度末に比べ3.2%増加の44,097百万円となりました。このうち運用資産は、4.6%増加の39,967百万円となりました。運用にあたっては、債券等の有価証券を中心に効率的な運用に努めましたが、厳しい運用環境により、利息及び配当金収入は、前年度に比べ3百万円減少の334百万円となりました。

●対処すべき課題

2023年度の国内経済は、世界経済の減速は見込まれるものの、経済対策により物価高を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなど新しい資本主義の旗印の下、民需主導で持続可能な成長経路に乗せるための施策を推進することにより、実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と民間需要がけん引する成長が見込まれています。ただし、引き続き、海外景気の下振れが景気を下押しするリスク、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

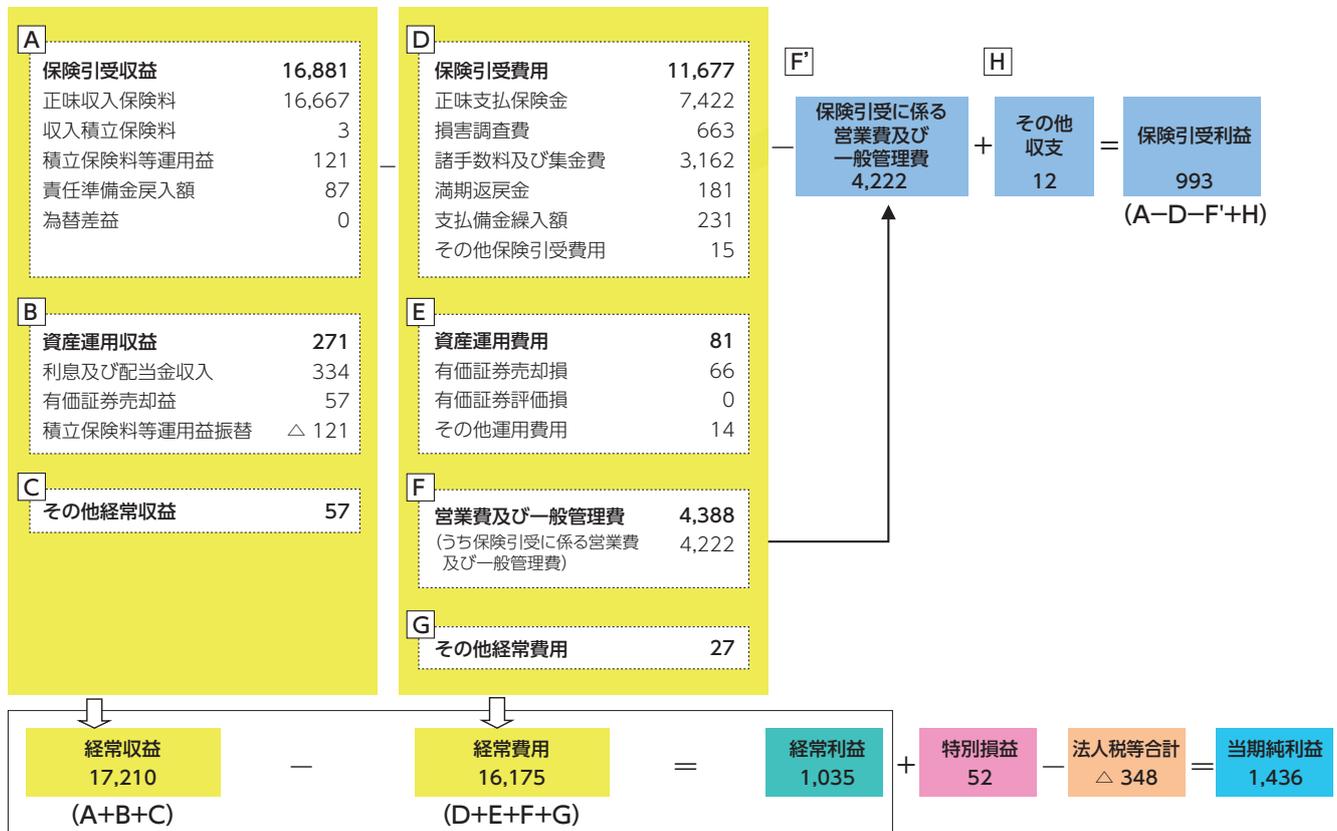
県内経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響緩和とウィズコロナのもとで経済活動の再開が本格化することが期待されます。コロナ禍からの正常化により民間最終消費支出は大きく伸びることが予想され、民間部門の経済活動が活発化し、県経済は内需外需ともに拡大する見通しです。

一方、県内損害保険マーケットについては、県内経済が拡大することを背景とした競争環境の激化や、大型台風襲来等の直面するリスクは予断を許さない状況にあります。

こうした経営環境のなか、当社におきましては「この島の損保。」として、継続的・安定的に“あんしん・あんぜん”を提供できる事業基盤を一層強化するとともに、お客さまから支持され、沖縄とともに成長し続ける企業を目指すという将来像の実現に向けて、さらなる進化に挑戦するものと位置付けています。「地域社会のあんしん・あんぜんを支える成長戦略の展開」、「強靱でしなやかな経営基盤の構築」、「『挑戦心』と『実現力』を支える人と組織の醸成」の3つを基本戦略の柱とし取り組みを推し進め、目指すべき将来像の実現に向けて邁進いたします。

2022年度決算のしくみ

(単位：百万円)



2. 主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

項目	年度	2020年度	2021年度	2022年度	
正味収入保険料 (対前期増減率)		16,725 (△2.3%)	16,565 (△1.0%)	16,667 (0.6%)	
正味損害率		50.7%	46.3%	48.5%	
正味事業費率		43.6%	44.8%	44.3%	
保険引受利益又は保険引受損失 (△) (対前期増減率)		542 (63.5%)	865 (59.5%)	993 (14.8%)	
経常利益又は経常損失 (△) (対前期増減率)		658 (15.7%)	956 (45.1%)	1,035 (8.3%)	
当期純利益又は当期純損失 (△) (対前期増減率)		352 (△0.3%)	760 (115.8%)	1,436 (88.9%)	
単体ソルベンシー・マージン比率		745.2%	844.1%	819.6%	
総資産額		41,947	42,721	44,097	
純資産額		5,018	5,583	7,015	
その他有価証券評価差額		1,020	830	903	
保険業法に基づく債権の状況	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	—	—	
	危険債権額	—	—	—	
	三月以上延滞債権額	—	—	—	
	貸付条件緩和債権額	—	—	—	
	正常債権額	2,058	1,969	1,787	
	保険業法に基づく債権額合計	2,058	1,969	1,787	
資産の自己査定結果	非分類	I 分類資産	30,081	34,640	35,718
	分類	II 分類資産	1,087	432	147
		III 分類資産	0	—	—
		IV 分類資産	56	31	32
		分類資産額合計	1,143	464	179
	合計		31,225	35,105	35,898

用語の説明

資産の自己査定における分類区分：

損害保険会社が、資産の健全性を把握するために回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、資産を以下の4つに分類します。

I 分類：査定基準日において「II 分類、III 分類及びIV 分類に該当しない資産」で回収の危険性又は価値の毀損の危険性について問題のない資産」を指します。

II 分類：査定基準日において「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」を指します。

III 分類：査定基準日において「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」を指します。

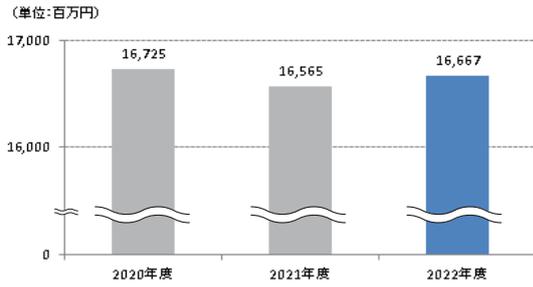
IV 分類：査定基準日において「回収不可能又は無価値と判定される資産」を指します。

なお、上表の計数は直接償却前のものなので、合計は貸借対照表計上額よりも大きくなっています。

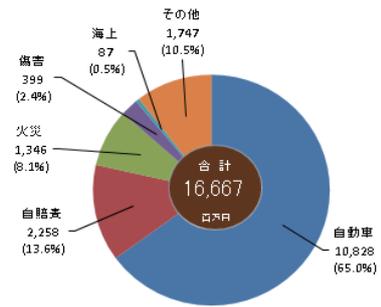
正味収入保険料 (対前期増減率)

16,667 百万円 (0.6%)

【正味収入保険料の推移】



【正味収入保険料の種目別構成割合】

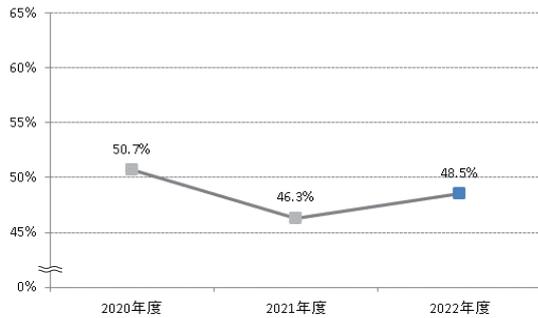


正味収入保険料

元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

正味損害率 (対前期増減)

48.5 % (2.2ポイント)

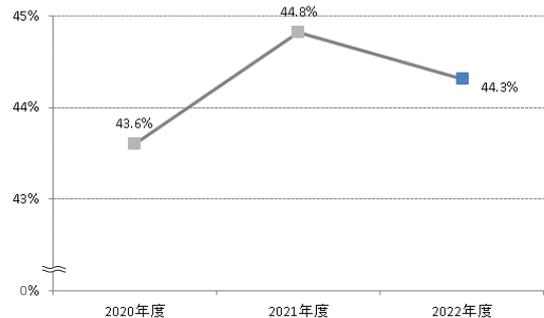


正味損害率

$(\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料}$

正味事業費率 (対前期増減)

44.3 % (△0.5ポイント)

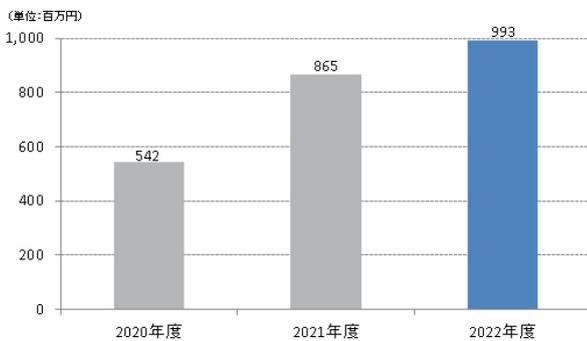


正味事業費率

$\text{保険引受に係る事業費} \div \text{正味収入保険料}$

保険引受利益 (対前期増減率)

993 百万円 (14.8%)

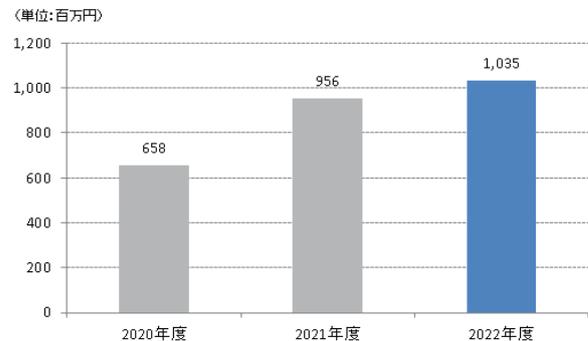


保険引受利益

$\text{保険引受収益} - \text{保険引受費用} - \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費} + \text{その他収支}$

経常利益 (対前期増減率)

1,035 百万円 (8.3%)

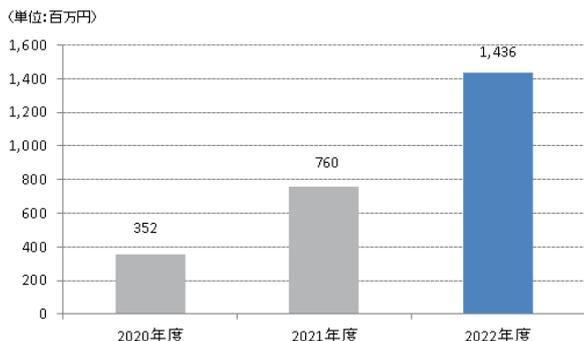


経常利益

$\text{経常収益} - \text{経常費用}$

当期純利益 (対前期増減率)

1,436 百万円 (88.9%)

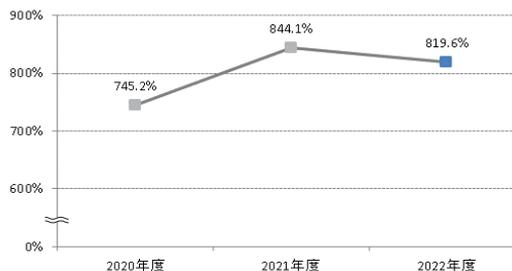


当期純利益

経常利益 + 特別損益 - 法人税等合計 (法人税及び住民税、法人税等調整額)

単体ソルベンシー・マージン比率 (対前期増減)

819.6 % (△24.5ポイント)

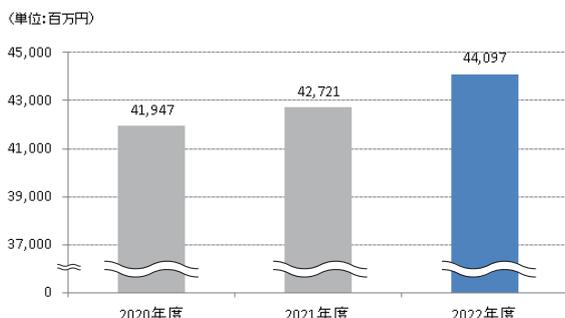


単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標です。単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産額 (対前期増減率)

44,097 百万円 (3.2%)

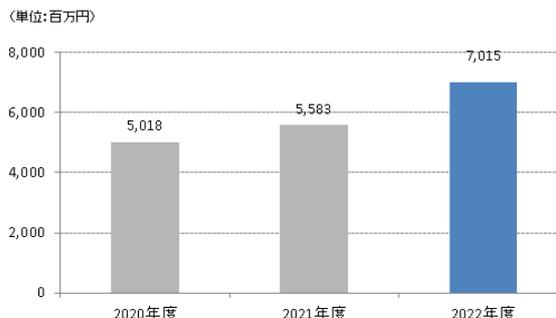


総資産額

損害保険会社が保有する資産の総額で、貸借対照表における資産の部の合計額をいいます。

純資産額 (対前期増減率)

7,015 百万円 (25.6%)

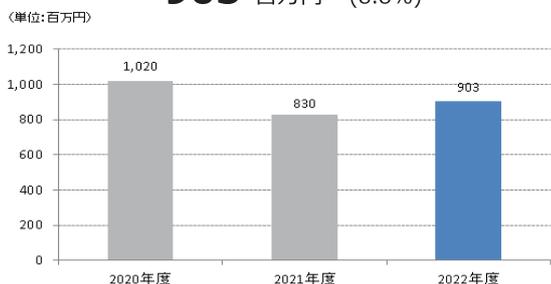


純資産額

総資産額から負債額を控除したもので、貸借対照表における純資産の部の合計額をいいます。

その他有価証券評価差額 (対前期増減率)

903 百万円 (8.8%)

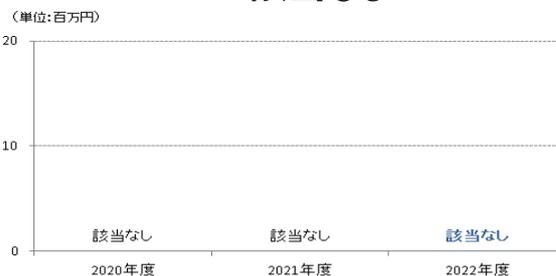


その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準」では、保有する有価証券を「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」の4つの保有区分で区分しており、その大部分を占める「その他有価証券」については時価評価しています。「その他有価証券評価差額」とは、この場合の時価と取得原価 (含む償却原価) との差額のことをいいます。

保険業法に基づく債権 (正常債権以外)

該当なし



保険業法に基づく債権

保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している債権の金額です。債権の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」「正常債権」の5つに区分されます。詳細はP88 (16) をご覧ください。

IV. サステナビリティに関する取り組み

大同火災グループのSDGs宣言

大同火災グループは、国内唯一の地域の損害保険会社として、経営理念の実践を通して、国連の提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献し、県民生活の安定および地域経済の発展に密接に関わり、持続可能な社会の実現を目指します。

1. 「この島の損保。」としての使命

大同火災グループは、「この島の損保。」として、県民へ“あんしん・あんぜん”を提供し、沖縄と共に成長し続け、地域経済の持続的な発展に貢献します。

2. 地球環境保護への貢献

大同火災グループは、地域生活の根底にある地球環境を守るため、地球環境保護の取り組みを推進します。

3. 地域社会発展への貢献

大同火災グループは、あらゆる不平等を解消し、多様な人財が活躍できる地域社会を目指し、取り組みを推進します。

大同火災グループの重点的な取り組み

1. あんしん・あんぜんの提供

・保険の普及・拡大

- ⇒沖縄県における無保険車の低減に向けた商品開発や販売促進の取り組み
- ⇒地域社会と保険の接点強化に向けた取り組み

・防災・減災サービスの取り組み

- ⇒交通事故防止に向けたロスプリベンションサービスの提供
- ⇒自然災害への適応力強化のためのリスク診断サービスの提供

・ニューリスクへの対応

- ⇒地域社会の様々なリスクに対する新たな商品開発



(1) 損害保険商品およびサービスの提供

沖縄県は、自動車保険の普及率が全国の中で最も低いことから、沖縄県民の生活の経済的安定を支えるべく、無保険車の低減に向けた商品開発を進めています。

(2) 交通安全講習会の開催

当社では、「あんしん・あんぜんな沖縄県」を目指し、県内の交通事故防止に向け企業・団体・学校等において無償で交通安全講習会を開催しています。講習会では、交通事故の実態、事故加害者の法的責任や道義的責任、危険回避の方法および自動車保険加入の重要性など、参加対象者に応じたカリキュラムをとって安全運転の啓発に取り組んでいます。

2022年度は、企業や団体、官公庁、学校等において計157回の交通安全講習会を実施し、交通事故防止に向けた啓発を行いました。

(3) 飲酒運転根絶啓発活動

① 飲酒運転根絶座談会の開催

沖縄県が2021年の「人身事故に占める飲酒絡み事故の構成率」において2年振りに全国ワースト1位へ逆戻りしたことを重く受けとめ、「沖縄県飲酒運転根絶条例」の意義を改めて確認し、飲酒運転根絶に向けた啓発を図ることを目的として、2022年6月14日に「飲酒運転根絶に向けた座談会」を開催しました。

② 飲酒運転根絶アドバイザー

2022年11月1日、当社の交通安全指導担当課長が沖縄県警より10年連続で「飲酒運転根絶アドバイザー」の委嘱を受けました。当社が実施する交通安全講習会においては、安全運転の啓発とともに飲酒運転に対する注意喚起や飲酒運転根絶に向けた情報提供を行っています。

③ 飲酒運転根絶に係る取組発表

2022年12月1日、那覇警察署および那覇地区交通安全協会主催の「飲酒運転根絶キャンペーン」に参加し、「企業による飲酒運転根絶に係る取組発表」において当社の取組事例を発表しました。

(4) 自転車事故防止活動

交通安全イベント等において、自転車の交通ルールや事故に備える保険などを紹介したチラシの配布および自転車安全教室の開催等をととして自転車事故の防止を呼び掛けています。

(5) ランドセルカバー寄贈

2023年4月、那覇市内の登校不慣れな新小学1年生の交通安全支援および交通安全推進活動に寄与することを目的として、株式会社旭堂と当社との共同で那覇市へランドセルカバーを寄贈しました。本取り組みは2006年から継続して実施しており今回で18回目となります。



(6) 「安全運転管理者制度」啓発チラシ・ポスターの寄贈

2023年3月22日、当社より沖縄県警察および沖縄県交通安全協会連合会へ「安全運転管理者制度」啓発チラシ・ポスターを寄贈しました。本チラシ・ポスターは、県内事業所における交通事故防止や飲酒運転根絶の啓発を目的として沖縄県警察、沖縄県交通安全協会連合会、当社の3者タイアップにより作成したもので、県内各警察署等に備え置かれています。

(7) 交通事故防止に向けた取り組みに関する表彰実績

交通事故防止に向けた継続した取り組みが評価され、以下の表彰を受けました。

- 2023年3月 令和4年度那覇警察署感謝状

(8) 台風対策の調査研究

公益社団法人沖縄県建築士会監修のもと「わが家の台風対策」を発行し、台風対策の情報提供ツールとして冊子版を無償配布するとともに、当社ホームページ上でも公表しています。

また、県内大型商業施設や当社南部支社において「防風ネット」を設置し、台風被害の防止・軽減に向けた実証実験に取り組んでいます。

(9) 台風リスク診断サービス（リスクサーベイ）の実施

台風被害防止・軽減コンサルティングサービスの一環として、複数回にわたり台風被害を被ったご契約者（火災保険）を対象として台風リスク診断サービスを実施しています。

本サービスは、当社の損害鑑定人等が現地調査等により風水災にかかる危険を洗い出したうえで、顕在化する可能性のあるリスクを総合的に評価し、台風被害の防止・軽減に向けたアドバイス等を行うサービスです。

2022年度はご契約者の建物9件を対象にリスクサーベイを実施しました。

(10) 住宅情報誌（県内紙）への台風関連記事の掲載

2022年7月発行の住宅情報誌へ台風対策に関する特集記事を掲載し、台風襲来前の対策や火災保険加入時における注意点、その他台風に関する情報提供を行い、台風被害の防止・軽減を呼びかけました。

(11) 那覇市との「津波緊急一時避難施設協定書」の締結

2018年3月より、大津波時における人々の生命・安全確保に寄与することを目的として、那覇市と当社との間で「津波緊急一時避難施設協定書」を締結しています。

この協定は、那覇市内の海拔の低い地域を対象として、海拔の高い建物を所有する企業や団体が、津波襲来時に緊急的に一時避難できる施設を提供し、低地に居住する市民の生命および安全の確保に資することを目的としたもので、当社は本社ビルを提供することとしています。

(12) 那覇市消防局と連携した消防力強化への取り組み

2023年1月7日、那覇市消防局出初式において、同局と当社のタイアップによる住宅用火災警報器啓発ブースを設け、消防力強化に向けた啓発活動を実施しました。

(13) 「この島のおんしん・おんぜん白書（2022年度版）」の発行

「交通安全」「防災」「防犯」「健康」の各分野における沖縄県の現状を客観的データなどから確認できる「この島のおんしん・おんぜん白書（2022年度版）」を作成し、当社ホームページ上で公表しています。また、特集記事として「飲酒運転根絶に向けた座談会」の内容を掲載し、沖縄県警察や沖縄県交通安全協会連合会、各地区交通安全協会、各地区防犯協会等の関係機関へ寄贈しました。

(14) 「DAY-GO!なび（事故防止&家族見守りアプリ）」の提供

当社では、沖縄県の交通事故を削減することを目的に、ドライブレコーダー機能を搭載した「DAY-GO!なび（事故防止&家族見守りアプリ）」を開発しました。

主な機能として、ドライブレコーダー機能を活用した運転診断機能や事故・故障時のサポート機能、そして身体的な認知機能・動体視力の状態を確認できるドライバー適性チェック機能を実装しております。

サービスの提供を通じて、沖縄県の交通事故削減に繋がるよう取り組んでまいります。

2. 地球環境問題への取り組み

・地球温暖化対策

⇒ペーパーレス化の推進

⇒エネルギー効率の改善に向けた取り組み

・沖縄の自然環境保護への取り組み

⇒「島エコプロジェクト」によるサンゴ礁の保全・再生活動

当社では「お客さまと一体となって地球環境について考えていくとともに、沖縄の美しい自然環境を将来の世代に残していくこと」をコンセプトに、地球環境保全のためのエコプロジェクトとして『島エコプロジェクト～LOVE OKINAWA ECO PROJECT』を実施しております。

保険商品等を通じてかけがえのない沖縄の人と自然を守りたい！これが私たちの願いです。

『島エコプロジェクト』では、お客さまとともに次の取り組みを行っております。



(1) ペーパーレス化の推進

当社では、デジタル・ペーパーレス化を推進することを目的としたプロジェクトチームを発足し、当社が作成している証券・各種はがき・申込書などを含めた大量の紙資源を節減することで、地球環境保全により一層貢献し、SDGsや脱炭素化に寄与する取り組みを進めています。

(2) エネルギー効率の改善に向けた取り組み

当社では、地球環境保全を目的に一部の社用車に電気自動車（EV車）を導入するなど、エネルギー効率改善に向けた取り組みを進めています。

(3) リサイクル部品使用特約の販売

循環型社会を商品面より支援する観点から、「リサイクル部品使用特約」を販売し、リサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

※リサイクル部品とは、使用済み自動車から再利用可能な部品を取り外し、清掃、美化、品質チェックを行ったものや、摩耗や劣化した部品を交換してから再度組み立て、品質チェックを行ったものです。自動車の修理にリサイクル部品を使用することで、廃棄物を削減し、新品部品を使用する場合に比べて大幅なCO2の削減に貢献することができます。

(4) 「エコ割引（3%）」の導入

環境配慮型自動車であるハイブリッド車や電気自動車等の普及促進の観点から、これらの自動車に対して保険料を割引く「エコ割引（3%）」を導入しています。

(5) Web証券・Web約款の導入

地球環境保全の観点より「紙の使用量削減」に努め、紙資源となる森林の保全に貢献するため、自動車保険および火災保険で「Web証券」を導入し、自動車保険、火災保険および傷害保険で「Web約款」を導入しています。

※「Web証券」・「Web約款」とは、ご契約後に郵送する証券や冊子型約款に代えて、ご契約内容や保険約款を当社のホームページで閲覧していただく方法のことをいいます。

(6) 沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」への寄付支援

地球環境保全への貢献を目的に、沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」を行う団体「特定非営利活動法人アクアプラネット」(<https://www.aqua-planet.org>) ※に寄付を行っています。サンゴ礁はオニヒトデの食害や赤土の流出、海水温の上昇に伴う白化現象等により激減している現状にあり、サンゴ礁の保全・再生活動への支援は非常に意義のあるものだと考えております。

※特定非営利活動法人アクアプラネットについて

ダイバー仲間とともに水中の世界を見つめてきた中で、経済の発展と反比例するように悪化していく海の環境を何とかしたいとの思いから、理事長の田中律子氏を筆頭に、海の環境啓蒙活動や、沖縄県においてサンゴ礁の養殖・植え付け活動を行っている団体です。また、世界で初めて養殖サンゴの産卵を成功させました。



(7) 定例清掃

当社では、毎月10日を全社一斉の定例清掃日と位置付け、本店をはじめ、各営業支社・サービスセンターにおいて、店舗周辺の清掃活動を行っています。

地域の美化、クリーン活動の一環として、10年余にわたり、継続しています。



3. 人財育成・人を支える取り組み

・D&Iの推進

⇒女性活躍推進に向けた取り組み

⇒障害者や外国人など多様な人財採用に向けた取り組み

・健康経営の推進

⇒うちなー健康経営宣言に基づく取り組み



(1) 地域への車椅子および障がい者スポーツ用具の寄贈について

当社は、1990年5月、救急診療所の「車椅子が不足している」との新聞紙上への投稿がきっかけで、その年の7月、那覇市救急診療所へ車椅子を寄贈したことに始まり、それ以来、当社の社会貢献活動の一環として、毎年実施しています。

2022年度は、沖縄県の障害者週間に合わせ、沖縄県障がい者スポーツ協会に対し、ブラインドサッカー用具一式および1台の競技用車椅子を寄贈しました。これは沖縄県障がい者スポーツ協会が行っている小学校や中学校への障がい者スポーツの出前授業の取り組みに賛同し、沖縄県内における障がい者スポーツの認知向上、発展・支援を目指すものであります。今後も利用効果の高い社会貢献ができるよう取り組んでいきます。

今回の寄贈により、これまでの33年間で延べ1,005台の車椅子を寄贈しました。



(2) 交通遺児育成会への寄付

2023年7月5日、交通事故被害者への支援を目的として、当社内で募った募金をもとに、公益財団法人沖縄県交通遺児育成会へ寄付を行いました。

寄付金は同育成会を通して交通事故にあった保護者をもつ児童・生徒に対し、奨学・育成金として給付されます。



(3) 琉球大学寄付講座

当社は、郷土の損害保険会社の社会貢献の一環として、2004（平成16）年度より、地元の琉球大学理学部へ寄付を行い、寄付金による講座「保険数理Ⅰ～Ⅳ」を開設しています。

講義は主に数学を学ぶ学生を対象に、専門的な数理手法の習得と実社会における数理知識の活用事例の紹介を目的として実施しており、現在当社に所属する日本アクチュアリー会正会員の資格を持つ社員を講師として派遣しています。

アクチュアリー（Actuary）とは、保険業界などにおいて、確率論・統計学などの数理的手法を活用して、保険料の算出、責任準備金の計算、リスク管理など、財務の健全性を確保するために数理的専門業務を幅広く行う専門職能を言います。アクチュアリーの資格を取得するためには（公社）日本アクチュアリー会の実施する試験に合格する必要があります。

講義を通じて学生達の間では年々保険業界・アクチュアリーへの関心が高まっているとともに、難関とされているアクチュアリー資格試験の学生合格者も毎年着実に輩出しており、同大学から生命保険会社や損害保険会社へ就職する事例が多くなってきています。

(4) 使用済み切手寄贈

2023年6月7日、那覇市社会福祉協議会へ使用済み切手の寄贈を行いました。同協会では、使用済み切手を換金し、年に一回開催される「紙おむつ支給決定交付式」の中で、紙おむつ交換券として体の不自由な方に贈られています。



(5) HelloWorld株式会社「まちなか留学基金」への寄付

地域の子どもたちへの新たな学習機会の創出に繋げることを目的に、HelloWorld株式会社が提供するサービス「まちなか留学」に参加する子ども達に向けた支援として、「まちなか留学基金」への寄付を行いました。「まちなか留学基金」は所得などの問題で、まちなか留学を受けられない子どもたちを対象に、無償で提供する活動を行っており、当社が取り組むべき重要課題である「人材育成・人を支える取り組み」に該当します。



(6) 高校生向け教育支援の取り組み

沖縄の将来を担う人財育成の一環として、2022年10月、株式会社マイナビと那覇市が共同開催した高校生向け「フィールドスタディ」へ参加しました。

当日は、沖縄の地域課題に対して、企業側から事業内容や提供可能なリソースなどを説明したのち、学生たちがグループディスカッションを通して、地域課題解決に向けたアイデアを出し合いました。その後、学生の発表に対して、企業側が講評を行うなど、活発な探求学習の時間となりました。

(7) スタートアップ支援の取り組み

今年度も県内の主催企業7社と連携し、沖縄から革新的で競争力のあるスタートアップ企業の創出・育成を行う「OKINAWA Startup Program」を実施しました。本プログラムで採択されたスタートアップ企業に対しては、勉強会やメンタリングの機会提供のほか、事業の協業領域において、当社が有するリソースの提供を行うなど、継続的に沖縄のスタートアップ支援を行っています。

(8) 女性活躍推進に向けた取り組み

私たちを取り巻くリスクが多様化するなか、「この島の損保。」として“あんしん・あんぜん”をお届けし、多様なお客さまニーズにお応えするためには、社内の多様な人財の活躍推進が必要不可欠です。女性従業員がイキイキと活躍できる職場を実現するため、2022年度にプロジェクトチームを発足し、課題の洗い出しや対応策の取りまとめを行うなど、女性活躍推進に向けた取り組みを進めています。

(9) うちなー健康経営宣言に基づく取り組み

当社では、2021年4月1日に「うちなー健康経営宣言」を宣言し、従業員への健康診断の受診や、保健指導を受けさせるなど、従業員の心身の健康保持・増進とライフスタイルの充実にに向けた取り組みを推進しています。

損害保険業界の取り組み

1. 業界の損害保険の普及啓発・理解促進運動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）の達成にも貢献しています。主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 普及啓発・理解促進



国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、損害保険に関する金融リテラシー（「損害保険リテラシー」）は欠かせない生活スキルの一つです。消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

＜「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」＞

金融経済教育研究会（事務局：金融庁）は、保険商品に関する「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」として以下を掲げています。

- ① 自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解
- ② カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理

消費者の皆さまに損害保険を理解いただくための取り組みとして、損保協会ホームページや講師派遣活動などを通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

① 損害保険の普及啓発・理解促進

● そんぽ学習ナビ

損保協会ホームページ内で教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を開設しています。本サイトでは、損保協会の教育支援ツール（教材）などを年齢別にまとめています。

● 講師派遣活動

損害保険の仕組みや役割を理解していただくために、次のような各種講演会を全国で開催しています。

- ・一般消費者を対象とした各種講演会
- ・消費生活相談員の方を対象とした各種勉強会
- ・高校生を対象とした講演会
- ・大学生・短期大学生を対象とした講演会

● 各種教育副教材の提供

高校生を主な対象に、日常生活のリスクと、そのリスクに備えるための損害保険について学習するための教材「明るい未来へTRY！～リスクと備え～」を提供しています。本教材は、文部科学省が学習指導要領で掲げる「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を実施できる内容となっています。また、公益財団法人消費者教育支援センターが実施している「消費者教育教材資料表彰2021」において、動画教材が優秀賞を受賞するなど、各方面から評価を得ています。

(2) 地震保険の普及・啓発



地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。

2021年度に火災保険を契約された方のうち、約7割の方が地震保険に加入しています。

地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・啓発を行うことは損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取り組み等を通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



(3) 自賠責保険の普及・啓発



自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどの広告、全国のガソリンスタンドにおけるポスター広告の掲出など、マスメディア等を通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。



(4) 消費者行政機関等との対話・交流



各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。また、各地域の消費生活相談員の方向けに、一般消費者から損害保険に関する相談を受けた際の参考となるよう、勉強会を実施しています。

2. 業界の社会公共活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) の達成にも貢献しています。

主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 交通安全対策



①交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転防止事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援、グリーフケア事業・研究への支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等



リハビリテーション講習会



②交通安全啓発活動

●交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

●自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。

●高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が多く発生していることから、反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。

●飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

●後部座席シートベルト着用推進

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。



(2) 防災・自然災害対策



①地域の安全意識の啓発

- 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及
- 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及
- 中学生・高校生向けの防災教育教材の提供

②地域の防災力・消防力強化への取り組み

●軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。これまでの寄贈台数は3,503台（※）となっています。

※1952～2022年度までの累計、軽消防自動車以外の消防資機材も含んだ総数。

●防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁の協力を得て、防火標語および同標語を掲載した防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚）を作成しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。



過去5年間の全国統一防火標語

年度	全国統一防火標語
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来
2022年度	お出かけは マスク戸締まり 火の用心
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル
2019年度	ひとつずつ いいね！ で確認 火の用心

●ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読書「ハザードマップと一緒に読む本」やeラーニングコンテンツ「動画で学ぶ！ハザードマップ」のほか、チラシ「水災害への備え、本当に大丈夫ですか？」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

●「そんぽ防災Web」での情報・ツール提供

「そんぽ防災Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。本サイトでは、「災害時の損害保険等の手続き・減免措置」や「被災したときに受けられる保険金以外のお金に関連する制度」を紹介しています。このほか、当協会の防災コンテンツ（動画やリーフレットなど）をカテゴリ別に分かりやすく一覧にまとめています。

(3) 犯罪防止対策



①自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間側事務局として参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

②住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理（リフォーム）に関し、「保険が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが急増しています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、消費者庁・金融庁・警察庁および独立行政法人国民生活センターの協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。

また、より広く消費者の皆様にご覧いただくための動画も作成し、損保協会ホームページで公開しているほか、インターネット検索サイトに広告を出稿し、消費者の皆様へ住宅修理サービストラブルへの注意を呼びかけています。

さらに、業者とのトラブル等で困りの方からのご相談を受け付ける「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」を設置し、被害防止に取り組んでいます。



③啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、身の回りに起こりうる危険に対処できる知識を学習しておくことが大切です。万一の事態が起こった時、直ちに身を守る行動に繋がられるよう、大人と子どもが一緒に学べる事前学習型の教材（手引き）を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。

(4) 環境問題への取り組み



①気候変動対応の推進

気候変動は生命や生活基盤、経済システムを広く脅かす重大なリスクであり、グローバルな対応が求められています。これらに関する損保業界への期待に応え、サステナブルな社会への円滑な移行に貢献すべく、2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を公開するとともに、業界内の知見を深めるためのニュースレター配信や勉強会を実施し、脱炭素社会の実現を推進しています。

②環境問題に関する目標の設定

「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連 循環型社会形成自主行動計画」に参加し、CO2排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

③環境取組みに関する行動計画

「気候変動対応方針」の策定に伴い、「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」の内容を見直すとともに、「経団連カーボンニュートラル行動計画」および「経団連 循環型社会形成自主行動計画」の目標等を含めた内容を、新たな計画（「環境取組みに関する行動計画」）として、2022年2月に制定し、環境問題に取り組んでいます。

④自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。

⑤エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、ビデオクリップ（DVD）とチラシを作成し、普及啓発に取り組んでいます。



(5) 保険金不正請求防止に向けた取り組み



①保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

②保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

③保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくとともに、保険金不正請求ホットラインを周知し情報を寄せていただくことを目的に、啓発動画を作成し損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。

④保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

2018年10月から保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用しています。保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。



V. 各方針・体制について

当社は、会社法・保険業法等の関係法令の下、各方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築しています。

1. コーポレート・ガバナンス方針

当社は、経営理念として、損害保険会社の公共的使命である損害保険の普及と適正迅速な保障の提供を通じて、企業の信用と繁栄を築き社会に奉仕していくことを掲げており、この実現のためには、コンプライアンス（法令等遵守）を経営上の重要課題と位置づけ適法・適正な企業活動を遂行するとともに、適切な業務運営態勢を実現していくことが必要であると認識しています。

こうした認識をふまえ、当社は、以下の方針に基づいて健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを実現します。

(1) 経営管理体制

当社は、高い倫理観をもった取締役による適正な経営管理を確保しつつ、監査役による経営チェック機能を活用するために、監査役設置会社を採用しております。

さらに、外部有識者を取締役及び監査役として招聘し「社外の目」を取り入れた健全かつ透明性の高い経営管理体制とします。

(2) 取締役および取締役会

① 取締役および取締役会の役割

取締役および取締役会は、法令等遵守態勢の構築に取り組むとともに、保険引受リスク、資産運用リスク等のリスク管理が保険経営上の重要課題であることを十分認識して、リスク管理方針を明確に定めて社内への周知および適切なリスク管理に取り組みます。また、お客さま本位の経営を目指して、適切な保険募集・保険金支払を実現するため、健全かつ適切な業務運営の確保にその役割と機能を発揮します。

② 取締役の員数、構成および任期

取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定の実施および取締役会が負う責務の範囲を勘案して、14人以内とします。社外取締役の人選にあたっては、事業の専門性・技術性、経営管理体制の透明性などを勘案して、指名報酬委員会において検討します。

取締役の任期は、その各事業年度の経営に対する責任を明確にするために1年とし、再任を妨げないものとします。

(3) 監査役および監査役会

① 監査役および監査役会の役割

監査役は、会社法が求める責務を履行するほか、保険契約者の保護の重要性をふまえて業務運営の適法性および妥当性に関する監査を実施します。

監査役会は、上述の監査が実効性をもって実施されるよう監査方針、監査計画等を決定します。

② 監査役の員数および構成

監査役の員数は、会計監査および業務監査の実効性の確保を勘案して、4人以内とします。

このうち半数以上を社外監査役とします。

③ 監査役補助体制

当社は、監査役業務および監査役会運営を補助するため、取締役から独立した専任の監査役補助人を監査役会のもとに配置します。

(4) 指名・報酬委員会

① 委員会の設置

取締役および監査役の選任および処遇について透明性を確保するために、取締役会の内部委員会として指名・報酬委員会を設置します。これを通じて、役員を活発な経営論議および公正な職務執行を確保します。

② 委員の構成

委員会は、3人以上の委員で組織し、委員の半数以上および委員長は、社外委員（当社およびその子会社の役職員でなく、かつ、過去に役職員となったことがない者をいいます。）とします。

③ 委員の選任

委員の独立性および中立性を確保するために、委員の選任は、委員会の同意を得て行うこととします。

④ 委員会の権限

委員会は、役員の選任方針および選任基準を定め、役員候補者を決定するとともに、役員の業績評価、報酬体系および報酬水準について取締役会に意見具申を行います。

(5) **コンプライアンス委員会**

① 委員会の設置

内部監査および法令等遵守をはじめとする内部管理に「社外の目」を取り入れ、より透明性が高く公正かつ適切な業務運営を確保するために、取締役会の下部機関としてコンプライアンス委員会を設置します。

② 委員の構成および選任

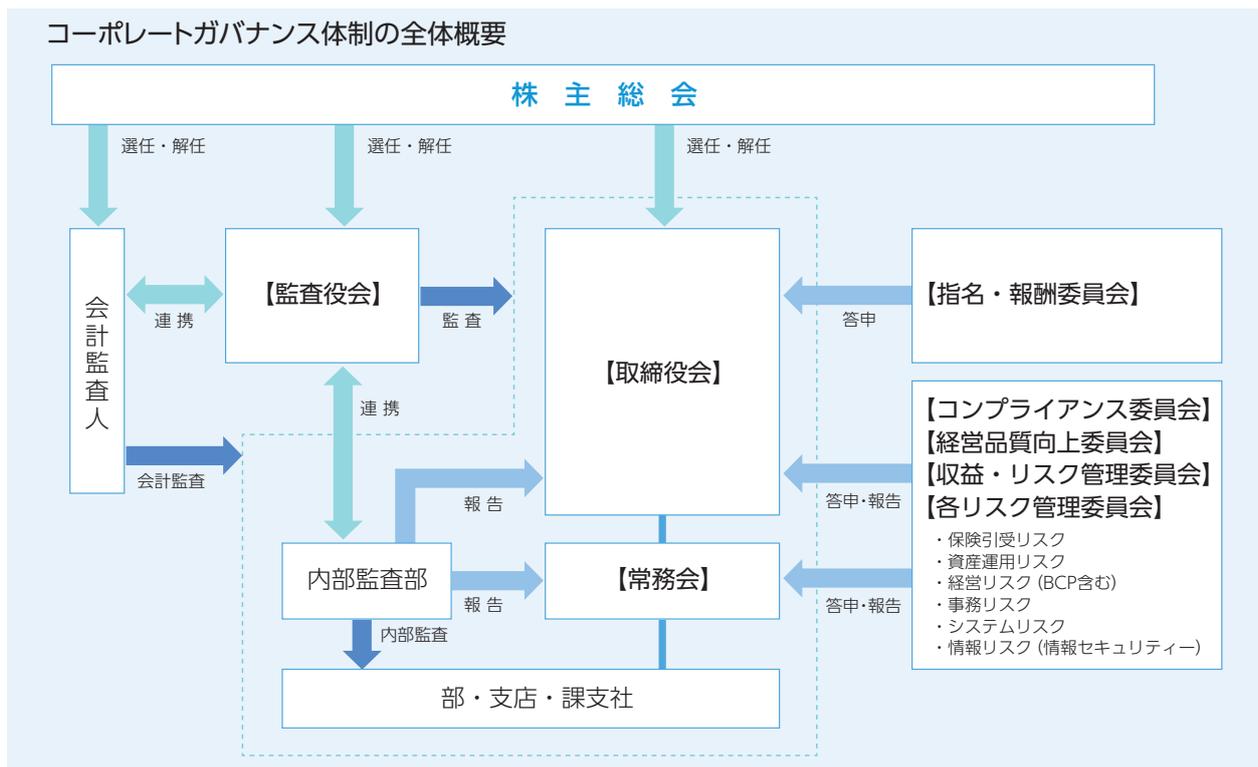
委員会は、社外委員を含む委員で組織し、委員長は、社外委員（当社およびその子会社の役職員でなく、かつ、過去に役職員となることがない者をいいます。）とします。

③ 委員会の権限

委員会は、内部監査態勢および法令等遵守をはじめとする内部管理態勢の適切性および妥当性を検証し、関係する役員または部門に対して助言、勧告などを行うとともに、必要に応じて取締役会に対して付議・報告を行います。

(6) **情報開示**

当社は、業務運営の透明性をより高めるため、社外に影響が及ぶ不祥事件については速やかに、開示します。



2. 内部統制システムの構築に関する基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款等に適合することを確保するために必要な体制を以下のとおり整備する。

- ① 当社は、コンプライアンスの統括管理を行う部門（以下、コンプライアンス統括部門という。）を設置する。
- ② 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本方針およびコンプライアンス遵守規準並びにコンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・マニュアルを策定のうえコンプライアンスを最優先とするよう周知徹底を図る。
- ③ コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス・プログラムを策定のうえ、コンプライアンス体制の整備および維持を図る。また、社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、自己責任原則に基づく適法・適切な業務運営体制を確立する。
- ④ コンプライアンス統括部門は、不正行為等の早期発見と是正を行うことを目的として、内部通報制度を設け、社外弁護士との窓口を含め、会社の内外にコンプライアンス相談窓口を設置する。
- ⑤ 当社は、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、業務運営の適切性や資産の健全性の確保を図ることを目的とする内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する。
- ⑥ 当社は、「情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、顧客情報保護への対応体制を整備するとともに、個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）その他の法令・ガイドライン等を遵守して、安全管理について適切な措置を行うこととする。
- ⑦ 当社は、「反社会的勢力に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的な対応を行うこととする。
- ⑧ 当社は、「利益相反管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行うこととする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクの統括管理を行う部門を設置する。
- ② 当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理における基本方針およびリスク管理規程を定め、当社およびグループ会社は同規程に基づき業務執行に係るリスクを認識するとともに、リスク管理体制を構築する。
- ③ 当社は、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を抑制しこれを最小限に止める体制を整える。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、中期経営計画等を策定し、グループ会社と共有する。
- ② 当社は、取締役会規則に基づき、取締役で構成する取締役会を設置し、経営上の重要事項について決議・報告を行う。
- ③ 当社は、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に常勤取締役および執行役員によって構成される常務会において議論を行い、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。
- ④ 当社は、効率的な業務執行を実現するために、組織単位の業務分掌と職務権限の範囲などを定めた組織に関する規定を定めるとともに、適切な組織体制の構築を図る。

(4) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社の管理について、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の経営方針および事業計画等の重要事項の策定を当社の承認事項とするとともに、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とすることにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
- ② グループ会社は、当社からグループ会社に対する不当取引の要求等、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社のコンプライアンス統括部門に報告のうえ、当社およびグループ会社における業務の適正を確保する。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報について、法令・定款及び社内規程に基

づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理する。

(6) 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、財務の健全性を確保するための管理体制を整備する。
- ② 当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を整備する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役職務を補助するため、監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査役職務補助および監査役会の事務局として、監査業務を補助するために必要な知識・能力を有する専任の使用人（以下、「補助使用人」という。）を配置する。
- ② 当社は、補助使用人の人事異動および懲戒処分にあたっては、常勤監査役の同意を得ることとし、補助使用人の人事考課については常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 補助使用人は、監査役の命令による業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社は、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項については、権限規程等で定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
- ② 当社は、グループ会社の取締役、監査役および使用人が、当社またはグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- ③ 当社は、上記①および②の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう、必要な体制を整備する。
- ④ 当社は、内部通報制度に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- ② 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- ③ 当社は、監査役が、会計監査人、取締役、内部監査部門およびその他監査役職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。また、取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- ④ 当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理する。

《業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要》

① コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス・マニュアルおよび2022年度コンプライアンス・プログラムに基づき、社外有識者を委員長とするコンプライアンス委員会を適宜開催し、コンプライアンスの統括管理部門である業務品質部を中心として、全社態勢でコンプライアンスにかかる取り組みの推進および改善を図りました。

② リスク管理に関する取り組み

リスク管理方針、各リスク管理規程および2022年度各リスク管理計画に基づき、各リスク管理委員会を適宜開催し、各リスクの主管部署におけるリスクの把握・評価・コントロールを通して全社的にリスク管理態勢の強化を図るとともに、顕在化したリスクに対しては適切な対応を行いました。

③ 内部監査の実施状況について

2022年度内部監査方針および内部監査計画に基づき、全社および部店リスクアセスメントの結果判明した当社全体あるいは部店の重要リスクを特定し、テーマ監査および部店監査を実施しました。

3. リスク管理態勢

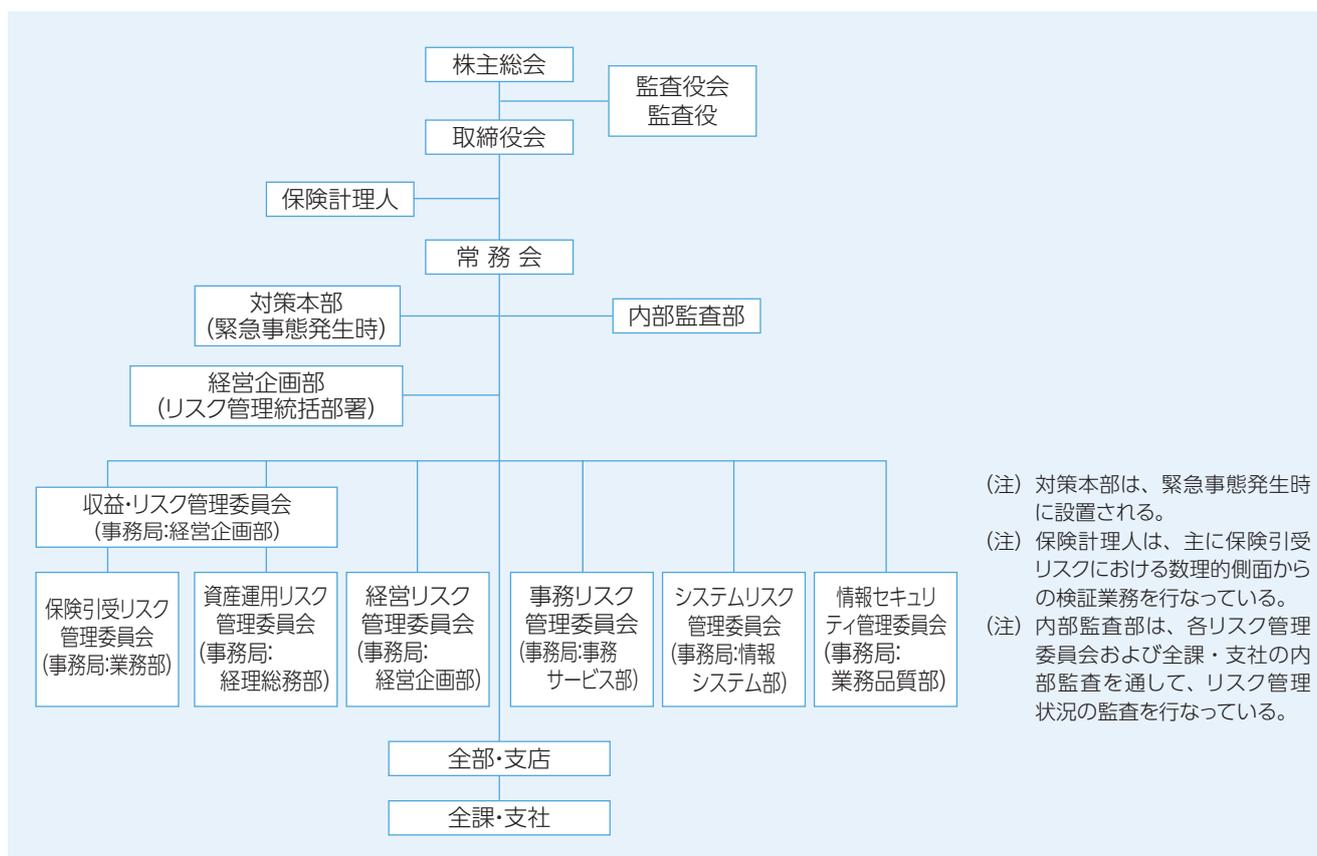
損害保険業を取り巻く経営環境が急速に変化しているなか、損害保険会社の抱えるリスクもますます多様化、複雑化しており、経営の健全性確保および企業の持続的発展を遂げていくためには、当社およびその子会社がさらされている全てのリスクを的確かつ迅速に把握し、適切に管理していくというリスク管理の一層の高度化の必要性が高まっています。

このような認識に基づき、当社では、「リスク管理態勢の充実・強化」を経営上の重要課題として位置付け、各種リスクを分類・体系化し、リスク管理の強化に努めています。また、それらのリスクを統合的に管理する手法を開発し、その高度化を進めています。特に経営上重大な影響を及ぼすようなリスクから優先的かつ重点的にリスク管理を行い、資本とリスクを一元的に管理する統合的リスク管理、いわゆるリスクベースの経営態勢（E R M：Enterprise Risk Management）の強化により、財務の健全性と収益性（資本効率）の向上に取り組み、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

(1) リスク管理態勢

当社では、事業運営上の管理すべきリスクを「保険引受リスク」、「資産運用リスク」、「事務リスク」、「システムリスク」、「情報リスク」、「経営リスク（その他のリスク）」の6つのリスクカテゴリーに区分し、各リスクの主管部署において、リスクの把握・評価・コントロールおよびモニタリング等を実施するとともに、各リスク管理委員会および取締役会等を通じて全社的なリスク管理を推進しています。

さらに、会社経営の健全性の確保と経営資源のより効果的・効率的な配分を行うため、当社の主要なリスクである保険引受リスクと資産運用リスクを統合的に管理する収益・リスク管理委員会を設置し、「統合的リスク管理」に向けた取り組みの強化を進めています。



① 定量的な取り組み

「保険引受リスク」や「資産運用リスク」などのリスク量をVaR（注1）というリスク指標を用いて計量し、当社が保有しているリスク量の把握に努めています。

さらに、大規模な自然災害や金融市場の混乱等の具体的なストレスシナリオを想定し、そのシナリオが発生した場合に会社経営にどのような影響を与えるかを検証するストレステストを実施しています。

②定性的な取り組み

当社は、「リスク管理に関する基本方針」および「リスク管理規程」に基づき、各種リスクの主管部署を中心にその特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、個別のリスク管理委員会において、その対応状況を管理しています。

また、当社を取り巻くリスクに関する情報について、リスク種類、定義、位置付け、リスクの発生源、影響度、頻度等の全体像の見直しを毎年行い、リスクの把握に努めています。リスクの把握は、エマージングリスク（注2）も含めて実施しています。

（注1）VaR

Value at Risk（バリュー・アット・リスク）の略で、一定の確率で被る可能性のある最大損失額をいいます。

（注2）エマージングリスク

エマージングリスクとは、現状ではリスクとして認識されていないが、社会や環境の変化などにより、新たに出現し収益に影響を与えるリスクをいいます。

（2）保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、保険引受リスクを「一般保険リスク」「自然災害リスク」「巨大リスク」「商品開発リスク」「再保険リスク」に区分して、適切に管理しています。

①一般保険リスク

一般保険リスクとは、経済情勢の変化や保険事故発生率の変動などによって、当社において当初設定した保険料率（保険期間が長期にわたる保険商品に設定する予定利率を含む）、条件、引受基準などが、実際の保険金や事業費に見合う水準と相当程度乖離することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、引受基準（アンダーライティング・マニュアル）に基づいて保険引受を行い、定期的に損害率等の収支状況の把握・分析を行うとともに、必要に応じて、適宜引受基準の見直しを実施しています。

②自然災害リスク・巨大リスク

自然災害リスクとは、大規模な風水災または地震等に起因して集積損害が発生することにより損失を被る可能性のことです。また、巨大リスクとは、自然災害以外の大規模な事故が発生することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、毎年保有水準・再保険カバーについて見直しを行い、再保険（注）を活用しながらリスクの回避や軽減に努めています。

③商品開発リスク

商品開発リスクとは、商品開発や商品改定に際して保険約款や保険料率の設定または社内の販売態勢整備が適切になされないことにより損失を被る可能性のことです。

当社では、商品開発検討委員会（保険引受リスク管理委員会の下部組織）において料率の妥当性や販売態勢整備の適切性などを確認し、想定されるリスクの発生可能性を点検したうえで商品開発や商品改定を実施しています。さらに、販売後は定期的にリスクの発生状況をフォローアップすることで、リスクの回避や軽減に努めています。

④再保険リスク

再保険リスクとは、再保険取引先の破綻等による回収不能および元受・再保険市場環境の変化等による出再不能により自己保有を余儀なくされた結果、損失を被る可能性のことです。

当社では、毎年再保険カバーの決定時に再先の信用力（格付機関による格付等）を確認し、選定することで、リスクの回避に努めています。

（注）再保険

a) 出再および受再に関する方針

自社が抱えるリスクの保有状況を十分に把握した上で、保険収支への影響や自己資本および責任準備金の状況を勘案し、経営に重大な影響を与えることがないよう適切な再保険カバーの確保および再保険の引受に努めています。

出再先の選定にあたっては、出再先の経営破綻等による損失発生回避、および再保険キャパシティーの安定的確保等の観点から、財務状態や経営の健全性評価および格付機関の格付等を踏まえ、十分な審査のもと信用力の高い出再先の選定を行っています。

受再については、対象種目および地域等に一定の制限を設けており、特に海外からの受再については、当該リスクについて引受の適否を十分に評価することが困難であることから引受は行なっておりません。

b) 再保険カバーの入手方法

再保険カバーについては、適格要件を満たした再保険者から直接または再保険ブローカーを介して入手しています。

c) 主要な集積リスク（地震・台風）への対応

主要な集積リスクである地震・台風等の自然災害リスクについては、合理的なリスクモデルで算出された予想最大損害額により集積リスクを把握するとともに、関東大震災規模の地震災害または伊勢湾台風規模の台風災害が発生しても財務の健全性が維持できるよう、異常危険準備金の積立状況等を勘案した上で、比例再保険特約（Q/S）や超過損害額再保険特約（E L C）により適切な再保険スキームの構築および保有額の設定等を行い対応しています。

(3) 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する運用資産の価値が変動することにより損失を被る可能性のことです。当社では、資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」「流動性リスク」「デリバティブ取引リスク」「不動産投資リスク」に区分して、適切に管理しています。

①市場リスク

市場リスクとは、金利・有価証券等の価格・為替等の変動に伴い、保有する資産の価値が変動することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、市場リスクを「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」に区分し、投資・保有制限を設け、リスクの回避やリスクの軽減に努めています。

②信用リスク

信用リスクとは、資金貸付先や信用供与先等の財務状況の悪化等に伴い、資産の価値が減少もしくは毀損することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、信用リスクについても、投資・保有制限を設け、リスクの回避やリスクの軽減に努めています。

③流動性リスク

流動性リスクとは、保険料収入の急激な減少や保険契約の解約急増もしくは大規模自然災害や巨大災害等による保険金支払の増加等による資金繰りの悪化に伴い、通常より著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る可能性のことです。

当社では、各運用資産に投資・保有制限を設け、一定割合以上の流動性の高い資産を確保することにより、流動性リスクの回避に努めています。

④デリバティブ取引リスク

デリバティブ取引リスクとは、金融派生商品取引に伴い、資産の価値が減少もしくは毀損することにより損失を被る可能性のことです。

⑤不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を要因として「投資用不動産」にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として保有不動産価格自体が減少することにより損失を被る可能性のことです。

(4) 事務リスク管理

事務リスクとは、当社の役職員および保険募集人が不適切な事務を行なったこと（事務ミス）、もしくは事故・不正等の発生により損失を被る可能性のことです。

当社では、各種規程・マニュアルの整備や業務研修を実施するとともに、事務リスク管理委員会の管理のもと、事務ミス発生防止、事故・不正等の回避、事故発生後の被害最小策および再発防止策の策定に努めています。

(5) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータのシステムダウンまたは誤作動等（システム障害）の発生等により損失を被る可能性のことです。

当社では、システム開発・運用に関する各種規程を整備するとともに、特にシステム開発における各段階の開発テストを充実させ、システム障害発生防止に努めています。また、システム障害の発生を確認した場合は、早期に原因調査・復旧を行い、併せて再発防止策を実施しています。

特に、地震や台風発生時において、事業継続管理の観点から、システム障害の発生可能性状況を早期に把握し、再稼働の状況をユーザーにいち早く知らせる仕組みを構築しています。

(6) 情報リスク

情報リスクとは、当社が適切に管理すべき情報の流出または不正使用等が発生し、当社の社会的信用が低下することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、個人情報・データの保護を含め適切な情報管理を行うことにより、情報漏えいの未然防止に努めています。なお、個人情報・データの保護については、39ページを参照ください。

(7) 経営リスク（その他のリスク管理）

上記以外のリスクとして、「風評リスク」「事故・災害・犯罪リスク」「大規模災害リスク（危機管理）」「人事・労務リスク」「法務リスク」があります。

当社では、経営リスク管理委員会においてこれらのリスクの状況を把握することで、リスクの回避や軽減に努めています。

①風評リスク

風評リスクとは、当社に対する評判の悪化や風説の流布等の発生に伴い、当社の社会的信用が低下することにより損失を被る可能性のことです。

当社では、適切な情報開示を積極的に行うことにより、ステークホルダーとのより良いコミュニケーションを図り、風評リスク発生の未然防止に努めています。

②事故・災害・犯罪リスク

事故・災害・犯罪リスクとは、事故・災害・犯罪に起因して、当社または当社業務に密接な関係を有するものが、その生命・身体・資産・情報・信用・業務遂行能力に被害を受けることにより損失を被る可能性のことです。

当社では、定期的に消防訓練や消防用設備等の保守点検を実施することにより、リスクの回避や軽減に努めています。

③大規模災害リスク（危機管理）

大規模災害リスク（危機管理）とは、地震・台風等の自然災害や火災・その他の大事故等の発生により、通常どおりの業務運営（保険の募集、保険金の支払）に支障が生じてしまう可能性のことです。

当社では、大規模災害が発生した場合、社長を本部長とする「大規模災害処理対策本部」を設置し、早期の業務運営機能の回復に努める体制を設けています。

④人事・労務リスク

人事・労務リスクとは、以下のような事象によって当社の円滑な業務運営が阻害されることにより、損失を被る可能性のことです。

- ・必要な人材の確保または育成が不十分
- ・人事運営に関する不満に起因する社員の士気低下
- ・不適切な労務運営に起因する社員の士気低下または心身の健康障害

当社では、ゆとり創造委員会において、労務運営等を把握することにより、リスクの回避や軽減に努めています。

⑤法務リスク

法務リスクとは、事業活動に付随して発生する可能性のある以下のリスクをいいます。

- ・法令等を遵守しないことにより損失を被るリスク
- ・法的紛争の発生により損失を被るリスク
- ・法令等の新設・変更により損失を被るリスク

当社では、リーガルチェック（新規募集文書の法律上等のチェック）の実行やコンプライアンス委員会において法務リスクを管理することにより、リスクの回避や軽減に努めています。

4. 第三分野保険に係る責任準備金の積み立ての適切性の確保

(1) 第三分野保険に係る責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

介護費用保険等の長期の第三分野保険商品については、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすく、また保険期間が長期にわたるため、保険料算出基礎において、契約締結時には想定しえない長期的な不確実性を有しているといえます。

当社では、このような契約締結当初には想定しえない不確実性に対しても、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられ、かつ、積立不足が生じない水準であるかを確認するため、告示（平成10年大蔵省告示第231号）の規定に基づきストレステストを実施し、危険準備金の積み立ての要否を評価しています。さらに、保険計理人が保険業法施行規則第80条第1号および告示（平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号）の規定に基づき確認（負債十分性テストを含む。）を行った結果、責任準備金に積立不足が認められた場合には、追加責任準備金を積み立てることとしています。

(2) テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステスト・負債十分性テストの実施においては、法令等に基づき実施基準を定めています。具体的には、ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率は、当社の過去の保険事故の実績等から適切な保険数理に基づく方法を用いて設定しています。

(3) テストの結果（危険準備金、追加責任準備金の額）

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2022年度末責任準備金については適切に積み立てられており、積立不足は生じていないことが確認できたため、ストレステストに基づく危険準備金の積み立ては行っていません。また、追加責任準備金の積み立ても不要となっています。

5. 社外・社内の監査・検査体制

(1) 社外の監査・検査体制

当社は金融庁における保険業法に基づく検査ならびに、保険会社向けの総合的な監督指針等に基づくモニタリングや点検、ヒアリング等を受けております。また、会社法に基づく監査法人（PwCあらた有限責任監査法人）による外部監査を受けています。

(2) 社内の監査体制

当社では、内部監査を「組織目標の効果的な達成を図るため、社内における全ての業務を対象とした内部管理態勢（法令等遵守態勢・リスク管理態勢を含む）等の適切性・有効性を検証するプロセスであり、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等まで行うことを目的とする」と定義して、営業部門・損害サービス部門をはじめ全ての部門等を対象に内部監査を実施しています。また、内部監査結果については、取締役会等に報告しています。

6. コンプライアンス（法令等遵守）体制

(1) コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要事項と位置付け、本店にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラム策定内容を着実に推進するとともに、一元的管理体制の整備により実効性のある内部管理体制を確立し、もって自己責任原則に基づく適法・適切な業務運営態勢を確立します。

(2) コンプライアンス遵守規準

当社は、コンプライアンスの達成にあたってコンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムをもって当社共通のコンプライアンス遵守規準とし、全役職員は遵守規準についての十分な理解と認識をもって推進していくものとします。

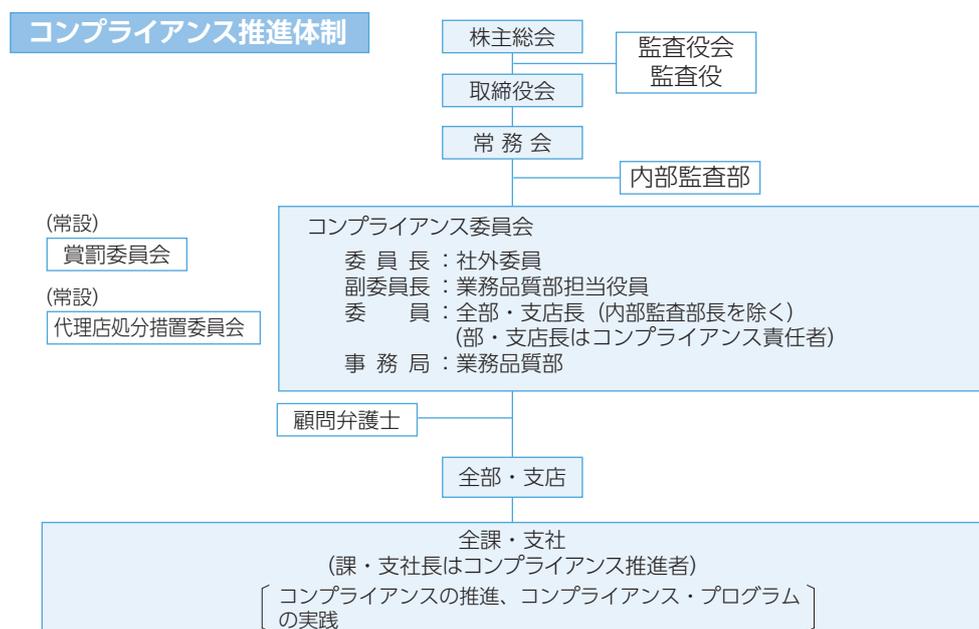
(3) コンプライアンス推進における企業倫理

- ① 保険業のもつ社会・公共的使命を果たすべく、自己責任に則って、健全かつ適切な経営を行います。
- ② 法令等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な経営を行います。
- ③ 人権を尊重し、不当な差別のない公平・平等な企業風土を醸成します。
- ④ 社会的に有用なサービスの提供、社会貢献活動、地球環境問題に取り組むことにより、社会との調和を図ります。
- ⑤ 市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。
- ⑥ 適時適切な企業情報の開示を積極的に行うことにより、経営の透明性を高めます。

(4) コンプライアンス推進体制

取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関する事項の推進・管理等を行っています。コンプライアンス委員会は社外委員を含めており、委員長に社外委員として学識経験者等の有識者を選任し、副委員長は原則として業務品質部担当役員とし、その他の委員は内部監査部長を除く部・支店長で構成しています。

また、社内のコンプライアンス事項を一元的に管理し、全社的なコンプライアンスの推進をはかることを目的に、コンプライアンス統括部署として業務品質部を設置しています。あわせて部・支店長をコンプライアンス責任者として配置し、各部門における具体的なコンプライアンスに関する問題の把握・対策を実施するとともに、課・支社長をコンプライアンス推進者として配置し、各部署のコンプライアンス事項の推進に努めています。



7. 個人情報保護

当社の個人情報に関する取扱いについて (個人情報保護宣言)

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法といいます)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法といいます)」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

*以下(2)~(21)の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

(1) 事業者の名称・住所・代表者の氏名

当社の名称・住所・代表者の氏名については、下記当社ホームページをご覧ください。

<https://www.daidokasai.co.jp/corporate/about/>

(2) 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得・利用します。当社は、主に保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

(3) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記(7)(8)(9)に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

① 当社が取り扱う商品の販売・サービス(※1)の案内・提供(契約の引受審査、維持・管理、保険については損害調査業務を含みます。)を行うため。

(※1) 当社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。

・損害保険商品、生命保険商品、ローンおよびこれらに付帯・関連するサービス

② 下記(7)に掲げるグループ会社・提携先企業の商品・サービス(※2)に関する情報の案内のため。

(※2) 当社のグループ会社の商品・サービスは次のとおりです。

・損害保険

③ 当社社員の採用・管理、販売基盤(代理店等)の新設・維持管理のため。

④ 当社が有する債権の回収、与信の判断・管理のため。

⑤ 他の事業者から個人情報(個人データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

⑥ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。

⑦ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(4) 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- ① 当社は、以下の場合等法令で定める場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - a) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - b) 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記(7)グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。)
 - c) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記(8)情報交換制度等をご覧ください。)
 - d) 国土交通省との間で共同利用を行う場合(下記(9)国土交通省への自賠責保険の個人データ提供をご覧ください。)
- ② 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。) には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

(5) 個人関連情報の第三者への提供

- ① 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。
- ② 当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。

(6) 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

(④については、下記(12)の個人番号および特定個人情報を含みます。)

- ①保険契約の募集に関わる業務
- ②損害調査に関わる業務
- ③情報システムの保守・運用に関わる業務
- ④個人番号関係事務に関わる業務

(7) グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- ① 個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまとのお取引に関する情報
- ② 管理責任者：大同火災海上保険株式会社
※当社のグループ会社・提携先企業については、下記会社一覧をご覧ください。

(8) 情報交換制度等

- ① 損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp>) または損害保険料率算出機構のホームページ (<https://www.giroj.or.jp/>) をご覧いただくか、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス (<https://www.sonpo.or.jp>)

<お問い合わせ先>

損害保険料率算出機構

- ・自賠責保険等の損害調査に関する事項：損害調査部 個人情報相談窓口
- ・自賠責保険等の損害調査以外に関する事項：総合企画部 個人情報相談窓口

所在地 〒163-1029 東京都新宿区西新宿3-7-1新宿パークタワー

電話 03-6758-1300（代表）（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス (<https://www.giroj.or.jp/>)

② 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

(9) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

○共同利用する個人情報の項目は以下のとおりです。

- ・契約者の氏名・住
- ・証明書番号、保険期間
- ・車種、車台番号、標識番号または車両番号

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

国土交通省 自動車局 保障制度参事官室

所在地 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番地3号

電話番号 03-5253-8111（受付時間：午前9時30分～午後6時15分 土日祝日を除く）

ホームページアドレス <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/info/other/privacy.html>

(10) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(11) センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加入、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人が目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ② 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

- ③ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④ 法令等に基づく場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ⑧ 学術研究目的の場合（個人情報保護法第20条第2項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を取得する場合、個人情報保護法第18条第3項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を利用する場合、または個人情報保護法第27条第1項第7号に掲げる場合にセンシティブ情報を第三者提供する場合）

(12) 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記(7)(8)(9)の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、(6)(14)(15)(21)をご覧ください。

(13) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの営業店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

(14) 個人情報保護法に基づく保有個人データ・個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記(21)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(15) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

個人データの安全管理措置に関しては、社内規程において具体的に定めていますが、その内容は主として以下のとおりです。

安全管理措置に関するご質問については、下記(21)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

- ① 基本方針の整備
- ② 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備
- ③ 組織的安全管理措置
- ④ 人的安全管理措置
- ⑤ 物理的安全管理措置
- ⑥ 技術的安全管理措置
- ⑦ 委託先の監督
- ⑧ 外的環境の把握

(16) 再保険契約のための外国にある第三者への提供

当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等（海外にあるものを含みます。）に個人データの提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）があります。保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名は特定できません。ただし、海外にある引受保険会社等の所在国は以下の一覧の範囲内です。

① 引受保険会社等の所在国一覧

イギリス、ドイツ、フランス、シンガポール、香港、スウェーデン、アイルランド、スペイン

② 当該国の個人情報保護制度等

個人情報保護委員会が公表している外国における個人情報の保護に関する制度等の調査をご確認ください。（以下リンク先の「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

(17) 再保険契約以外の外国における情報の取扱い

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合には、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、相当措置といいます）を義務付けた委託契約を委託先との間で締結するとともに、委託先の相当措置の実施状況等の定期的な確認を行い、相当措置の実施に支障が生じた際は、委託の是正・停止等の適切な管理を行い、安全管理措置を講じていきます。

(18) 仮名加工情報の取扱い

① 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

② 仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

(19) 匿名加工情報の取扱い

① 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- a) 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- b) 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- c) 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- d) 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

② 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

(20) Cookie等の識別子に紐づけされた情報の取得・利用・提供

Cookie（クッキー）とは、ウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイトから送信されたウェブブラウザに保存されるテキスト形式の情報のことです。また、ウェブビーコンとは、ウェブページや電子メールに小さな画像を埋め込むことによって、お客様がそのページやメールを開覧した際に情報を送信する仕組みです。当社およ

び当社のグループ会社の運営するウェブサイトでは、Cookie、ウェブビーコンまたはそれに類する技術（以下「Cookie等」といいます）を利用して、お客様の情報を保存・利用することがあります。

Cookie等に保存された識別子を統計的に収集・分析することができるサービスとして、Google Inc.が提供するGoogle Analyticsを利用しております。Google AnalyticsのCookieによる情報収集や情報の取扱いについて、また、Googleが提供するサービスのプライバシーポリシーについては、下記のサイトをご確認ください。

またお客様は、オプトアウト用のブラウザーアドオンにより、Google Analyticsからオプトアウトすることができます。

■Google Analytics

Googleが提供するサービスでのCookieによる情報収集や情報の取扱いについて (<https://policies.google.com/technologies/partner-sites?hl=ja>)

Googleが提供するサービスのプライバシーポリシー (<https://policies.google.com/privacy?hl=ja>)

Google Analyticsからのオプトアウト (<https://tools.google.com/dlpage/gaoptout?hl=ja>)

(2) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

① 当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いや保有個人データ、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報に関するお問い合わせ（ご照会・ご相談）は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

大同火災海上保険株式会社 事務サービス部 事務企画課

所在地 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

電話 098-869-5884（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く）

電子メールアドレス request@daidokasai.co.jp

ホームページアドレス <https://www.daidokasai.co.jp/>

② 当社の個人情報に関する「お客さまの声(苦情・ご相談等)」は、次の窓口にお問い合わせないしご連絡ください。

<お問い合わせ先>

大同火災海上保険株式会社 業務品質部 お客さま相談センター

所在地 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

電話 0120-331-308（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.daidokasai.co.jp/>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp>

(会社一覧)

〔7〕グループ会社・提携先企業との共同利用〕における、当社のグループ会社・提携先企業は、下記のとおりです。

① グループ会社：大同火災WIL少額短期保険株式会社

② 提携先企業：当社が個人データを提供している提携先企業はございません。

8. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- (1) 反社会的勢力との取引を含めた関係遮断に努め、不当要求に対しては断固として対処します。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ、組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- (3) 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固とした態度で対応します。

9. 利益相反管理方針

(1) 目的

本方針は、当社が行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

(2) 利益相反取引の定義

本方針の対象となる利益相反取引（以下「対象取引」といいます）とは、以下の取引をいいます。

- ① お客さまと当社の利害が対立または当社のお客さま間での利害が対立し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- ② お客さまと当社が競合または当社のお客さま間で競合し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- ③ 当社がお客さまより取得した情報を不適切に利用し、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

(3) 対象取引の特定

当社は、対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

(4) 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法により、または以下の方法を組み合わせること等により、適切に対象取引を管理します。

- ① 対象取引を行なう部門と当該取引に係るお客さまとの取引を行なう部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または取引の方法を変更する方法
- ③ 対象取引または当該取引に係るお客さまとの取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、当該取引に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示および同意を取得する方法

(5) 利益相反管理体制

当社は業務品質部を利益相反管理統括部署とし、業務品質部担当役員を利益相反管理責任者とします。利益相反管理統括部署は他の部門から独立し、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反のおそれのある取引の管理を適切に実施します。また、役職員に対し本方針に基づいた研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底致します。

10. 情報セキュリティ管理に関する基本方針

(目的)

第1条 本方針は「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理に関する基本方針を定めるものである。

(定義等)

第2条 本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「情報セキュリティ管理」とは、漏えい、消失、不正利用等の各種の情報漏えいリスクから、情報資産を守り、その情報資産の機密性を確保し、内容が不正に変更されることを防ぎ、また、必要なときに利用することができるように管理することをいう。
- (2) 「情報資産」とは、会社業務に関しての漏えい、目的外利用等を防止するために厳重な管理を必要とする情報（以下「重要情報」という。）および情報システムをいう。重要情報は、その内容により「顧客情報」「社員等の個人情報」または「機密情報」に区分する。また、「情報システム」とは、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等を使用したデータの入力・保管・処理・転送・出力等の情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 「顧客情報」とは、顧客に関する情報であって、特定の顧客を識別できるもの（他の情報と容易に照合ができることができ、それによって特定の顧客等を識別することができることとなるものを含む）をいう。
- (4) 「顧客等」とは、当社の商品・サービスの利用者、見込客等および法律上の利害関係者（特定された被保険者、保険金受取人、事故の被害者等）をいう。
- (5) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ② 個人識別符号が含まれるもの
- (6) 「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の一部を削除（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）し、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）して、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工された個人に関する情報をいう。
- (7) 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の一部を削除（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）し、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）して、特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報をいう。
- (8) 個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- (9) 「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条5項に定める個人番号をいい、住民票コードを変換して得られる12桁の番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (10) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことをいう。
- (11) 「個人情報保護宣言」とは、個人情報を取り扱う事業者による個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言をいう。
- (12) 「外部委託」とは、当社が、事業を営むために必要な業務の一部または全部について、当社以外にその実施を委託することをいう。

(基本的考え方)

第3条 当社は、情報資産の重要性に鑑み、当社の業務の適切性を確保するために、適切な方法で情報セキュリティ管理

を実施する。

2. 当社は、業務上の必要がある場合でかつ次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当社の他の会社と顧客情報（個人番号および特定個人情報を除く）を共同利用することができる。ただし、金融商品取引法のほか当該会社に適用される法令等に定めがある場合はその定めに従う。また、顧客情報を共同利用する場合においても、当該顧客情報が当社の外に漏えいしないよう厳重に管理する。
 - (1) 顧客等の同意を得ている場合
 - (2) 当社に適用される法令等で認められている場合
3. 当社は、外部委託する業務の中で重要情報を取り扱わせる場合には、自社において重要情報を取り扱う場合と同様の情報セキュリティ管理を外部委託先に実施させることとし、その内容については、当社が別に定める「外部委託先管理細則」および「顧客情報保護に係る代理店指導・監督規程」による。
4. 当社における情報セキュリティ管理のうち、情報システムに係る情報セキュリティ管理については、当社が別に定める「システムリスク管理方針」および「システムリスク管理規程」による。

（情報セキュリティ管理態勢の整備）

第4条 当社は、本方針に基づき、主体的に情報セキュリティ管理に取り組む。

2. 当社は、原則として次の各号に掲げる事項を実施するほか、本方針に基づき、自らの役割を遂行するための必要な、方針・規程等の策定、組織体制の整備、評価・改善活動等の情報セキュリティ管理体制を整備する。
 - (1) 情報セキュリティ管理を統括する委員会を設置する。
 - (2) 「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の定めに対応するため、「個人情報保護宣言」を定めてこれを公表する。
 - (3) 要情報の取り扱いに関する規程等を策定するとともに、その内容について役職員に周知するための社内体制を整備する。
 - (4) 情報セキュリティ管理に関し、問題が発生した場合の報告ルールを定める。

（当社の役割）

第5条 当社は、グループ会社管理規程に定める基本方針に定めるもののほか、以下を実施する。

- (1) 「大同火災 個人情報保護宣言」を制定し、グループ会社に提示する。

（グループ会社の役割）

第6条 グループ会社は、グループ会社管理規程に定める基本方針に定めるもののほか、原則として以下を実施する。

- (1) 別表1に掲載する事項について、当社の事前承認を得る。
- (2) 別表2に掲載する事項について、当社に報告する。

（制定・改廃）

第7条 本方針の制定・改廃の所管部署は業務品質部とし、制定・改廃にあたっては、情報セキュリティ管理委員会審議および常務会諮問のうえ、取締役会で決定する。

ただし、軽微な字句等の修正は、業務品質部担当役員の決裁にて行うことができる。

2. 前項ただし書きに従って本方針の軽微な字句等の修正を行った場合には、業務品質部長は、その改定内容・改定日を遅滞なく、情報セキュリティ管理委員会へ報告する。

（別表1）

事前承認事項
1. 「個人情報保護宣言」の制定および改廃（ただし、必要に応じて制定する場合に限る。また軽微な修正および別表記載事項の変更の場合を除く）

（別表2）

報告事項	時期
1. 情報漏えい事案の発生	都度
2. 当社とグループ会社間で顧客情報（個人番号および特定個人情報を除く）の共同利用を行う場合、共同利用に関する事項	都度

VI. 募集制度

1. 代理店の役割と業務内容

(1) 代理店の役割

代理店は、損害保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わってお客さまと損害保険の契約募集を行います。そして損害保険の幅広い普及を通じてお客さまを危険や災害から守り、経済生活の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

(2) 代理店の業務内容

代理店の主な業務は以下のとおりです。

- ① 保険契約の締結
- ② 保険契約の変更、解約等の申し出の受付
- ③ 保険料の領収または返還
- ④ 保険料領収証の発行および交付
- ⑤ 保険の対象となる物件等の調査
- ⑥ その他保険募集に必要な事項で、会社が特に指示した業務

また、代理店はお客さま一人ひとりのニーズに対応し、財産の保全、事故の防止、防災や保険全般に関する相談や、万一事故や災害が起きたときには、一刻も早く保険金が支払われるよう、保険金の請求についてのアドバイスをするなど、幅広くきめ細かなコンサルティング活動を行いお客さまからの要請に応じています。

2. 代理店登録と代理店制度

(1) 登録・届出

代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条・278条に基づき、内閣総理大臣へ代理店登録をすることが必要です。また、代理店に所属し保険の募集を行う者（損害保険募集人）についても、保険業法第302条に基づき、届出が義務付けられています。

(2) 業務ランク

代理店がより充実したサービスをお客さまに提供できるよう、個人資格者数、代理店の実績、お客さま対応能力などにより、当社独自の代理店格付制度（業務ランク制度）を実施し、代理店の資質の維持・向上を図っています。なお、業務ランクには、「1級」「2級」「3級」「4級」「5級」「初級」の6つのランクを設けています。

●代理店数の推移 (単位：店)

2020年度	2021年度	2022年度
1,405	1,375	1,350

(各年度末現在)

●代理店数の地域別内訳

当社は沖縄県を基盤とする唯一の損害保険会社であり、沖縄県下にくまなく代理店を設置しております。

(単位：店)

地区名	沖縄本島地区	宮古地区	八重山地区	東京・その他	合計
代理店数	1,132	81	51	86	1,350

3. 代理店教育

当社では地域から信頼され、お客さまニーズの的確な把握による質の高いサービスを提供できる代理店を育成するために、資格取得に必要な所定のカリキュラムによる教育や商品知識、販売知識、事務処理、事故処理等の業務知識や防災・法律・税務関係等の周辺知識を身につけるための幅広い教育を実施し、お客さまサービスの充実を図っています。

また、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人一般試験」(「基礎単位」および「商品単位(自動車・火災・傷害疾病保険単位)」)制度に参加しており、損害保険募集人が5年ごとの更新試験を受験・合格することによって最新の業務知識の習得または業務能力を検証できる仕組みとしております。

なお、同協会および一般社団法人日本損害保険代理業協会共通の制度として創設された「損害保険大学課程」において、損害保険募集人が知識・業務の更なるステップアップを目指せるよう受講推進を行っています。

このほか、インターネット学習システムである「eラーニング」による学習教材の提供を行い、当社の商品について重点的に学習してもらうことにより商品知識の習得を図り、お客さまとの接点における業務品質の向上に取り組んでいます。

4. 損保・生保アドバイザー (SA制度)

当社では、将来の専属プロ代理店を養成するため、「損保・生保アドバイザー制度」を設けています。

本制度を活用し、一定期間、損害保険および生命保険の契約募集等に関連する業務に従事しながら研修期間(最長36か月)内に専門知識の習得、営業基盤確立のための実務訓練を行い、研修期間終了後にプロ代理店として独立します。

1975(昭和50)年に本制度発足以来、今日まで多くの研修社員が自立・独立し、地域に根ざしたプロ代理店として活躍しています。

2020年7月からは出向型SA(損保・生保アドバイザー)制度を新設し、既存代理店の募集人に保険募集を営むために必要な知識・実務等を教育しています。

商品・サービスについて

I. 保険のしくみ	50
II. 主な取り扱い商品	54
III. 保険商品の開発状況	56
IV. サービス体制	57

I. 保険のしくみ

1. 損害保険のしくみ

(1) 保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するため多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることのできる相互扶助のしくみです。保険制度は「大数の法則」（P113参照）に基づいて相互にリスクを分散し、個人生活や企業経営の経済的安定を図る重要な社会的機能を担っています。

(2) 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生じる損害に対し保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する契約です（保険法第2条第1号）。したがって損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確性を期するために保険契約申込書等を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

(3) 再保険

再保険とは、自社の引き受けたリスクの一部または全部を他の保険会社に引き受けてもらいリスクの分散・平準化を図るしくみで、損害保険会社が安定した経営を行うために大きな役割を果たしています。

再保険には、他の保険会社に再保険を引き受けてもらう「出再保険」と逆に他の保険会社から再保険を引き受ける「受再保険」の二つの形態があります。

出再保険については当社の保有限度額を勘案し、事業の安定性と保険引受能力を補完するために適切な再保険カバーを確保し対応しています。そして出再先の選定にあたっては、出再先の財務内容等の健全性にも十分配慮しています。

受再保険については、リスクの判断を慎重に行ったうえで引き受けるなど、限定的な取り組みで対応しています。なお、海外からの受再保険については、リスク判断が困難なことから原則として引き受けていません。

(4) 保険約款

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、その契約内容を規定したものが保険約款です。

保険約款には、保険の種目ごとに基本的な事項を規定した普通保険約款と、個々の契約によって普通保険

約款の一部を変更・補完する特別約款または特約があります。

(5) 保険料の払い込み・返還（満期返戻金、解約返戻金含む）

保険契約者は、特約等で定める場合を除き、保険期間の開始時まで（保険契約締結と同時に）保険料を保険会社に払い込むことが必要です（保険料即取の原則（P115参照））。保険期間が始まった後でも、保険料の払い込み前に発生した事故による損害に対する保険金は支払われません。

また、保険期間の中途において、各保険約款で定められた通知義務等に基づき保険会社に通知いただいた内容によって、保険料の追加請求や返還となることがあります。積立型保険については、保険期間が終了し満期を迎えた契約者に対して満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率（P115参照）を上回った場合には原則として契約者配当金をお支払いします。

(6) 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁へ届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料（保険金のお支払いに充てられる部分）と付加保険料（保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てられる部分）から成り立っています。

なお、損害保険料率算出機構（P113参照）は、自動車保険、火災保険、傷害保険などについて、純保険料率（保険料率のうち将来の保険金のお支払いに充てられると見込まれる部分）を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

2. 勧誘方針について

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため「金融サービスの提供に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下のとおり勧誘方針を定め、各営業店舗において公表しています。

また、当社代理店においても同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

勧 誘 方 針

1. 保険商品等の販売に際して、各種法令等を遵守し適正な勧誘に努めます。

- (1) 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- (2) 保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるよう説明内容や説明方法を工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。
- (3) ご契約に際しましては、商品についての重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- (4) 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。

2. お客さまが適切な保険商品を選択できるよう、お客さまの立場にたって創意工夫した保険の説明および提案に努めます。

保険に関するお客さまの知識、経験、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な助言、情報提供、商品設計、販売・勧誘活動を行うよう努めます。

3. 保険金の不正取得の防止に努めます。

保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険募集を行うよう努めます。

4. 保険事故が発生した場合には迅速、的確かつ丁寧な対応に努めます。

万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の請求にあたり適切な助言を行うとともに、迅速、的確かつ丁寧な対応と適正な保険金のお支払いに努めます。

5. お客さまの情報の取り扱いについては万全をつくします。

お客さまからお預かりした個人情報、その他情報の取り扱いにつきましては業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏えい防止等の管理を厳正に行います。

6. お客さまの信頼度を高めるよう努めます。

- (1) お客さまに対し適切な勧誘が行えるよう、研修体制を充実し、お客さまに信頼される社員および代理店の育成に努めます。
- (2) 保険募集文書等の作成にあたっては、お客さまに商品の内容が正しくご理解いただけるよう、社内において審査体制を設け、法令遵守および消費者保護の観点から審査を行って参ります。

7. ご意見・ご要望等

- (1) お客さまの様々なご意見等の収集に努め、商品開発や販売方法等に活かして参ります。
- (2) お客さまのご意見、ご要望または苦情等につきましては、速やかに対応させていただきます。

3. ご契約にあたって

(1) ご契約の手続き

損害保険の契約を取扱う（契約の募集をする）ことができるのは、保険会社の社員または保険会社が保険契約を締結する権限を付与している代理店（損害保険募集人）に限られています。当社では沖縄県を中心に約1,400店の代理店が、お申込みの窓口となります。

(2) ご契約内容の確認

ご契約の際には、お客さまが保険商品を適切に選択・お申込みいただけるように保険商品に関する「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」の交付・説明を行うとともにご意向を把握し、ご加入いただく保険が事前に把握したお客さまのご意向に沿った内容となっているかを代理店・取扱者とともに確認させていただくこととしています。

○ご契約時にご注意いただきたいこと

損害保険契約は、普通保険約款・特別約款およびそれらにセットされる特約によって定められています。普通保険約款には、保険会社と保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）双方の権利・義務が具体的に記載されています。また、保険契約申込書等に記載された内容も契約内容として、保険契約者、保険会社の双方を拘束するものであるため、ご契約にあたっては、普通保険約款・特別約款および特約の内容について十分説明を受け、保険契約申込書等の記載内容を確認したうえでご契約することが必要です。

万一、保険契約申込書等にご記入いただいた内容が事実と異なる場合やご記入いただけない場合には、ご契約を解除のうえ、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

○ご契約の内容や注意事項に関する情報提供方法

当社では、普通保険約款・特別約款とは別に、ご契約の内容やご注意いただきたい点について分かりやすくご説明するために、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」、「パンフレット」、「ご契約のしおり」等をご用意しています。これらの資料には、契約締結に際しての注意事項（告知義務）、契約締結後の注意事項（通知義務）、ご契約の失効・解除、保険金支払いに関する注意事項および事故が起こった場合の手続きなど、契約についての重要な事項が記載されていますので、十分お読みいただくとともに当社の社員、代理店（損害保険募集人）から十分な説明をお受けください。

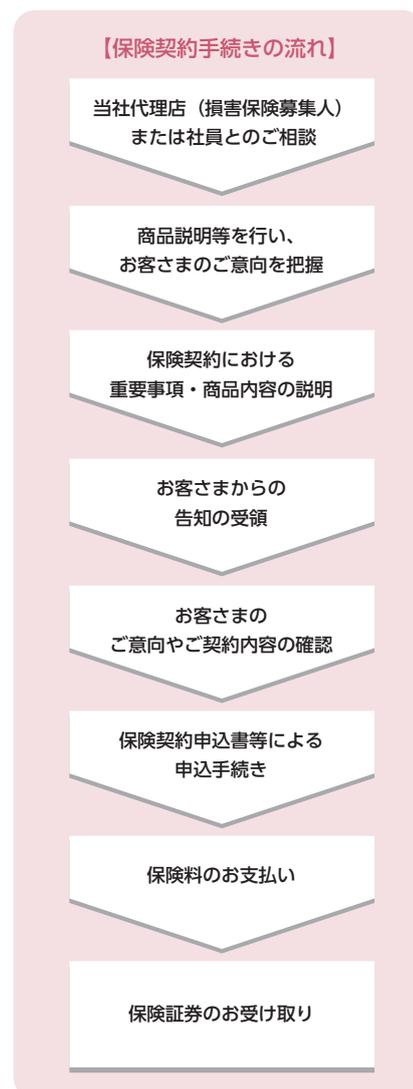
○ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後に保険証券に記載されている内容に変更が生じた場合には、遅滞なくお客さまからご契約の代理店または当社にご連絡いただく必要があります。ご連絡いただけなかった場合にはご契約を解除のうえ、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

4. クーリングオフ制度について

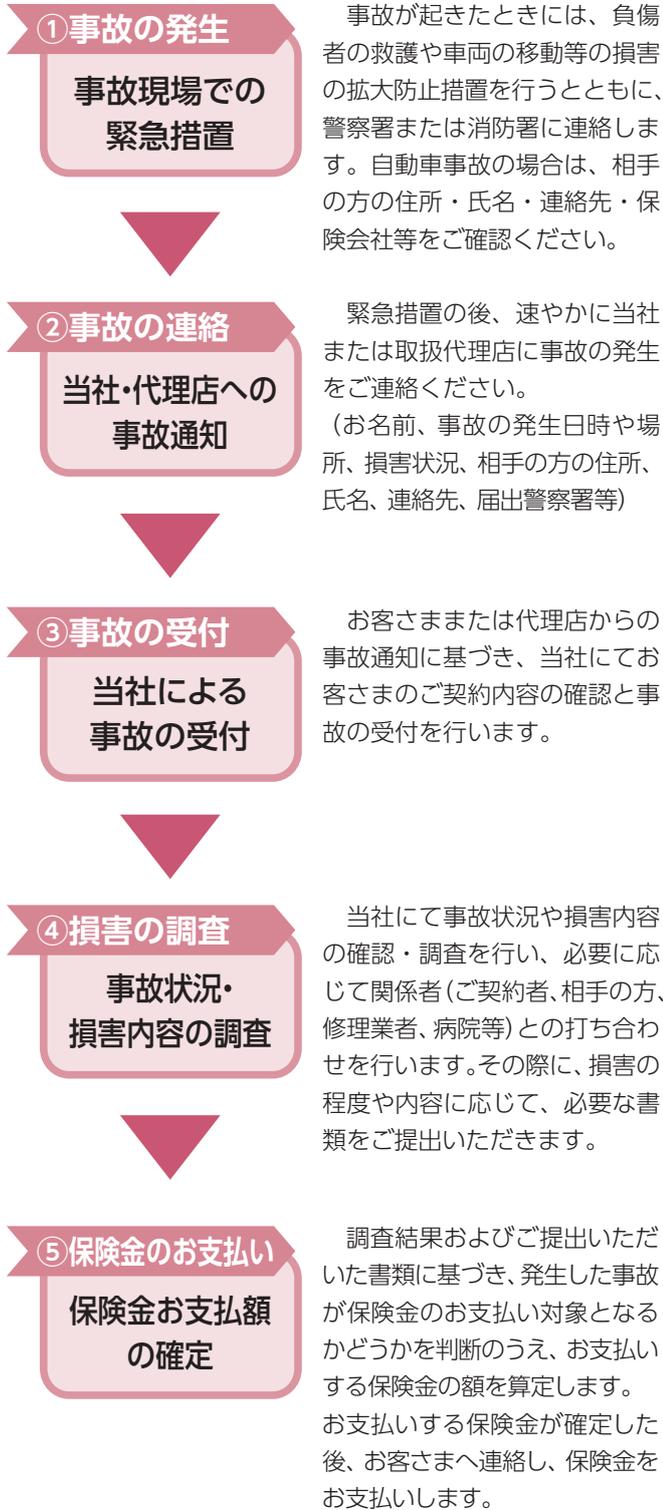
保険期間が1年を超える個人契約には、クーリングオフ制度があります。

クーリングオフとは消費者の方々を保護するために設けられた制度で、ご契約の意思が不十分なままで、ご契約を締結した場合等に後日、契約を撤回または解除できる制度です。具体的には、契約の意思がない場合、ご契約のお申込み日または重要事項説明書（クーリングオフに関する説明を含みます。）を受領された日のいずれか遅い日より起算して8日以内であれば、違約金等を負担することなくご契約の撤回または解除ができます（代理店ではお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください）。ただし、保険期間が1年以下のご契約、営業または事業のためのご契約、法人等が締結されたご契約、質権設定付のご契約、第三者の担保に供されているご契約は対象とならない場合もありますのでご契約の際にご確認ください（P112参照）。



5. 保険金のお支払い

(1) 自動車保険の保険金のお支払いまでの流れ



!

事故の際、相手の方がいる場合は、相手方の情報を十分に確認してください!

相手の方の住所、氏名、連絡先(自宅・職場・携帯電話番号)、車両登録番号(ナンバープレート)、保険会社名等の情報を十分にご確認ください。

- 自動車保険において、人身事故および自動車同士の衝突・接触事故の場合には、交通事故証明書の提出が必要となる場合があります。
- 事故にあった自動車を修理する場合、または相手の方と示談する場合には、事前に当社の承認を得る必要があります。万一、当社の承認を得ないまま修理をされたり、相手の方と示談をしますと、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 事故対応サービス拠点の一覧

事故対応サービス拠点の一覧につきましては、57ページをご覧ください。

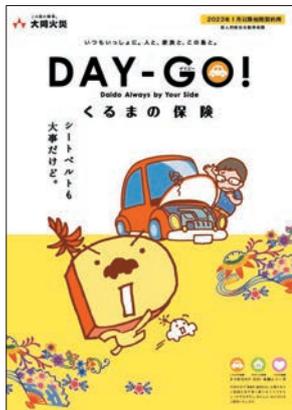
Ⅱ. 主な取り扱い商品

2023年7月現在

個人向け商品（主に日常生活のリスクを対象とする保険）

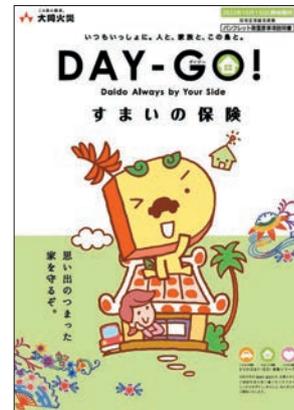
くるまの保険

- DAY-GO! くるまの保険（個人用総合自動車保険）
- D A P（一般自動車保険）
- D P D（自動車運転者保険）
- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険 / 強制保険）



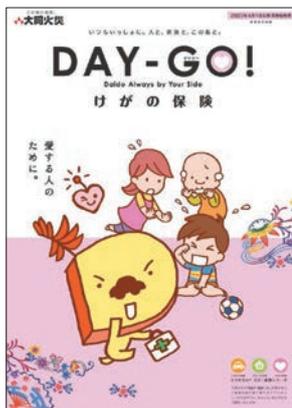
住まいと生活の保険

- DAY-GO! すまいの保険（住宅生活総合保険）
- 地震保険



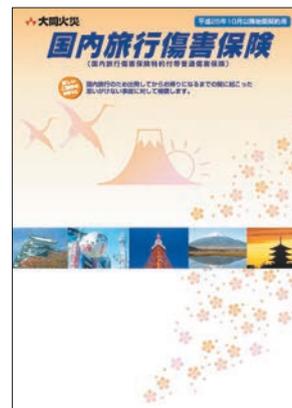
からだの保険

- DAY-GO! けがの保険（傷害総合保険）
- 普通傷害保険
- 所得補償保険



スポーツとレジャーの保険

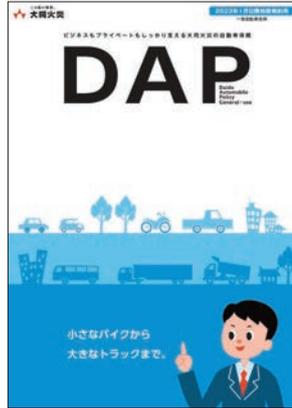
- 国内旅行傷害保険
- 海外旅行傷害保険
- レクリエーション傷害保険
- ゴルフアープラン（傷害総合保険）
- ヨット・モーターボート総合保険



企業向け商品（主に事業活動を取り巻くリスクを対象とする保険）

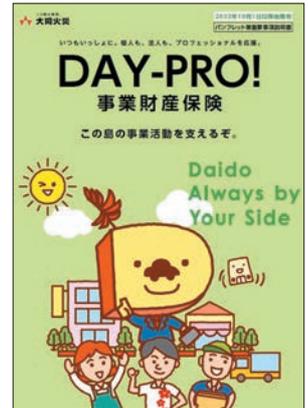
自動車保険

- DAP（一般自動車保険）
- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険 / 強制保険）



財物に関する保険

- DAY-PRO! 事業財産保険（企業向け火災保険）
- 債権保全火災保険
- 動産総合保険
- テナント総合保険
- 機械保険
- ガラス保険
- 盗難保険



工事に関する保険

- 組立保険
- 建設工事保険
- 土木工事保険

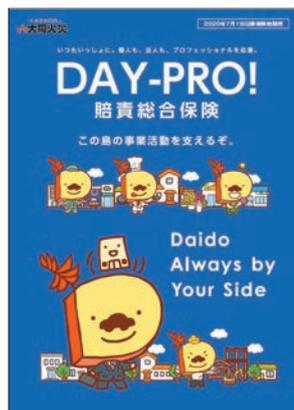


保証および信用に関する保険

- 公共工事履行保証証券（履行ボンド）
- 履行保証保険
- 身元信用保険

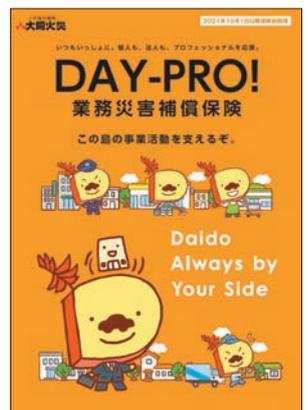
賠償責任に関する保険

- DAY-PRO! 賠償総合保険
- 施設所有（管理）者賠償責任保険
- 請負業者賠償責任保険
- 自動車管理者賠償責任保険
- 受託者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険（PL保険）
- 旅館賠償責任保険
- 遊漁船業者総合保険
- 店舗賠償責任保険
- 警備業者賠償責任保険
- 船客傷害賠償責任保険
- 情報漏えい賠償責任保険 ～サイバーリスク補償型
- 会社役員賠償責任保険（D&O）



その他の保険

- DAY-PRO! 業務災害補償保険
- 労働災害総合保険
- 船舶保険
- 貨物海上保険
- 運送保険
- 運送業者貨物賠償責任保険



Ⅲ. 保険商品の開発状況

1. 火災・地震保険の商品改定（10月）

2022年10月1日以降保険始期契約より、火災保険および地震保険の商品改定を実施しました。

参考純率の改定および当社の直近の保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料水準の見直しや引受可能な保険期間を最長5年までとする改定を行いました。また、商品内容のわかりやすさ向上の観点から「補償危険共通免責金額方式の導入」や万が一の事故の際に十分な補償を提供する観点から「建物簡易評価基準の見直し」といった改定を実施しています。

2. 感染症消毒費用等補償特約の新設（10月）

2022年10月1日以降保険始期契約より、火災保険、賠償責任保険およびテナント総合保険において、感染症消毒費用等補償特約を新設しました。

新型コロナウイルス感染症のみならず、感染症法で定める指定感染症や新感染症によって施設が汚染された場合に事業者が負担する費用等を補償する保険商品として、2020年11月より「新型コロナウイルス感染症等対応費用補償特約」を販売しておりましたが、より実態に沿った商品とするための補償内容の見直しを行い、「感染症消毒費用等補償特約」を新設し、「新型コロナウイルス感染症等対応費用補償特約」については販売を終了しました。

3. 自動車保険の商品改定（1月）

2023年1月1日以降保険始期契約より、自動車保険の商品改定を実施しました。

今回の改定では、当社の直近における保険金のお支払状況およびリスク実態を踏まえ、各補償種目における保険料改定を行いました。また、お客さまや代理店の皆さまの要望を基に「車両全損時復旧費用補償特約」、「弁護士費用等補償特約（日常生活・自動車事故型）」および「運転者本人限定特約」の新設といった改定等を行いました。

4. 新商品の開発状況

実施日	内 容
2018年 1月 4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保険の商品改定 ・沖縄県建設業協会会員向け専用商品（工事総合補償制度）の販売 ・DAY-PRO!業務災害補償保険およびDAY-PRO!賠償総合保険の販売
2019年 1月 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保険の商品改定 ・火災・地震保険の商品改定 ・沖縄ツーリスト株式会社との共同開発商品「One Two Support 訪日旅行保険」の販売 ・日本商工会議所へのビジネス総合保険制度に参入 ・火災保険の商品改定
2020年 1月 4月 5月 7月 8月 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保険の商品改定 ・傷害保険の商品改定 ・新型コロナウイルス感染症に関する商品改定 ・全国商工会連合会および全国中小企業団体中央会のビジネス総合保険制度に参入 ・会社役員賠償責任保険（D&O保険）の販売 ・商工三団体（日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会）の業務災害補償プランに参入 ・新型コロナウイルス感染症等対応費用補償特約の販売
2021年 1月 3月 4月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・火災・地震保険の商品改定 ・新型コロナウイルス感染症追加補償特約の改定 ・自動車保険の商品改定 ・火災保険の商品改定
2022年 1月 4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保険の商品改定 ・自動車保険の商品改定 ・新型コロナウイルス感染症等対応費用補償特約の改定 ・火災・地震保険の商品改定 ・感染症消毒費用等補償特約の新設
2023年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保険の商品改定

IV. サービス体制

1. 事故対応サービス

(1) 当社の事故対応サービス体制

当社は、沖縄県内に事故対応サービス拠点を5か所設置しており、迅速な対応に努めています。また、当社の専門スタッフ約150名が在籍しており、迅速・丁寧な事故対応に努めています。

(2023年5月1日現在)

事故対応サービス拠点	所在地	電話番号
事故受付センター (事故受付)		0120-091-161
損害サービス第一課 損害サービス第二課 (物損害の事故対応)	〒900-8586 那覇市久茂地 1丁目12番1号	(098) 869-1285
損害サービス第二課 (火災・新種・傷害の事故対応)		(098) 869-3119
自動車対人賠償課 (人身損害の事故対応)		(098) 869-1280
中部損害 サービスセンター (人身損害および物損害の事故対応)	〒904-2173 沖縄市比屋根 1丁目9番5号	(098) 930-5572
中部損害サービスセンター 北部分室 (損害調査拠点*)	〒905-0021 名護市東江 1丁目14番8号	(0980) 52-7614
損害サービス第一課 宮古分室 (損害調査拠点*)	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1245番地の8	(0980) 72-3215
損害サービス第一課 八重山分室 (損害調査拠点*)	〒907-0012 石垣市美崎町16番地 沖縄銀行八重山支店2階	(0980) 82-3063

※北部分室、宮古分室、八重山分室は損害調査のみを専門に行う拠点であるため、事故受付業務は行っていません。

上記事故対応サービス拠点の営業時間は午前9：00～午後5：00
(土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)となっております。

(2) 24時間・365日事故受付サービス

当社では、24時間・365日、お客さまからの事故に関するご連絡を受ける体制を整えています。

 **0120-091-161**

電話受付時間：24時間

(3) ゆいゆいサポート（ロードサービス）

事故や故障時のお客さまの愛車のトラブルを24時間・365日サポートします。

※次のいずれかに該当するお客さまが対象となります。

- ・「DAY-GO! くるまの保険」をご契約のお客さま
- ・「DAP」をご契約で「事故・故障時ロードアシスト特約」をセットされているお客さま

 **0120-024-090**

電話受付時間：24時間

(4) 海外旅行傷害保険の事故対応サービス

海外旅行傷害保険をご契約のお客さまが、旅行中にケガや病気等でお困りのとき、24時間・365日、日本語応答の緊急アシスタンスサービスがご利用できます。日本エマージェンシーアシスタンス株式会社との提携により、現金不要で治療を受けられるキャッシュレス医療サービスや、日本語救急医療サービスを実施しています。

<ご旅行中（海外滞在中）のご連絡先>

※日本語対応、24時間・365日

発信地	電話番号
全世界から	①メディカルアシスタンスサービスダイヤル (キャッシュレス医療サービスのご利用、医療機関の紹介など) (81)-(3)-4243-8681 (81)-(3)-4329-1126 (コレクトコール受付可)
	②ノンメディカルアシスタンスサービスダイヤル (携行品の破損事故、賠償責任事故、補償内容のご確認など) (81)-(3)-6311-5858 (81)-(3)-6371-0771 (コレクトコール受付可)
日本国内から	 0120-889-782

<帰国後のご連絡先>

発信地	電話番号
沖縄県内から	 0120-091-161

(注1) ()は国番号、< >は市外局番です。同国内および同市内では必要ありません。

(注2) 戦争等危険地域、電話・交通手段の確保が困難な地域、金融事情が不安定なために必要な費用決済が困難な地域等ではサービスの提供をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

(5) 事故相談のご案内

左記(1)の事故対応サービス拠点および全営業店舗において、事故に関するご相談をお受けしています。

2. その他サービス

当社では、契約者向け各種サービスを提供しています。主なサービスは以下のとおりです。なお、いずれのサービスもご利用時には一定の条件や補償の制限があります。

ゆいゆいサポート（ロードサービス）

個人用総合自動車保険（DAY-GO! くるまの保険）または一般自動車保険（DAP）をご契約のお客さまを対象に、事故や故障等の、お客さまの愛車のトラブルを24時間・365日サポートします。

※一般自動車保険（DAP）については、「事故・故障時ロードアシスト特約」の付帯がゆいゆいサポート提供の条件となります。
※ゆいゆいサポート提供後、ご利用される方がゆいゆいサポートの利用対象者ではないことが判明した場合や、提供対象外であることが判明した場合、提供に要した費用はすべてそのご利用される方のご負担となります。

●レッカーかけつけサポート

ご契約のお車が事故・故障、落輪等により自力走行不能となった場合に、事故・故障現場から最寄りの修理工場へのレッカーけん引や、落輪引き上げ作業等をご提供します。この費用は、「事故・故障時ロードアシスト特約」にて補償します。

●応急処置かけつけサポート

バッテリー上がり時のジャンピングや、カギ閉じ込み時のドアの開錠、タイヤパンク時のスペアタイヤ交換等の応急処置・軽作業を現場に出向き行います。この費用は、「事故・故障時ロードアシスト特約」にて補償します。

●ガス欠時ガソリンお届けサポート

外出先でガス欠になった場合、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油をお届けします。

※個人用総合自動車保険（DAY-GO! くるまの保険）については、保険期間（長期契約の場合は保険年度）中1回までのサービスとして、ガソリン10リットルを無料でお届けします。

【受付時間】

24時間・365日

※「ゆいゆいサポート」は、当社の提携会社が提供するサービスです。なお、上記サービスの内容は予告することなく、変更することがありますのでご了承ください。

3. 業務の代理、事務の代行

当社は保険業法第98条第1項の規定に基づき、他の保険会社の保険契約の損害調査等に係る業務および事務を受託しています。また沖縄県以外における自動車損害賠償責任保険（自賠責保険/強制保険）契約等のご契約内容の変更・解約および損害調査業務を東京海上日動火災保険株式会社に委託しています。

加えて、2013年6月から、東京海上日動あんしん生命保険株式会社との業務提携により、業務の代理・事務の代行として、生命保険の取り扱いを行っています。

業績データ

I. 事業の状況	60
II. 経理の状況	73

I. 事業の状況

1. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

	2018年度 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年度 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年度 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年度 2022年4月1日から 2023年3月31日まで
正味収入保険料 (対前期増減率)	16,691 (△0.1%)	17,122 (2.6%)	16,725 (△2.3%)	16,565 (△1.0%)	16,667 (0.6%)
経常収益 (対前期増減率)	19,815 (10.5%)	18,368 (△7.3%)	17,915 (△2.5%)	17,048 (△4.8%)	17,210 (0.9%)
保険引受利益又は保険引受損失(△) (対前期増減率)	△1,820 (-)	331 (-)	542 (63.5%)	865 (59.5%)	993 (14.8%)
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減率)	780 (299.2%)	569 (△27.1%)	658 (15.7%)	956 (45.1%)	1,035 (8.3%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減率)	516 (1,124.2%)	353 (△31.6%)	352 (△0.3%)	760 (115.8%)	1,436 (88.9%)
正味損害率	60.2%	54.4%	50.7%	46.3%	48.5%
正味事業費率	43.4%	43.5%	43.6%	44.8%	44.3%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	387 (△0.9%)	390 (0.6%)	353 (△9.4%)	338 (△4.4%)	334 (△1.0%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.12%	1.08%	0.98%	0.90%	0.86%
資産運用利回り (実現利回り)	8.22%	1.46%	1.08%	1.02%	0.80%
資本金 (発行済株式総数)	1,054 (1,141千株)	1,054 (1,141千株)	1,054 (1,141千株)	1,054 (1,141千株)	1,054 (1,141千株)
純資産額	4,774	4,757	5,018	5,583	7,015
総資産額	41,889	41,370	41,947	42,721	44,097
積立勘定として経理 された資産額	873	586	323	185	5
責任準備金残高	25,013	25,389	26,296	26,486	26,398
貸付金残高	1,914	2,100	2,058	1,969	1,787
有価証券残高	24,406	26,443	21,904	26,020	27,581
単体ソルベンシー・マージン比率	582.0%	697.8%	745.2%	844.1%	819.6%
連結ソルベンシー・マージン比率	579.8%	697.4%	757.2%	854.9%	825.6%
自己資本比率	11.4%	11.5%	12.0%	13.1%	15.9%
1株当たり純資産額	4,182.37円	4,167.58円	4,396.36円	4,891.69円	6,146.16円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	50.00円 (-円)	55.00円 (-円)	50.00円 (-円)	50.00円 (-円)	55.00円 (-円)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	452.76円	309.78円	308.70円	666.03円	1,258.21円
配当性向	11.0%	17.8%	16.2%	7.5%	4.4%
従業員1人当たり総資産額	133	129	132	135	132
従業員数	314名	320名	316名	315名	333名

(注) 1. 正味損害率および正味事業費率については、P64(ロ)の(注)をご参照ください。

2. 運用資産利回り(インカム利回り)および資産運用利回り(実現利回り)については、P68の(1)および(2)をご参照ください。

2. 保険の引き受け

(1) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)の額

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度			2021年度			2022年度		
		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)	
火災		2,149	11.7	18.2	2,256	12.3	4.9	2,467	13.4	9.4
海上		96	0.5	△ 8.7	103	0.6	7.4	101	0.6	△ 1.9
傷害		421	2.3	△ 38.4	395	2.2	△ 6.2	396	2.2	0.3
自動車		11,595	63.1	△ 0.8	11,404	62.3	△ 1.6	11,142	60.4	△ 2.3
自動車損害賠償責任		2,416	13.2	△ 13.2	2,348	12.8	△ 2.8	2,368	12.8	0.8
その他		1,684	9.2	2.8	1,795	9.8	6.6	1,963	10.6	9.4
(うち賠償責任)		(733)	(4.0)	(3.3)	(767)	(4.2)	(4.6)	(786)	(4.3)	(2.5)
(うち信用・保証)		(63)	(0.3)	(5.1)	(72)	(0.4)	(14.9)	(74)	(0.4)	(2.8)
合計		18,364	100.0	△ 1.9	18,303	100.0	△ 0.3	18,440	100.0	0.7
従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料)		58		△ 0.7	58		△ 0.0	55		△ 4.7

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます(積立型保険の積立保険料部分を含みます。)

2. 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) ÷ 従業員数

(2) 正味収入保険料の額

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度			2021年度			2022年度		
		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)	
火災		1,110	6.6	18.9	1,163	7.0	4.8	1,346	8.1	15.7
海上		78	0.5	△ 26.8	77	0.5	△ 1.3	87	0.5	13.1
傷害		375	2.2	△ 38.6	374	2.3	△ 0.3	399	2.4	6.9
自動車		11,258	67.3	△ 1.0	11,080	66.9	△ 1.6	10,828	65.0	△ 2.3
自動車損害賠償責任		2,401	14.4	△ 10.0	2,291	13.8	△ 4.6	2,258	13.6	△ 1.5
その他		1,500	9.0	4.7	1,577	9.5	5.1	1,747	10.5	10.7
(うち賠償責任)		(725)	(4.3)	(2.8)	(756)	(4.6)	(4.4)	(775)	(4.7)	(2.4)
(うち信用・保証)		(31)	(0.2)	(5.1)	(36)	(0.2)	(14.7)	(36)	(0.2)	(1.1)
合計		16,725	100.0	△ 2.3	16,565	100.0	△ 1.0	16,667	100.0	0.6

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

(3) 受再正味保険料の額

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度			2021年度			2022年度		
		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)		構成比(%)	増収率(%)	
火災		63	5.0	3.2	66	5.9	4.2	70	6.4	5.7
海上		49	3.8	△ 38.6	44	4.0	△ 9.1	53	4.9	20.0
傷害		11	0.9	△ 45.6	8	0.8	△ 25.3	11	1.1	33.7
自動車		0	0.0	△ 61.6	0	0.0	2.4	0	0.0	△ 3.9
自動車損害賠償責任		1,118	87.5	△ 19.0	971	86.5	△ 13.2	925	84.2	△ 4.8
その他		35	2.8	△ 19.4	31	2.8	△ 11.5	37	3.4	21.3
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		1,279	100.0	△ 19.5	1,123	100.0	△ 12.2	1,099	100.0	△ 2.1

(注) 受再正味保険料とは、受再契約の収入保険料から受再解約返戻金、その他返戻金(受再その他返戻金および受再保険利益戻)を控除したものをいいます。

(4) 出再保険料(支払再保険料)の額

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度		2022年度				
		構成比(%)	増加率(%)	構成比(%)	増加率(%)	構成比(%)	増加率(%)			
火災		1,100	38.4	16.7	1,157	40.8	5.2	1,190	41.5	2.9
海上		67	2.3	△14.3	70	2.5	5.5	67	2.4	△4.5
傷害		5	0.2	△29.9	5	0.2	△11.6	5	0.2	7.6
自動車		336	11.8	3.6	323	11.4	△3.9	314	11.0	△2.9
自動車損害賠償責任		1,133	39.6	△24.3	1,027	36.3	△9.3	1,034	36.1	0.7
その他		219	7.7	△12.1	248	8.8	13.4	254	8.9	2.4
(うち賠償責任)		(8)	(0.3)	(76.9)	(10)	(0.4)	(22.4)	(11)	(0.4)	(9.6)
(うち信用・保証)		(31)	(1.1)	(5.1)	(36)	(1.3)	(15.2)	(37)	(1.3)	(4.6)
合計		2,863	100.0	△7.7	2,834	100.0	△1.0	2,867	100.0	1.2

(注) 出再保険料(支払再保険料)とは、出再契約の支払保険料から再保険戻戻金、その他再保険収入(その他再保険戻戻金および出再保険利益戻)を控除したものをいいます。

(5) 解約戻戻金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度	2021年度	2022年度
		火災	101	63
海上	2	3	1	
傷害	12	6	11	
自動車	140	112	113	
自動車損害賠償責任	61	51	47	
その他	46	53	20	
(うち賠償責任)	(12)	(7)	(6)	
(うち信用・保証)	(4)	(-)	(0)	
合計	364	290	263	

(注) 解約戻戻金とは、元受解約戻戻金、受再解約戻戻金および積立解約戻戻金の合計額をいいます。

(6) 元受正味保険金の額および元受損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度		2022年度				
		構成比(%)	損害率(%)	構成比(%)	損害率(%)	構成比(%)	損害率(%)			
火災		988	10.5	48.9	682	8.1	32.7	1,066	12.1	45.3
海上		41	0.4	57.3	53	0.6	63.2	46	0.5	61.5
傷害		125	1.3	38.0	153	1.8	45.1	142	1.6	39.8
自動車		5,399	57.3	50.6	4,952	58.7	47.5	5,312	60.0	51.2
自動車損害賠償責任		2,386	25.3	105.3	2,113	25.1	95.1	1,820	20.6	83.0
その他		478	5.1	31.2	477	5.7	28.6	458	5.2	25.5
(うち賠償責任)		(239)	(2.5)	(35.9)	(270)	(3.2)	(37.8)	(195)	(2.2)	(27.4)
(うち信用・保証)		(△0)	(△0.0)	(△1.0)	(△0)	(△0.0)	(△0.1)	(3)	(0.0)	(4.7)
合計		9,420	100.0	55.6	8,433	100.0	49.9	8,846	100.0	51.6

(注) 1. 元受正味保険金とは、元受契約について支払った保険金を示すもので、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

2. 元受損害率=(元受正味保険金+損害調査費)÷元受正味保険料

(7) 正味支払保険金の額および正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度		2022年度			
		構成比(%)	損害率(%)	構成比(%)	損害率(%)	構成比(%)	損害率(%)		
火災		617	8.0	420	6.0	40.8	652	8.8	52.2
海上		71	0.9	50	0.7	80.4	49	0.7	74.4
傷害		125	1.6	158	2.3	46.0	142	1.9	39.2
自動車		5,270	68.4	4,812	69.0	47.6	5,168	69.6	51.4
自動車損害賠償責任		1,175	15.2	1,087	15.6	52.7	1,004	13.5	50.9
その他		450	5.8	448	6.4	30.7	405	5.5	25.6
(うち賠償責任)		(239)	(3.1)	(270)	(3.9)	(38.3)	(194)	(2.6)	(27.6)
(うち信用・保証)		(△0)	(△0.0)	(△0)	(△0.0)	(△0.1)	(1)	(0.0)	(5.0)
合計		7,711	100.0	6,977	100.0	46.3	7,422	100.0	48.5

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

(8) 受再正味保険金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度		2022年度			
		構成比(%)	損害率(%)	構成比(%)	損害率(%)	構成比(%)	損害率(%)		
火災		10	0.9	9	0.9	14.9	9	0.9	13.4
海上		55	4.4	29	2.6	65.5	31	3.0	58.8
傷害		—	—	4	0.4	54.8	—	—	—
自動車		8	0.6	0	0.0	94.4	0	0.0	12.9
自動車損害賠償責任		1,175	92.8	1,087	95.2	111.9	1,004	95.3	108.5
その他		16	1.3	10	0.9	34.4	8	0.8	23.3
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		1,266	100.0	1,142	100.0	101.7	1,053	100.0	95.9

(注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約について支払った保険金を示すもので、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

2. 受再損害率=受再正味保険金÷受再正味保険料

(9) 出再正味保険金(回収再保険金)の額

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度		2022年度			
		構成比(%)	損害率(%)	構成比(%)	損害率(%)	構成比(%)	損害率(%)		
火災		381	12.8	271	10.5	23.5	423	17.1	35.6
海上		25	0.9	32	1.3	45.9	28	1.2	42.7
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—
自動車		137	4.6	140	5.4	43.3	143	5.8	45.6
自動車損害賠償責任		2,386	80.2	2,113	81.3	205.6	1,820	73.4	175.9
その他		45	1.5	40	1.5	16.2	62	2.5	24.4
(うち賠償責任)		(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(1.4)	(1)	(0.1)	(12.5)
(うち信用・保証)		(△0)	(△0.0)	(△0)	(△0.0)	(△0.2)	(1)	(0.1)	(4.3)
合計		2,975	100.0	2,597	100.0	91.7	2,478	100.0	86.4

(注) 1. 出再正味保険金とは、出再契約について回収した保険金を示すもので、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

2. 出再損害率=出再正味保険金÷支払再保険料

(10) 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2020年度			2021年度			2022年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		61.1	78.0	139.1	40.8	73.5	114.3	52.2	62.8	114.9
海上		109.3	107.2	216.5	80.4	90.7	171.0	74.4	84.6	158.9
傷害		37.4	51.6	89.0	46.0	53.8	99.8	39.2	48.8	88.0
自動車		51.0	36.8	87.8	47.6	37.8	85.4	51.4	38.3	89.7
自動車損害賠償責任		55.5	49.5	105.0	52.7	52.8	105.5	50.9	56.3	107.2
その他		33.1	54.4	87.4	30.7	56.7	87.3	25.6	49.0	74.6
(うち賠償責任)		(36.4)	(52.0)	(88.4)	(38.3)	(53.8)	(92.1)	(27.6)	(48.7)	(76.3)
(うち信用・保証)		(△1.8)	(45.4)	(43.6)	(△0.1)	(51.0)	(50.9)	(5.0)	(39.8)	(44.9)
合計		50.7	43.6	94.3	46.3	44.8	91.1	48.5	44.3	92.8

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(11) 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	年度	2020年度			2021年度			2022年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		48.3	52.2	100.5	50.5	47.7	98.2	29.9	46.6	76.5
海上		39.2	63.1	102.4	69.0	58.8	127.8	81.5	57.6	139.0
傷害		30.7	47.3	78.0	41.9	52.4	94.3	40.3	48.1	88.4
(医療)		(-)			(-)			(-)		
(がん)		(-)			(-)			(-)		
(介護)		(-)			(-)			(-)		
(その他)		(30.7)			(41.9)			(40.3)		
自動車		45.2	36.7	82.0	50.9	37.7	88.6	54.1	38.2	92.3
その他		36.8	48.4	85.2	19.0	51.6	70.6	33.0	47.5	80.5
(うち賠償責任)		(41.9)	(51.8)	(93.8)	(23.3)	(53.4)	(76.7)	(52.8)	(49.4)	(102.2)
(うち信用・保証)		(0.3)	(26.6)	(27.0)	(47.3)	(43.4)	(90.7)	(△49.5)	(42.9)	(△6.6)
(うち介護費用)		(-)			(-)			(-)		
合計		44.2	40.5	84.7	47.1	41.2	88.3	48.0	40.9	89.0

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

(12) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2020年度	2021年度	2022年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	-	-	-

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について、国内契約および海外契約の割合を記載しています。

(13) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2022年度	5社 (-)	98.4 (-)
2021年度	5社 (-)	98.7 (-)

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)
 なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

(14) 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他(格付なし・不明・BB以下)	合計
2022年度	100% (-)	0% (-)	0% (-)	100% (-)
2021年度	100% (-)	0% (-)	0% (-)	100% (-)

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(再保険プールを除く)を対象としています。
 格付区分は、以下の方法により区分しています。
 <格付区分の方法>
 ①スタンダード&プアーズ(S&P)社の格付けを使用し、同社の格付がない場合はAM Best社の格付けを使用しています。
 ②各年度3月末時点の格付に基づいています。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)
 なお、当社では第三分野保険に関して、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者はありません。

(15) 未収再保険金の額

(単位：百万円)

区分	年度		
	2020年度	2021年度	2022年度
①年度開始時の未収再保険金	179 (-)	118 (-)	86 (-)
②当該年度に回収できる事由が発生した額	587 (-)	463 (-)	639 (-)
③当該年度回収等	648 (-)	495 (-)	587 (-)
④年度末の未収再保険金(①+②-③)	118 (-)	86 (-)	138 (-)

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しております(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(16) 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
人件費		2,552	2,416	2,439
物件費		2,371	2,503	2,435
税金		160	165	176
拠出金		0	0	0
負担金		-	-	-
諸手数料及び集金費		3,116	3,178	3,162
合計		8,201	8,265	8,214

(注) 金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

(17) 正味事業費率

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
保険引受に係る事業費		7,287	7,423	7,385
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)		(4,171)	(4,244)	(4,222)
(諸手数料及び集金費)		(3,116)	(3,178)	(3,162)
正味事業費率		43.6%	44.8%	44.3%

(注) 正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

(18) 保険引受利益の額

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度	2021年度	2022年度
火災		△373	△860	35
海上		△49	△60	△49
傷害		125	57	15
自動車損害賠償責任		807	1,469	857
その他の		-	-	-
(うち賠償責任)		33	260	135
(うち信用・保証)		(8)	(120)	(△35)
(うち信用・保証)		(29)	(12)	(14)
合計		542	865	993

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度	2022年度
保険引受収益		17,488	16,697	16,881
保険引受費用		12,839	11,654	11,677
営業費及び一般管理費		4,171	4,244	4,222
その他の収支		65	67	12
保険引受利益		542	865	993

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

3. 保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費+その他収支

3. 資産運用の状況

1. 資産運用方針

当社は、保険金や満期返戻金の支払いに備え、流動性の高い金融商品を確保するほか、効率的な資産運用および収益の拡大を図ることを基本方針としています。

2. 資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
預 貯 金	10,714	25.5	7,608	17.8	7,973	18.1
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	21,904	52.2	26,020	60.9	27,581	62.5
貸 付 金	2,058	4.9	1,969	4.6	1,787	4.1
土 地 ・ 建 物	2,635	6.3	2,615	6.1	2,625	6.0
運 用 資 産 計	37,312	88.9	38,213	89.4	39,967	90.6
総 資 産	41,947	100.0	42,721	100.0	44,097	100.0

3. 利息配当収入の額および運用利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区 分	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
	利息配当収入	運用利回り(%)	利息配当収入	運用利回り(%)	利息配当収入	運用利回り(%)
預 貯 金	0	0.00	0	0.00	0	0.00
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	231	0.98	214	0.92	212	0.77
(公 社 債)	(80)	(0.41)	(60)	(0.31)	(62)	(0.27)
(株 式)	(150)	(4.03)	(153)	(4.06)	(149)	(3.98)
(外 国 証 券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(そ の 他 証 券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
貸 付 金	24	1.23	21	1.12	19	1.09
土 地 ・ 建 物	97	3.65	102	3.87	102	3.90
小 計	353	0.98	338	0.90	334	0.86
そ の 他	0		0		0	
合 計	353		338		334	

(注) 1. 利息配当収入は、損益計算書における「利息および配当金収入」に、「金銭の信託運用益」および「金銭の信託運用損」並びに「売買目的有価証券運用益」のうち利息および配当金収入相当額を含めた金額です。

● 「資産運用利回り(実現利回り)」および「(参考) 時価総合利回り」の開示

「資産運用利回り(インカム利回り)」のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考えられることから、「資産運用利回り(実現利回り)」および「(参考) 時価総合利回り」も開示しています。

各利回りの計算方法は以下の通りです。

(1) 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息および配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)

- ・分子=利息および配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息および配当金収入に相当する額を含む)
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(2) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標

分子には実現損益をとり、分母は取得原価をベースとした利回り

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(3) (参考) 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標

分子には実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母を時価ベースとした利回り

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額※-前期末評価差額※)+繰延ヘッジ損益増減
 - ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額※+売買目的有価証券に係る前期末評価損益
- ※評価差額は税効果控除前の金額によります。

4. 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区 分	年 度	2020年度末			2021年度末			2022年度末		
		資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り (%)
預 貯 金		0	7,955	0.00	0	9,522	0.00	0	6,844	0.00
コ ー ル ロ ー ン		—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		270	23,542	1.15	249	23,278	1.07	203	27,453	0.74
(公 社 債)		(83)	(19,788)	(0.42)	(79)	(19,370)	(0.41)	(20)	(23,503)	(0.09)
(株 式)		(186)	(3,741)	(4.98)	(166)	(3,785)	(4.39)	(182)	(3,747)	(4.86)
(外 国 証 券)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(そ の 他 の 証 券)		(0)	(12)	(5.35)	(4)	(122)	(3.85)	(0)	(202)	(0.15)
貸 付 金		24	2,017	1.23	21	1,943	1.12	19	1,799	1.09
土 地 ・ 建 物		97	2,672	3.65	102	2,637	3.87	102	2,635	3.90
金 融 派 生 商 品		—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		△2	—	—	6	—	—	△14	—	—
合 計		390	36,187	1.08	380	37,382	1.02	311	38,732	0.80

(注) 1. 資産運用損益合計は、損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計から「資産運用費用」を控除した金額です。

2. 平均運用額(取得原価ベース)は、原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。

5. (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円)

区 分	年 度	2020年度末			2021年度末			2022年度末		
		資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り (%)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り (%)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り (%)
預 貯 金		0	7,955	0.00	0	9,522	0.00	0	6,844	0.00
コ ー ル 口 ー ン		—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		231	24,602	0.94	59	24,299	0.25	276	28,284	0.98
(公 社 債)		(81)	(19,748)	(0.41)	(△34)	(19,328)	(△0.18)	(△123)	(23,346)	(△0.53)
(株 式)		(149)	(4,841)	(3.08)	(90)	(4,848)	(1.87)	(399)	(4,735)	(8.44)
(外 国 証 券)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(そ の 他 の 証 券)		(1)	(12)	(9.25)	(4)	(122)	(3.51)	(0)	(202)	(0.15)
貸 付 金		24	2,017	1.23	21	1,943	1.12	19	1,799	1.09
土 地 ・ 建 物		97	2,672	3.65	102	2,637	3.87	102	2,635	3.90
金 融 派 生 商 品		—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		△2	—	—	6	—	—	△14	—	—
合 計		351	37,247	0.94	190	38,403	0.50	384	39,563	0.97

(注) (参考) 時価総合利回りの算出については、68 ページにおける算出方法によります。

6. 公共債の窓販実績

販売実績はありません。

7. 各種ローン金利

(単位：%)

一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	利 率					
	2022年 4月1日	2022年 6月10日	2022年 9月9日	2023年 1月11日	2023年 2月10日	2023年 3月10日
	1.10	1.20	1.25	1.40	1.50	1.45

8. 特別勘定に関する指標等

該当事項はありません。

9. 海外投融資利回り

(単位：%)

	2020年度	2021年度	2022年度
運用資産利回り (インカム利回り)	—	—	—
資産運用利回り (実現利回り)	—	—	—
(参考) 時価総合利回り	—	—	—

10. 契約者配当金の額

積立型保険(貯蓄型保険)では、保険期間が満了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、原則として毎月の満期契約毎に契約者配当金を計算してお支払いしております(運用利回りが予定利回りを下回った場合には0円となります。)

したがって、契約者配当金は毎月変動いたしますが、2022年6月および2023年6月に満期を迎えられたご契約者に対する契約者配当金は以下のとおりです。

★2022年6月および2023年6月に満期を迎えられたご契約者に対してお支払いした契約者配当金

[満期返戻金10万円あたりの契約者配当金]

	払込方法		一時払契約	年払契約	月払契約・団体扱契約
	保険期間				
2022年6月 満期	3年	0円	0円	0円	
	5年	0円	0円	0円	
	10年	0円	0円	0円	
2023年6月 満期	3年	0円	0円	0円	
	5年	0円	0円	0円	
	10年	0円	0円	0円	

4. 単体ソルベンシー・マージン比率の状況

(単位：百万円)

区 分	2021年度	2022年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	19,042	21,469
資本金又は基金等	4,879	6,252
価格変動準備金	97	84
危険準備金	—	—
異常危険準備金	10,403	10,948
一般貸倒引当金	7	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	747	813
土地の含み損益	△ 141	△ 194
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	2,000	2,000
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	1,047	1,564
(B) 単体リスクの合計額	4,511	5,238
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		
一般保険リスク(R ₁)	1,561	1,541
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	—	—
予定利率リスク(R ₃)	48	44
資産運用リスク(R ₄)	1,386	1,418
経営管理リスク(R ₅)	105	119
巨大災害リスク(R ₆)	2,285	2,993
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [A] / [(B) × 1/2] × 100	844.1%	819.6%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険(*1)、予定利率上の危険(*2)、資産運用上の危険(*3)、経営管理上の危険(*4)、巨大災害に係る危険(*5)の総額

- *1 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)：
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- *2 予定利率上の危険(予定利率リスク)：
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- *3 資産運用上の危険(資産運用リスク)：
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- *4 経営管理上の危険(経営管理リスク)：
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1～*3および*5以外のもの
- *5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額

- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

5. 連結ソルベンシー・マージン比率の状況

(単位：百万円)

区 分	2021年度	2022年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	19,042	21,469
資本金又は基金等	4,879	6,252
価格変動準備金	97	84
危険準備金	—	—
異常危険準備金	10,403	10,948
一般貸倒引当金	7	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)	747	813
土地の含み損益	△ 141	△ 194
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	2,000	2,000
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	1,047	1,564
(B) 単体リスクの合計額	4,511	5,238
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		
一般保険リスク(R ₁)	1,561	1,541
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	—	—
予定利率リスク(R ₃)	48	44
資産運用リスク(R ₄)	1,386	1,418
経営管理リスク(R ₅)	105	119
巨大災害リスク(R ₆)	2,285	2,993
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [A] / [(B) × 1/2] × 100	844.1%	819.6%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険(*1)、予定利率上の危険(*2)、資産運用上の危険(*3)、経営管理上の危険(*4)、巨大災害に係る危険(*5)の総額

- *1 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)：
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- *2 予定利率上の危険(予定利率リスク)：
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- *3 資産運用上の危険(資産運用リスク)：
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- *4 経営管理上の危険(経営管理リスク)：
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1～*3および*5以外のもの
- *5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額

- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

Ⅱ. 経理の状況

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 〔2021年 3月31日現在〕	2021年度 〔2022年 3月31日現在〕	2022年度 〔2023年 3月31日現在〕
		金額	金額	金額
(資産の部)				
現金及び預貯金		10,714	7,608	7,973
預貯金		10,714	7,608	7,973
有価証券		21,904	26,020	27,581
国債		373	1,706	1,332
地方債		—	794	2,597
社債		16,491	18,615	18,495
株式		4,960	4,783	4,915
その他の証券		78	119	240
貸付金		2,058	1,969	1,787
保険約款貸付		2	3	—
一般貸付		2,055	1,966	1,787
有形固定資産		2,837	2,766	2,740
土地		1,731	1,731	1,731
建物		903	883	893
リース資産		26	12	2
その他の有形固定資産		175	138	112
無形固定資産		1,547	1,340	1,128
ソフトウェア		480	934	1,025
ソフトウェア仮勘定		1,055	397	97
リース資産		4	2	—
その他の無形固定資産		5	5	5
その他の資産		2,853	3,008	2,660
未収保険料		5	0	8
代理店貸		961	929	947
共同保険貸		8	4	5
再保険貸		963	683	693
外国再保険貸		0	0	2
代理業務貸		—	—	20
未収金		299	797	261
未収収益		17	15	16
預託金		82	81	78
仮払金		514	493	626
前払年金費用		71	47	8
繰延税金資産		—	—	250
貸倒引当金		△38	△39	△32
資産の部合計		41,947	42,721	44,097

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 〔2021年 3月31日現在〕	2021年度 〔2022年 3月31日現在〕	2022年度 〔2023年 3月31日現在〕
		金額	金額	金額
(負債の部)				
保険契約準備金		32,439	33,060	33,204
支払備金		6,142	6,574	6,806
責任準備金		26,296	26,486	26,398
その他の負債		3,719	3,380	3,519
共同保険借		9	14	15
再保険借		623	561	586
外国再保険借		1	1	3
借入金		2,000	2,000	2,000
未払法人税等		232	74	85
預り金		59	59	63
前受収益		2	2	3
未払金		410	322	429
仮受金		329	317	319
リース債務		35	15	2
資産除去債務		14	9	9
役員退職慰労引当金		275	257	155
賞与引当金		108	98	117
特別法上の準備金		87	97	84
価格変動準備金		87	97	84
繰延税金負債		299	241	—
負債の部合計		36,929	37,137	37,081
(純資産の部)				
資本金		1,054	1,054	1,054
資本剰余金		703	703	703
資本準備金		703	703	703
利益剰余金		2,474	3,177	4,557
利益準備金		350	350	350
その他利益剰余金		2,123	2,827	4,206
(固定資産圧縮積立金)		(74)	(74)	(74)
(別途積立金)		(1,639)	(1,935)	(2,635)
(繰越利益剰余金)		(410)	(817)	(1,496)
株主資本合計		4,233	4,936	6,315
その他有価証券評価差額金		785	647	700
評価・換算差額等合計		785	647	700
純資産の部合計		5,018	5,583	7,015
負債及び純資産の部合計		41,947	42,721	44,097

[2022年度貸借対照表の注記事項]

- (注) 1 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
- (1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- (2) その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 3 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法により行っております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。
- 4 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。
- 5 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
- 6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 7 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、業務執行部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記を計上しております。
- 8 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、その発生した各期における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理しております。なお、当期末では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した金額を年金資産が超過する状態のため当該超過額を前払年金費用に計上しております。
- 9 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 10 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に算出しております。
- 11 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき、計上しております。
- 12 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産にかかる控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 13 会計上の見積りに関する事項は次のとおりであります。
- (1) 繰延税金資産
繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって会計上の見積りを行っております。将来の事業計画に基づく課税所得については、主に以下の仮定に基づき策定しております。
- ・ 将来獲得する見込の契約を含む保険契約から発生する保険料収入
 - ・ 保険金等の支払見込（台風等の自然災害による影響を含みます。）
- 当該見積りは各事象の将来における状況変化等に影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。当事業年度の繰延税金資産の総額は4,891百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は4,392百万円であります。
- (2) 支払備金
保険契約に基づいて保険金の支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金のうち、決算期末時点で未払いとなっている金額を支払備金として積み立てております。支払備金は、既報告の普通支払備金（決算期末までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて個別に支払見込額を見積り保険金支払いのために積み立てる準備金）と、未報告のI B N R 備金（事故は発生しているものの、決算期末までに事故の報告を受けていないもので、統計的見積手法を用いて損害額を見積り保険金支払いのために積み立てる準備金）に分けられます。普通支払備金は、決算期末日時点で利用可能な情報に基づき、損害調査等の方法により損害額を見積り計上しております。具体的には、保険契約の補償内容と、過去の支払実績の傾向や法改正により損害額を、過去の類似事故事例や裁判例等を考慮し過失割合をそれぞれ仮定し将来の支払額を見積っております。I B N R 備金は、その最終損害額を主に統計的見積法（チェーンラダー法等）により算出し、積立所要額を見積り計上しております。具体的には、各保険種目・補償種目ごとに過去の保険金等の支払動向、内的及び外的環境変化の予測、並びにそれらを基にした見積り手法を選択し将来の支払額を見積っております。当該見積りは各種要因の将来における状況変化等に影響を受ける可能性があり、実際に支払う保険金の額や支払備金の計上額が、当初の見積り額から変動することとなった場合、翌事業年度の計算書類において影響を与える可能性があります。当事業年度の普通支払備金は5,378百万円、I B N R 備金は1,427百万円であります。
- 14 金融商品に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
当社は、保険金や満期返戻金の支払いに備え、流動性の高い金融商品を確保するほか、効率的な資産運用及び収益の拡大を図ることを基本方針としております。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
当社が保有する主な金融資産は、有価証券、貸付金であります。有価証券の内訳は、主に債券、株式、投資信託であり、その他保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは発行体の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクに晒されております。貸付金は、主に沖縄県内の法人及び個人に対するものであり、これらは信用リスクに晒されております。
- ③金融商品に係るリスク管理体制
ア 信用リスクの管理
信用リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、有価証券の信用リスクは、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行っております。

貸付金の信用リスクは、社内信用格付及び資産の自己査定規程に従い、与信先の個別案件毎に財務諸表分析・実態把握を行うなど、与信管理体制を構築しております。

これらの与信管理状況については、資産運用リスク管理委員会、常務会及び取締役会へ定例報告を行っております。

イ 市場リスクの管理

(ア)金利リスクの管理

金利リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、経理総務部は日常的に市場動向を把握し、B P V法による影響額を資産運用リスク管理委員会、常務会及び取締役会へ定例報告を行っております。

(イ)価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、有価証券の保有については、資産運用規程及び運用計画に従い行っております。

経理総務部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報については、資産運用リスク管理委員会、常務会及び取締役会へ定例報告を行っております。

(ロ)為替リスクの管理

為替リスクについては、当社の資産運用リスク管理規程に基づいて管理しており、経理総務部は日常的に為替動向を把握し、為替変動による影響額を資産運用リスク管理委員会、常務会及び取締役会へ定例報告を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる期末計算書類等に与える影響は軽微です。

(3) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりであります。

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（注3）参照）。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券 その他有価証券	3,183	22,026	399	25,609
資産計	3,183	22,026	399	25,609
負債計	-	-	-	-

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

区分	時価				貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
貸付金 (*1)	-	-	1,814	1,814	1,787	27
資産計	-	-	1,814	1,814	1,787	27
借入金	-	2,014	-	2,014	2,000	14
負債計	-	2,014	-	2,014	2,000	14

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しております。公表された相場価格を使用していたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。当該評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド、類似銘柄の取引実勢値等のインプットを使用しております。

また、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価に分類しております。

貸付金

変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

固定金利貸付については、割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としております。これらの評価技法には、長期プライムレート、クレジットスプレッド等のインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額が時価と近似しているため当該価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

借入金

割引現在価値法のモデルで算定された価格を時価としております。当該評価技法には、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率等のインプットを使用しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券	割引現在価値法	割引率	0.38% - 0.95%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	レベル3の時価への振替(*1、*2)	レベル3の時価からの振替(*1、*3)	当期の損益に計上(*4)	評価・換算差額等に計上(*5)	購入、売却、発行及び決済の純額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち期末において保有する金融資産の評価損益(*4)
有価証券 その他有価証券	598	-	-	-	△0	△198	399	-

(*1) レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

(*2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に係るインプットが観察できなくなったことによるものであります。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、時価の算定に係るインプットが観察可能となったことによるものであります。

(*4) 期末損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれます。

(*5) 「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)	1,731
組合出資金等(*2)	240
合計	1,972

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金等は、主に国内投資事業組合であります。これは時価算定会計基準適用指針第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

15 保険業法に基づく債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は以下のとおりであります。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものではありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権に該当するものではありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3) 三月以上延滞債権に該当するものではありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

16 有形固定資産の減価償却累計額は3,370百万円、圧縮記帳額は554百万円であります。

17 関係会社に対する金銭債務総額は15百万円であります。

18 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、パソコン、複写機等の一部についてはリース契約により使用しております。

19 関係会社株式の額は230百万円あります。

20 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△1,576百万円
年金資産	1,677百万円
未積立退職給付債務	100百万円
未認識数理計算上の差異	△92百万円
前払年金費用	8百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.86%
期待運用収益率	0.34%
数理計算上の差異の処理年数	12年

21 繰延税金資産の総額は4,891百万円、繰延税金負債の総額は248百万円あります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は4,392百万円あります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金3,707百万円、支払備金326百万円、有価証券評価損否認116百万円、ソフトウェア283百万円、繰越欠損金287百万円あります。

- 繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券に係る評価差額金203百万円であります。
- 22 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------|----------|
| 支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く） | 6,726百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 344百万円 |
| 差引(イ) | 6,381百万円 |
| 地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ) | 424百万円 |
| 計(イ+ロ) | 6,806百万円 |
- 23 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|-----------|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 11,255百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金 | 260百万円 |
| 差引(イ) | 10,994百万円 |
| その他の責任準備金(ロ) | 15,403百万円 |
| 計(イ+ロ) | 26,398百万円 |
- 24 1株当たりの純資産の額は6,146円16銭であります。
- 算定上の基礎である純資産の額は7,015百万円、普通株式の期末株式数は1,141千株であります。
- 25 当事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
- 26 当社は、2022年4月1日に当社の100%子会社である大同火災損害調査株式会社（以下「大同損調社」という。）を吸収合併いたしました。
- (1) 合併の目的
経営リソースの集中を行うことでより迅速かつ適正な損害調査を実現するとともに、将来の自動車事故の減少等を見据えた効率化及びコスト削減を行うことを目的としております。
 - (2) 企業結合日
2022年4月1日
 - (3) 合併の方式
当社を存続会社とする吸収合併方式で、合併後、大同損調社は解散いたしました。
 - (4) 被合併法人の概要
事業内容 各種損害保険事故の損害調査等
 - (5) 合併後の状況
本合併による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。
 - (6) 会計処理の概要
本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。
なお、これにより、当期会計期間において抱合せ株式消滅差益として37百万円を特別利益に計上いたしました。
- 27 上記における子会社の定義は会社計算規則第2条に基づいております。
- 28 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 〔2020年4月1日から 2021年3月31日まで〕	2021年度 〔2021年4月1日から 2022年3月31日まで〕	2022年度 〔2022年4月1日から 2023年3月31日まで〕
	経常収益		17,915	17,048
保険引受収益		17,488	16,697	16,881
正味収入保険料		16,725	16,565	16,667
収入積立保険料		55	26	3
積立保険料等運用益		92	104	121
支払備金戻入額		615	—	—
責任準備金戻入額		—	—	87
為替差益		0	0	0
資産運用収益		341	296	271
利息及び配当金収入		353	338	334
有価証券売却益		80	48	57
その他運用収益		—	14	—
積立保険料等運用益振替		△92	△104	△121
その他経常収益		85	55	57
経常費用		17,256	16,092	16,175
保険引受費用		12,839	11,654	11,677
正味支払保険金		7,711	6,977	7,422
損害調査費		766	694	663
諸手数料及び集金費		3,116	3,178	3,162
満期返戻金		316	164	181
支払備金繰入額		—	431	231
責任準備金繰入額		907	189	—
その他保険引受費用		21	18	15
資産運用費用		42	20	81
有価証券売却損		40	12	66
有価証券評価損		—	—	0
その他運用費用		2	8	14
営業費及び一般管理費		4,318	4,392	4,388
その他経常費用		55	25	27
支払利息		23	23	23
貸倒引当金繰入額		—	0	—
貸倒損失		—	—	0
その他の経常費用		31	0	4
経常利益又は経常損失(△)		658	956	1,035
特別利益		—	7	59
固定資産処分益		—	2	—
特別法上の準備金戻入額		—	—	12
価格変動準備金戻入額		—	—	12
その他特別利益		—	4	46
特別損失		11	10	6
固定資産処分損		2	0	0
特別法上の準備金繰入額		9	10	—
価格変動準備金繰入額		9	10	—
その他特別損失		—	—	6
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		647	953	1,087
法人税及び住民税		302	197	163
法人税等調整額		△7	△5	△512
法人税等合計		294	192	△348
当期純利益又は当期純損失(△)		352	760	1,436

[2022年度損益計算書の注記事項]

(注) 1 関係会社との取引による収益総額は7百万円、費用総額は206百万円であります。

2 (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	19,535 百万円
支払再保険料	2,867 百万円
差引	16,667 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	9,900 百万円
回収再保険金	2,478 百万円
差引	7,422 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	3,633 百万円
出再保険手数料	470 百万円
差引	3,162 百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	80 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△156 百万円
差引(イ)	237 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	△5 百万円
計(イ+口)	231 百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△405 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	13 百万円
差引(イ)	△418 百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	330 百万円
計(イ+口)	△87 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	212 百万円
貸付金利息	19 百万円
不動産賃貸料	102 百万円
その他利息・配当金	0 百万円
計	334 百万円

3 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は121百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	116 百万円
利息費用	8 百万円
期待運用収益	△6 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	2 百万円
計	121 百万円

4 当社の100%子会社であった大同火災損害調査株式会社を吸収合併したことに伴い、抱合せ株式消滅差益37百万円を特別利益に計上しております。

5 当期における法定実効税率は27.4%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は△32.0%であり、この差異の主要な内訳は受取配当等の益金不算入額△1.6%、交際費等の損金不算入額0.6%、法人住民税均等割額0.6%、抱合せ株式消滅差益△1.0%、評価性引当額の減少額△57.3%であります。

6 1株当たりの当期純利益は1,258円21銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は1,436百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は1,141千株であります。

7 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

2020年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			株主 資本 合計	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	評価・換 算 差 額 等 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金							利 益 剰 余 金 合 計
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,054	703	703	350	74	1,335	424	2,185	3,943	813	813	4,757
当期変動額												
別途積立金の積立						304	△ 304					
剰余金の配当							△ 62	△ 62	△ 62			△ 62
当期純利益							352	352	352			352
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										△ 28	△ 28	△ 28
当期変動額合計						304	△ 14	289	289	△ 28	△ 28	261
当期末残高	1,054	703	703	350	74	1,639	410	2,474	4,233	785	785	5,018

2021年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			株主 資本 合計	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	評価・換 算 差 額 等 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金							利 益 剰 余 金 合 計
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,054	703	703	350	74	1,639	410	2,474	4,233	785	785	5,018
当期変動額												
別途積立金の積立						296	△ 296					
剰余金の配当							△ 57	△ 57	△ 57			△ 57
当期純利益							760	760	760			760
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										△ 137	△ 137	△ 137
当期変動額合計						296	407	703	703	△ 137	△ 137	565
当期末残高	1,054	703	703	350	74	1,935	817	3,177	4,936	647	647	5,583

2022年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株 主 合 計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金							利 益 剰 余 金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	1,054	703	703	350	74	1,935	817	3,177	4,936	647	647	5,583
当期変動額												
別途積立金の積立						700	△ 700					
剰余金の配当							△ 57	△ 57	△ 57			△ 57
当期純利益							1,436	1,436	1,436			1,436
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										52	52	52
当期変動額合計						700	679	1,379	1,379	52	52	1,431
当期末残高	1,054	703	703	350	74	2,635	1,496	4,557	6,315	700	700	7,015

[2022年度株主資本等変動計算書の注記事項]

(注) 1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,141	—	—	1,141	
合計	1,141	—	—	1,141	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通 株式	57百万円	50円	2022年3月31日	2022年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通 株式	62百万円	利益剰余金	55円	2023年3月31日	2023年6月29日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 資産・負債の明細

(1) 現金および預貯金

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
現金	—	—	—
預貯金	10,714	7,608	7,973
(郵便振替・郵便貯金)	(523)	(789)	(586)
(当座預金)	(10)	(4)	(4)
(普通預金)	(8,180)	(4,814)	(6,581)
(通知預金)	(—)	(—)	(—)
(定期預金)	(1,200)	(1,200)	(—)
(譲渡性預金)	(800)	(800)	(800)
(別段預金)	(—)	(—)	(—)
合計	10,714	7,608	7,973

(2) 商品有価証券

該当事項はありません。

(3) 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

(4) 保有有価証券の種類別残高および構成比

(単位：百万円)

区分	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
国債	373	1.7	1,706	6.6	1,332	4.8
地方債	—	—	794	3.1	2,597	9.4
社債	16,491	75.3	18,615	71.5	18,495	67.1
株式	4,960	22.6	4,783	18.4	4,915	17.8
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	78	0.4	119	0.5	240	0.9
合計	21,904	100.0	26,020	100.0	27,581	100.0

(5) 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	期間	期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	
2021年度末	国債	-	-	-	300	498	908	1,706
	地方債	-	-	100	-	694	-	794
	社債	799	3,997	8,966	1,487	2,664	700	18,615
	株式	-	-	-	-	-	4,783	4,783
	外国証券	-	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	119	-	119
	合計	799	3,997	9,067	1,788	3,976	6,391	26,020
2022年度末	国債	-	-	-	496	492	343	1,332
	地方債	-	201	698	426	1,271	-	2,597
	社債	1,001	6,187	6,739	1,175	2,796	595	18,495
	株式	-	-	-	-	-	4,915	4,915
	外国証券	-	-	-	-	-	-	-
	その他証券	-	-	-	-	240	-	240
	合計	1,001	6,389	7,438	2,098	4,800	5,854	27,581

(6) 業種別保有株式の額

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
		貸借対照表計上額	構成比(%)	貸借対照表計上額	構成比(%)	貸借対照表計上額	構成比(%)
保険業		1,094	22.1	1,368	28.6	1,435	29.2
銀行業		1,455	29.3	1,160	24.3	1,208	24.6
通信業		678	13.7	657	13.7	780	15.9
ガラス・土石製品		322	6.5	317	6.6	317	6.5
電気・ガス業		361	7.3	321	6.7	253	5.2
空運業		231	4.7	231	4.8	231	4.7
不動産業		214	4.3	214	4.5	214	4.4
サービス業		129	2.6	107	2.2	99	2.0
陸運業		63	1.3	63	1.3	72	1.5
石油・石炭製品		69	1.4	69	1.5	69	1.4
海運業		62	1.3	58	1.2	58	1.2
その他		277	5.6	212	4.4	173	3.5
	合計	4,960	100.0	4,783	100.0	4,915	100.0

(注) 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。

(7) 担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区分	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)
担保貸付	1,093	53.1	1,054	53.5	1,022	57.2
有価証券担保貸付	—	—	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	605	29.4	570	28.9	534	29.9
指名債権担保貸付	488	23.7	484	24.6	488	27.3
保証貸付	961	46.7	911	46.3	764	42.8
信用貸付	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	2,055	99.9	1,966	99.8	1,787	100.0
(劣後特約付貸付)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
約款貸付	2	0.1	3	0.2	—	—
合計	2,058	100.0	1,969	100.0	1,787	100.0

(8) 使途別の貸付金残高および構成比

(単位：百万円)

区分	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)
設備資金	566	27.5	534	27.1	501	28.0
運転資金	1,491	72.5	1,435	72.9	1,285	72.0
合計	2,058	100.0	1,969	100.0	1,787	100.0

(9) 業種別の貸付残高および構成比

(単位：百万円)

区分	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)	年度	構成比(%)
農林・水産業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	1,054	51.2	1,017	51.7	989	55.4
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
サービス業等	—	—	—	—	—	—
その他	1,001	48.7	948	48.1	798	44.6
(うち個人住宅・消費者ローン)	(1,001)	(48.7)	(948)	(48.1)	(798)	(44.6)
小計	2,055	99.9	1,966	99.8	1,787	100.0
公共団体	—	—	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—	—	—
約款貸付	2	0.1	3	0.2	—	—
合計	2,058	100.0	1,969	100.0	1,787	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じております。

(10) 規模別の貸付金残高および構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
大企業		391	19.0	368	18.8	346	19.4
中堅企業		488	23.7	484	24.6	488	27.3
中小企業		175	8.5	164	8.4	154	8.7
その他		1,001	48.7	948	48.2	798	44.6
一般貸付計		2,055	100.0	1,966	100.0	1,787	100.0

- (注) 1. 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。
 2. 中堅企業とは、1の「大企業」および3の「中小企業」以外の企業をいいます。
 3. 中小企業とは、資本金3億円以下（卸売業は資本金1億円以下、小売業、サービス業は資本金5千万円以下）の企業をいいます。
 4. その他とは、非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等をいいます。

(11) 貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
		2021年度末						
2021年度末	国内企業向け	26	162	296	—	—	533	1,017
	固定金利	26	162	296	—	—	—	484
	変動金利	—	—	—	—	—	533	533
	国内企業向け以外	0	7	23	12	4	902	952
	固定金利	0	7	23	12	4	885	935
	変動金利	—	—	—	—	—	17	17
合計		26	169	319	12	4	1,436	1,969
2022年度末	国内企業向け	30	170	288	—	—	501	989
	固定金利	30	170	288	—	—	—	488
	変動金利	—	—	—	—	—	501	501
	国内企業向け以外	1	9	20	12	2	752	798
	固定金利	1	9	20	12	2	736	781
	変動金利	—	—	—	—	—	16	16
合計		31	179	308	12	2	1,253	1,787

(12) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
沖縄		1,093	100.0	1,054	100.0	1,022	100.0
上記以外の国内		—	—	—	—	—	—
海外		—	—	—	—	—	—
合計		1,093	100.0	1,054	100.0	1,022	100.0

(注) 消費者ローン、約款貸付等は含みません。

(13) 住宅関連融資

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
個人向けローン		18	100.0	17	100.0	16	100.0
住宅金融会社貸付		—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社貸付		—	—	—	—	—	—
合計		18	100.0	17	100.0	16	100.0
			(0.9)		(0.9)		(0.9)
総貸付残高		2,058		1,969		1,787	

(注) 「合計」欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

(14) 海外投融資残高および構成比

(単位：百万円)

区分		年度		2020年度末		2021年度末		2022年度末	
					構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	

(15) 公共関係投融資(新規引受ベース)

(単位：百万円)

区分		年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
公共債	国債	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—
	特別法人債	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—
貸付	公社・公団	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	

(16) 保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—
2. 危険債権	—	—	—	—
3. 三月以上延滞債権	—	—	—	—
4. 貸付条件緩和債権	—	—	—	—
5. 正常債権	2,058	1,969	1,787	
1. から4. までに掲げるものの合計額	—	—	—	

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（（注）1. に掲げるものを除く。）です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（（注）1. および2. に掲げるものを除く。）です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（（注）1. から3. までに掲げるものを除く。）です。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、（注）1. から4. までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(17) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

(18) 有形固定資産

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
土地		1,731	1,731	1,731
営業用		1,326	1,326	1,326
賃貸用		405	405	405
建物		903	903	893
営業用		743	744	705
賃貸用		159	159	188
土地・建物		2,635	2,635	2,625
営業用		2,070	2,070	2,031
賃貸用		564	565	594
リース資産		26	26	2
建設仮勘定		-	-	-
その他の有形固定資産		175	175	112
合計		2,836	2,837	2,740

(19) その他資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
未収保険料		5	0	8
代理店貸		961	929	947
共同保険貸		8	4	5
再保険貸		963	683	693
外国再保険貸		0	0	2
代理業務貸		-	-	20
未収金		299	797	261
未収収益		17	15	16
預託金		82	81	78
仮払金		514	493	626
その他資産合計		2,853	3,008	2,660

(20) 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

(21) 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

(22) 長期性資産

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
長期性資産		323	185	5

(注) 長期性資産の金額は、責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累積残高です。

(23) 支払備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
火災		223	443	191
海上		53	57	53
傷害		91	80	87
自動車		4,702	5,099	5,424
自動車損害賠償責任		425	430	424
その他		645	463	623
(うち賠償責任)		(328)	(217)	(408)
(うち信用・保証)		(△0)	(1)	(△0)
合計		6,142	6,574	6,806

(24) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

区分	年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
期首支払備金		6,091	7,265	6,614	5,981	6,567
前期以前発生事故に係る当期支払保険金		2,453	3,059	2,637	2,197	2,513
前期以前発生事故に係る当期末支払備金		3,362	3,402	3,583	3,301	3,546
当期把握見積り差額		276	803	392	481	507

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(25) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車保険

(単位：百万円)

区分		2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 支払 保険金 +	事故発生年度末	6,855			6,334			5,343			5,743			6,244		
	1 年後	6,387	0.932	△467	5,831	0.921	△502	5,272	0.987	△70	5,323	0.927	△419			
	2 年後	6,512	1.019	124	5,854	1.004	22	5,181	0.983	△91						
	3 年後	6,265	0.962	△246	5,805	0.992	△49									
	4 年後	6,187	0.988	△77												
最終損害見積り額		6,187			5,805			5,181			5,323			6,244		
累計保険金		5,989			5,365			4,559			4,284			3,761		
支払備金		198			439			621			1,038			2,482		

●傷害保険

(単位：百万円)

区分		2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計 支払 保険金 +	事故発生年度末	231			143			83			132			127		
	1 年後	224	0.971	△6	141	0.981	△2	95	1.146	12	153	1.157	20			
	2 年後	240	1.070	15	139	0.988	△1	94	0.997	△0						
	3 年後	239	0.997	△0	138	0.990	△1									
	4 年後	238	0.994	△1												
最終損害見積り額		238			138			94			153			127		
累計保険金		237			137			92			137			67		
支払備金		0			0			1			16			59		

●賠償責任保険

(単位：百万円)

区分		2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 支払 保険金 +	事故発生年度末	161			211			290			214			327		
	1 年後	171	1.060	9	209	0.989	△2	251	0.866	△39	292	1.359	77			
	2 年後	174	1.017	2	203	0.972	△5	242	0.963	△9						
	3 年後	166	0.955	△7	202	0.994	△1									
	4 年後	163	0.985	△2												
最終損害見積り額		163			202			242			292			327		
累計保険金		145			192			236			184			120		
支払備金		18			9			5			107			206		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

(26) 責任準備金の額と内訳

(単位：百万円)

種 目	2020年度末					合 計
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	
火 災	6,404	3,778	—	40	0	10,223
海 上	13	429	—	—	—	443
傷 害	124	971	—	280	2	1,379
自 動 車	4,142	2,446	—	—	—	6,588
自動車損害賠償責任	4,461	—	—	—	—	4,461
そ の 他	1,529	1,670	—	—	—	3,199
(うち賠償責任)	(233)	(958)	(—)	(—)	(—)	(1,191)
(うち信用・保証)	(28)	(41)	(—)	(—)	(—)	(70)
合 計	16,675	9,297	—	320	3	26,296

種 目	2021年度末					合 計
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	
火 災	6,215	4,442	—	16	0	10,674
海 上	16	429	—	—	—	446
傷 害	79	971	—	166	1	1,219
自 動 車	3,537	2,802	—	—	—	6,339
自動車損害賠償責任	4,484	—	—	—	—	4,484
そ の 他	1,565	1,756	—	—	—	3,321
(うち賠償責任)	(235)	(1,006)	(—)	(—)	(—)	(1,241)
(うち信用・保証)	(31)	(42)	(—)	(—)	(—)	(73)
合 計	15,897	10,403	—	183	1	26,486

種 目	2022年度末					合 計
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	
火 災	6,094	4,578	—	5	0	10,678
海 上	17	429	—	—	—	447
傷 害	104	971	—	0	—	1,077
自 動 車	3,124	3,150	—	—	—	6,275
自動車損害賠償責任	4,448	—	—	—	—	4,448
そ の 他	1,653	1,817	—	—	—	3,471
(うち賠償責任)	(247)	(1,022)	(—)	(—)	(—)	(1,269)
(うち信用・保証)	(38)	(43)	(—)	(—)	(—)	(81)
合 計	15,443	10,948	—	5	0	26,398

(注) 地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しています。

(27) 責任準備金積立水準

区 分		2021年度末	2022年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金 平準純保険料式または全期チルメル式	標準責任準備金 平準純保険料式または全期チルメル式
	標準責任準備金対象外契約		
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る）
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001（平成13）年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001（平成13）年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001（平成13）年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001（平成13）年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(28) 貸倒引当金およびその他の引当金の期末残高および期中の増減額

(2021年度)

(単位：百万円)

区 分	2020年度末 残 高	2021年度 増加額	2021年度減少額		2021年度末 残 高	摘 要	
			目的使用	そ の 他			
引当金倒	一般貸倒引当金	7	7	—	※7	7	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	31	0	0	—	31	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金	—	—	—	—	—	—	
役員退職慰労引当金	275	43	61	—	257		
賞与引当金	108	98	108	—	98		
価格変動準備金	87	10	—	—	97		
合 計	510	160	169	7	493		

(2022年度)

(単位：百万円)

区 分	2021年度末 残 高	2022年度 増加額	2022年度減少額		2022年度末 残 高	摘 要	
			目的使用	そ の 他			
引当金倒	一般貸倒引当金	7	0	—	※7	0	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	31	—	0	—	31	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
退職給付引当金	—	—	—	—	—	—	
役員退職慰労引当金	257	43	145	—	155		
賞与引当金	98	117	98	—	117		
価格変動準備金	97	10	23	—	84		
合 計	493	171	267	7	389		

(29) 貸付金償却の額

該当事項はありません。

3. 損益の明細

(1) 売買目的有価証券運用損益明細表

(単位：百万円)

区 分	2021年度			2022年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

(2) 有価証券売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	2021年度			2022年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	18	-	-	13	55	-
株式	24	11	-	41	8	0
外国証券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	5	1	-	2	2	-
合 計	48	12	-	57	66	0

(3) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2022年度償却額	償却累計額	2022年度残高	償却累計率(%)
有形固定資産					
建物	3,477	45	2,584	893	74.3
リース資産	328	10	326	2	99.2
その他の有形固定資産	571	47	459	112	80.4
有形固定資産計	4,378	103	3,370	1,008	77.0
無形固定資産					
ソフトウェア	3,270	272	2,244	1,025	68.6
リース資産	26	2	26	-	100.0
無形固定資産計	3,297	275	2,271	1,025	68.9

(4) 固定資産処分損益

(単位：百万円)

区 分	処分益	2021年度			処分益	2022年度		
		処分損				処分損		
		売却	その他	計		売却	その他	計
有形固定資産	2	-	0	0	-	-	0	0
土地	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	2	-	-	-	-	-	0	0
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	-	-	0	0	-	-	0	0
無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-
ソフトウェア	-	-	-	-	-	-	-	-
のれん	-	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の無形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2	-	0	0	-	-	0	0

4. 時価情報等

(1) 有価証券

- ① 売買目的有価証券
該当事項はありません。
- ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
- ③ 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。
- ④ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	2021年度末			2022年度末			
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	300	300	0	—	—	—
	地 方 債	100	100	0	200	200	0
	社 債	1,701	1,705	4	1,200	1,201	0
	株 式	783	1,998	1,214	1,183	2,558	1,375
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	2,885	4,104	1,219	2,584	3,960	1,375	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	1,461	1,406	△ 55	1,388	1,332	△ 56
	地 方 債	699	694	△ 5	2,428	2,397	△ 31
	社 債	17,010	16,910	△ 100	17,508	17,294	△ 214
	株 式	1,266	1,038	△ 227	795	624	△ 170
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	20,438	20,050	△ 388	22,120	21,648	△ 472	
合 計	23,324	24,154	830	24,705	25,609	903	

⑤ 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

a 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

b 子会社および関連会社株式

株 式	2021年度末 240百万円	2022年度末 230百万円
-----	-------------------	-------------------

c その他有価証券

株 式	2021年度末 1,625百万円	2022年度末 1,742百万円
-----	---------------------	---------------------

(2) 金銭の信託

- ① 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
- ③ 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託
該当事項はありません。

(3) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

(5) 先物外国為替取引

該当事項はありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当事項はありません。

(8) 暗号資産

該当事項はありません。

5. その他

当社では、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類およびその附属明細書について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の会計監査を受けており、適正である旨の証明を受けています。

6. 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 (ただし、受再契約に関しては、契約年度をもとに計算しております。) ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	145百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額0百万円

コーポレート・データ

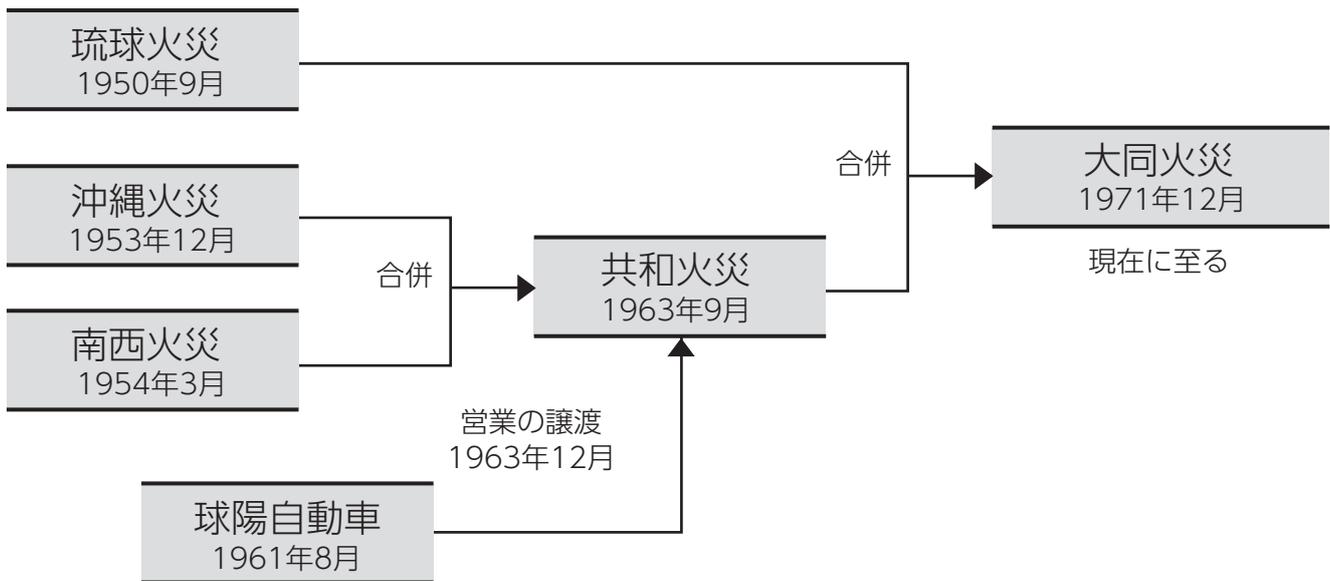
I. 会社沿革	98
II. 株主・株式の状況	100
III. 会社の組織	103
IV. 当社および子会社の概況	106
V. 設備の状況	107
VI. 役員の状況	108
VII. 従業員の状況	110
損害保険用語の解説	112

I. 会社沿革

1. 会社の沿革

(1) 沿革

当社は、戦後沖縄県で初めて設立された琉球火災海上保険株式会社（1950年9月設立）と共和火災海上保険株式会社（1963年9月、沖縄火災海上保険株式会社と南西火災海上保険株式会社が合併して設立、さらに同年12月球陽自動車保険相互会社の契約および財産の一切を移転）が本土復帰に対処して経営基盤を確立するため1971年12月に対等合併して設立された会社です。1972年5月15日沖縄県の祖国復帰と同時に国内元受損害保険会社として認可されました。



(2) 社章の由来

社名の“大同”は、大同火災設立当時、多数の社内応募の中から選ばれたもので“大同団結”の意味が込められています。

社章は“大同”の“大”の文字を図案化したもので、左右の三角形がそれぞれ「琉球火災」と「共和火災」を意味し、中央の三角形をむすび支えているという意味です。

つまり、社名の由来である“大同団結”が意味する「多少の違いを捨てて、ひとつになる」ことによって誕生した「大同火災」を中央の三角形が象徴し、その母体である「琉球火災」と「共和火災」が、強固な基盤として支えているという意味が込められています。



2. 歴史

1971 (昭和46) 年	12月	大同火災設立
1972 (昭和47) 年	3月	東京事務所開設
	5月	本土復帰、大同火災として大蔵省の許可を受ける。 日本損害保険協会へ加入
1974 (昭和49) 年	3月	東京海上火災保険(株)と業務提携
	5月	本土損保会社の沖縄参入始まる。
1979 (昭和54) 年	5月	与那原支社開設
1983 (昭和58) 年	4月	糸満営業所を開設
	7月	宜野湾営業所を開設
1986 (昭和61) 年	7月	コザ営業所を開設
1988 (昭和63) 年	7月	末吉支社を開設
	12月	大同火災ビジネスサービス(株)設立
1989 (平成元) 年	2月	本社ビル別館竣工 (那覇市久米2-20-2)
	4月	本社移転 久茂地支社を開設
1991 (平成3) 年	7月	具志川支社を開設
1992 (平成4) 年	2月	大同火災損害調査(株)設立
	7月	港川支社を開設
1993 (平成5) 年	7月	中部自動車損害サービスセンター開設
1994 (平成6) 年	6月	新本社ビル竣工 (那覇市久茂地1-12-1)
	7月	本社移転
1998 (平成10) 年	7月	組織の統廃合 (海上課の廃止)
2001 (平成13) 年	7月	機構改革
	10月	新都心支社が新築移転 (末吉支社の名称変更)
2002 (平成14) 年	7月	組織の統廃合 (損害サービス部の再編成)
2003 (平成15) 年	7月	組織の変更 (本店営業課の再編成)
2005 (平成17) 年	10月	組織の再編成 (営業店、損害サービス部門、管理部門の再編成) 安里支社、営業第二部営業課、浦添北支社、コザ支社、具志川支社の閉鎖
2006 (平成18) 年	11月	金融庁より業務改善命令を受ける
2008 (平成20) 年	7月	組織の再編成 (損害サービス部門、管理部門の再編成)
2009 (平成21) 年	7月	組織の再編成 (中部自動車営業課の開設、管理部門の再編成)
2011 (平成23) 年	7月	組織の再編成 (管理部門の再編成) SA教育センターを開設
2012 (平成24) 年	7月	組織の再編成 (中部地区営業拠点の再編)
	9月	生保営業推進室を開設
2013 (平成25) 年	6月	生命保険の取扱開始 (東京海上日動あんしん生命社との業務提携により、業務の代理・事務の代行として)
	7月	あんしん・あんぜん推進室を開設
2015 (平成27) 年	3月	大同火災ビジネスパートナーズ(株)設立
2017 (平成29) 年	7月	組織の再編成 (中部地区営業拠点の再編)
2018 (平成30) 年	10月	組織の再編成 (那覇地区・南部地区営業拠点の再編、本店損害サービス部門の再編)
2019 (令和元) 年	7月	組織再編成 (浦添支社と宜野湾支社の統合)
2021 (令和3) 年	3月	大同火災Wil少額短期保険(株)設立
	4月	組織の再編成 (業務部・事務サービス部の再編)
2022 (令和4) 年	3月	大同火災損害調査(株)と合併
	4月	組織の再編成 (経営企画部の再編)

Ⅱ. 株主・株式の状況

1. 株式の分布状況

(1) 所有者別状況

(2023年3月31日現在)

区分	株主数(人)	持株数(株)	持株比率(%)
政府および地方公共団体	—	—	—
金融機関	6	359,736	31.5
証券会社	1	3,750	0.3
その他の法人	54	436,560	38.2
外国法人等(うち個人)	—	—	—
個人その他	322	341,454	29.9
合計	383	1,141,500	100.0

(2) 地域別状況

(2023年3月31日現在)

区分	株主数(人)	株主総数に対する割合(%)	持株数(株)	持株比率(%)
北海道	—	—	—	—
東北	—	—	—	—
関東	20	5.2	205,152	18.0
中部	—	—	—	—
近畿	2	0.5	1,786	0.2
中国	—	—	—	—
四国	—	—	—	—
九州	361	94.3	934,562	81.9
(九州のうち沖縄県)	(360)	(94.0)	(934,412)	(81.9)
外国	—	—	—	—
合計	383	100.0	1,141,500	100.0

(3) 所有数別状況

(2023年3月31日現在)

区分	5万株以上	1万株以上 5万株未満	5千株以上 1万株未満	1千株以上 5千株未満	1千株未満	合計
株主数(人)	8	12	16	99	248	383
株主総数に対する割合(%)	2.1	3.1	4.2	25.8	64.7	100.0
持株数(株)	518,813	225,712	107,405	209,937	79,633	1,141,500
持株比率(%)	45.5	19.8	9.4	18.4	7.0	100.0

2. 大株主（上位10名）

（2023年3月31日現在）

氏名又は名称	持株数(株)	持株比率(%)
東京海上日動火災保険株式会社	97,466	8.5
日本生命保険相互会社	89,052	7.8
大同火災従業員持株会	58,955	5.2
株式会社沖縄銀行	57,000	5.0
株式会社琉球銀行	56,750	5.0
琉球セメント株式会社	55,000	4.8
株式会社RCMアセットマネジメント	52,622	4.6
株式会社沖縄海邦銀行	51,968	4.6
沖縄電力株式会社	35,000	3.1
オリオンビール株式会社	31,238	2.7

3. 配当政策

業績ならびにその後の事業環境を勘案し、企業の基盤強化を目的とした内部留保の充実と株主への利益還元を両立させることを基本方針としております。

4. 資本金の推移

（2023年3月31日現在）

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
1989年 4月1日	333,137,215円	518,267,215円	〔有償〕 ○株主割当（1:1）364,579株、発行価額500円資本金組入額500円 ○失権株5,681株、発行価額4,630円資本金組入額2,315円 ○第三者割当59,480株、発行価額4,630円資本金組入額2,315円
1997年 6月1日	249,127,275円	767,394,490円	〔有償〕 ○株主割当（1:0.25）162,867株、発行価額2,400円資本金組入額1,200円 ○失権株28,633株、発行価額3,750円資本金組入額1,875円
1997年 12月23日	287,250,000円	1,054,644,490円	〔有償〕 ○第三者割当150,000株、発行価額3,830円資本金組入額1,915円

5. 最近の新株発行（海外における資金調達を含む）

種類	発行年月日	発行株式数	発行総額
普通株式	1997年6月1日	191千株	498百万円
普通株式	1997年12月23日	150千株	574百万円

6. 最近の社債発行

該当事項はありません。

7. 基本事項

- ①決算期日 毎年3月31日(年1回)
- ②定時株主総会 毎年4月1日から4か月以内
- ③株式名義書換取扱所 那覇市久茂地1丁目12番1号
本店 経理総務部総務課
電話(098)869-5861
- ④株式事務に関する手数料 イ. 名義書換・・・無料
ロ. 不所持株券の交付・・・株券1枚につき50円
ハ. 喪失、汚損、毀損による株券の再交付・・・新株券1枚につき50円
- ⑤剰余金の支払い イ. 毎年3月31日現在の株主名簿に記載の株主、登録株式質権者または受託者にお支払いします。
ロ. 剰余金の支払確定の日から満3年を経過しても受領のないときは、その支払い義務を免れます。
- ⑥公告方法 電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、沖縄県において発行する沖縄タイムス、琉球新報に掲載します。
ホームページアドレス <https://www.daidokasai.co.jp/>

8. 株主総会議案等

2023年6月28日開催の第52期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されました。

報告事項 2022年度 第52期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記事業報告および計算書類について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 取締役8名選任の件
取締役にとりかき、川上澄則、藤原啓人、阿波連宗哲、松川貢大、島田勉、松村幸司、宮城哲の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査役1名選任の件
監査役にとりかき、菊地毅氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件
補欠監査役にとりかき、阿波連宗哲、友利健太の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
本定時株主総会終結の時をもって退任されます監査役豊田良二氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社役員退職慰労金内規に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期・方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

9. 会計監査人の状況

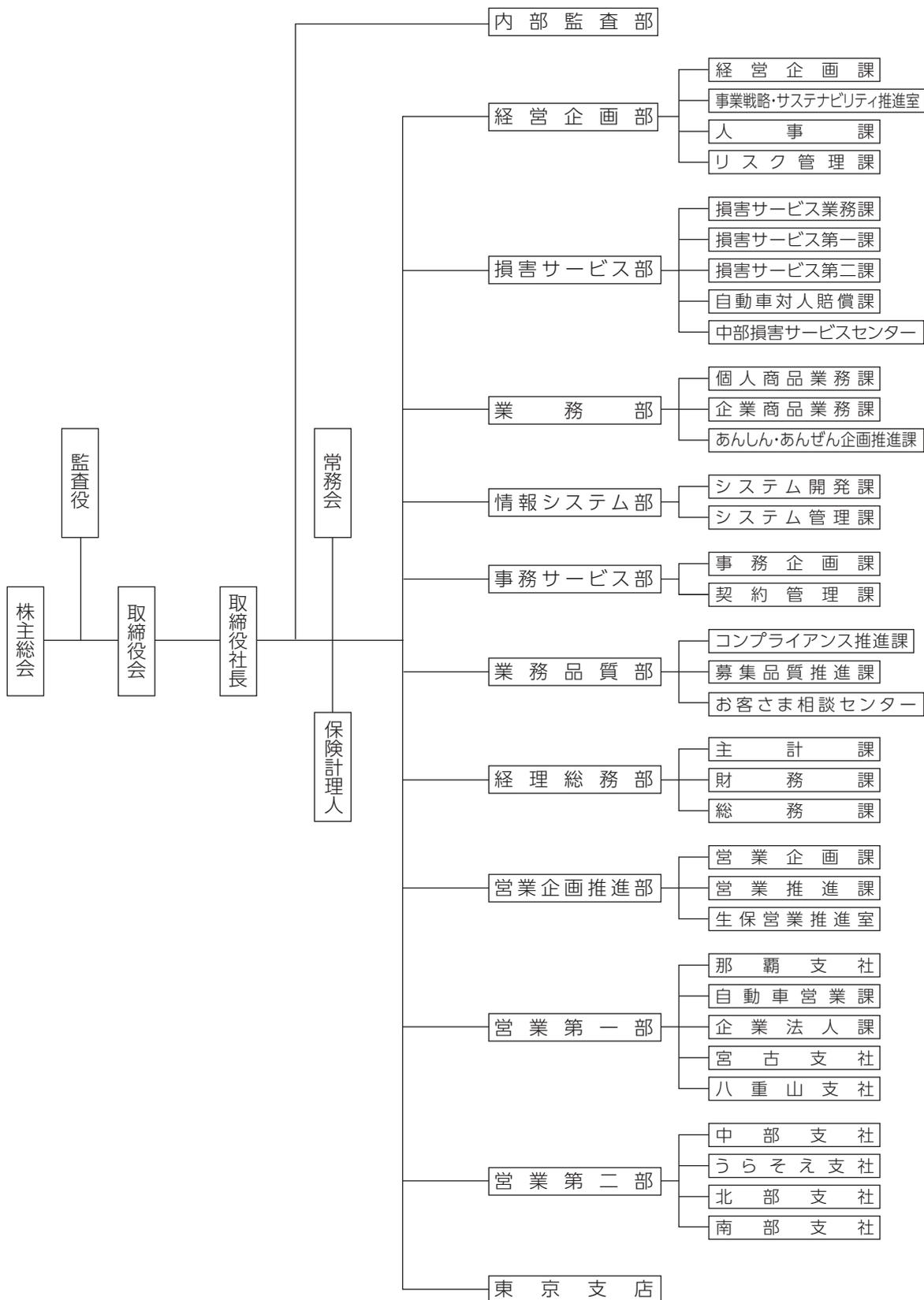
2023年6月28日開催の第52期定時株主総会後の当社の会計監査人の状況は下記のとおりです。

会計監査人：PwCあらた有限責任監査法人

Ⅲ. 会社の組織

1. 当社の機構

(2023年7月現在)



2. 店舗所在地一覧

(1) 本店および東京支店

(2023年7月1日現在)

本店

〒900-8586 那覇市久茂地1丁目12番1号
(098) 867-1161 (代表)

東京支店

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目1番 (山城ビル10階)
(03) 3295-1127

(2) 営業店舗

営業第一部

①那覇支社

〒900-8586 那覇市久茂地1丁目12番1号
(098) 860-3858

②自動車営業課

〒900-8586 那覇市久茂地1丁目12番1号
(098) 869-5600

③企業法人課

〒900-8586 那覇市久茂地1丁目12番1号
(098) 869-1281

④宮古支社

〒906-0013 宮古島市平良下里1245番地の8
(0980) 72-3215

⑤八重山支社

〒907-0012 石垣市美崎町16番地
沖縄銀行八重山支店2階
(0980) 82-3063

①那覇支社(本店ビル)

②自動車営業課(本店ビル)

③企業法人課(本店ビル)

⑧北部支社

⑥中部支社

⑦うらそえ支社

④宮古支社

⑨南部支社

⑤八重山支社

営業第二部

⑥中部支社

〒904-2173 沖縄市比屋根1丁目9番5号
(098) 930-7331

⑨南部支社

〒901-0405 八重瀬町伊覇80番地2
(098) 954-6656

⑦うらそえ支社

〒901-2134 浦添市港川2丁目2番1号
(098) 879-3663

⑧北部支社

〒905-0021 名護市東江1丁目14番8号
(0980) 52-3850

(3) 事故対応サービス拠点

(2023年7月1日現在)

①大同火災本社 〒900-8586 那覇市久茂地1丁目12番1号

・事故受付センター(自動車保険(物損事故)の事故対応)

(098) 869-1285

・事故受付センター(自動車保険(人身事故)の事故対応)

(098) 869-1280

・事故受付センター(自動車保険以外(火災・傷害保険など)の事故対応)

(098) 869-3119

②中部損害サービスセンター

〒904-2173 沖縄市比屋根1丁目9番5号

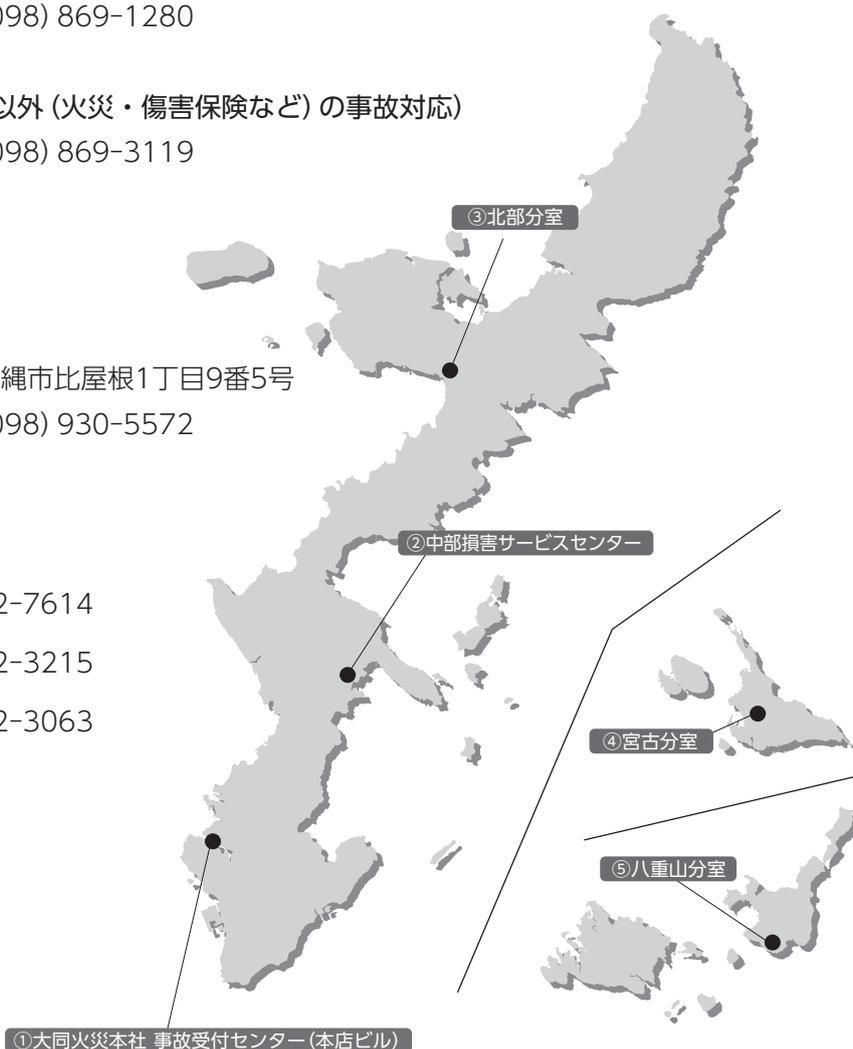
(098) 930-5572

[損害調査拠点]

③北部分室 TEL : (0980) 52-7614

④宮古分室 TEL : (0980) 72-3215

⑤八重山分室 TEL : (0980) 82-3063



事故受付センター

 **0120-091-161** (通話料無料)

365日年中無休

24時間受付

3. 海外ネットワーク

海外ネットワークはありません。

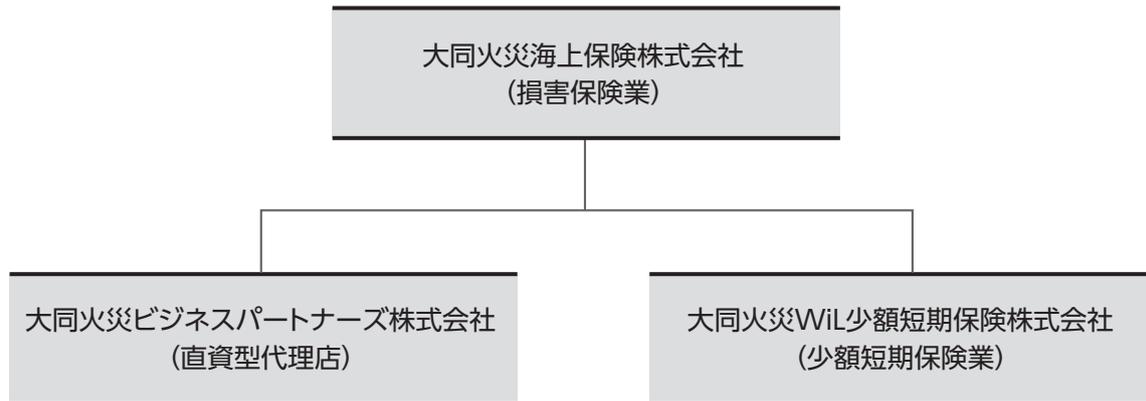
IV. 当社および子会社の概況

1. 当社および子会社の概況

(1) 主要な事業の内容および組織の構成

大同火災グループは、当社および子会社2社により構成されています。

(2023年7月1日現在)



2. 子会社に関する事項

(1) 主要な事業の内容および組織の構成

(2023年7月1日現在)

会社名	本店所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数に占める当社の所有株式の割合	株式等の総数に占める子会社の所有株式の割合
大同火災ビジネスパートナーズ株式会社	〒900-0033 沖縄県那覇市 久米2丁目 2番20号	30百万円	・損害保険代理業 ・生命保険の募集に関する業務 他	2015 (平成27)年 3月2日	100%	—
大同火災Wil少額短期保険株式会社	〒900-0033 沖縄県那覇市 久米2丁目 2番20号	150百万円	・少額短期保険業	2021 (令和3)年 3月5日	100%	—

V. 設備の状況

1. 設備投資等の概要

2022年度の設備投資は、主として損害保険事業において営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は439百万円です。

2. 主要な設備の状況

当社における主要な設備の状況は、以下のとおりです。

(2023年3月31日現在)

店名	所在地	帳簿価額(百万円)			従業員数(人)
		土地(面積m ²)	建物	動産	
本店	沖縄県那覇市	800(830)	446	25	233
東京支店	東京都千代田区	—	1	0	4
本・支店以外	沖縄県那覇市他	437(3,598)	159	1	96

(注)1.上記は全て営業用設備です。

2.上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

設備名	所在地	帳簿価額(百万円)	
		土地(面積m ²)	建物
大同火災海上保険 久米ビル	沖縄県那覇市	117(539)	132

Ⅵ. 役員 の 状 況

1. 役員 の 状 況

(2023年7月1日現在)

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
取締役社長 (代表取締役)	よぎ たつき 与儀 達樹 (1965年3月19日)	2010年 7月 大同火災海上保険株式会社業務部長 2015年 6月 当社取締役 2017年 6月 当社常務取締役 2018年 6月 当社取締役社長(現職)	・ 内部監査部
専務取締役 (代表取締役)	かわ かみ きよ のり 川上 澄則 (1964年10月26日)	2009年 6月 大同火災海上保険株式会社経理部長 2012年 6月 当社取締役 2017年 6月 当社常務取締役 2021年 6月 当社専務取締役(現職)	・ 損害サービス部 ・ 経理総務部 ・ 業務品質部
専務取締役	ふじ わら のぶ ひと 藤原 啓人 (1962年8月29日)	2013年 7月 東京海上日動火災保険株式会社仙台支店長 2014年11月 同社仙台支店長 兼 出向(東京海上日動あんしん生命保険株式会社営業企画部参与) 2016年 4月 同社理事 横浜中央支店長 兼 出向(東京海上日動あんしん生命保険株式会社営業企画部参与) 2019年 4月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務執行役員 2022年 6月 大同火災海上保険株式会社常務取締役 2023年 6月 当社専務取締役(現職)	・ 東京支店 ・ 営業企画推進部補佐
常務取締役	あはれん むね てつ 阿波連 宗哲 (1962年9月15日)	2012年 6月 大同火災海上保険株式会社コンプライアンス・リスク管理部長 2016年 6月 当社取締役 2021年 6月 当社常務取締役(現職)	・ 情報システム部 ・ 事務サービス部
常務取締役	まつ かわ みつ ひろ 松川 貢大 (1968年5月29日)	2018年 6月 大同火災ビジネスパートナーズ株式会社取締役社長 2020年 4月 大同火災海上保険株式会社営業第一部部長 2020年 6月 当社執行役員営業第一部長 2022年 6月 当社常務取締役(現職)	・ 営業企画推進部 ・ 営業第一部 ・ 営業第二部
常務取締役	しま だ つとむ 島田 勉 (1966年11月1日)	2014年 7月 大同火災海上保険株式会社事務サービス部長 2016年 7月 当社業務部長 2017年 7月 当社東京支店長 2021年 4月 当社経営企画部長 2021年 6月 当社執行役員経営企画部長 2023年 6月 当社常務取締役(現職)	・ 経営企画部 ・ 業務部
取締役	まつ むら こう じ 松村 幸司 (1970年1月21日)	2017年 6月 大同火災海上保険株式会社経営企画部長 2019年 6月 当社取締役(現職) (他社役職) 2021年 3月 大同火災Wil少額短期保険株式会社取締役社長(現職)	

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
取締役	みやぎ さとし 宮城 哲 (1968年2月15日)	2018年 6月 大同火災海上保険株式会社取締役(現職) (他社役職) 1999年 6月 弁護士登録 1999年 6月 当山法律事務所弁護士 2022年 4月 アドバイザリー法律事務所開設(現職)	
監査役	ほかま たかし 外間 尚 (1961年9月20日)	2010年 7月 大同火災海上保険株式会社営業企画推進部長 2014年 6月 当社取締役 2017年 6月 当社常務取締役 2020年 6月 当社常勤監査役(現職)	
監査役	きんじょう よしてる 金城 善輝 (1959年11月15日)	2019年 6月 大同火災海上保険株式会社監査役(現職) (他社役職) 2009年 7月 株式会社沖縄銀行本店営業部長 2011年 6月 同行法人融資部長 2012年 6月 同行執行役員法人融資部長 2013年 6月 同行執行役員営業統括部長 2014年 6月 同行取締役総合企画本部長 2015年 6月 同行常務取締役 2019年 6月 同行専務取締役 2020年 6月 同行代表取締役専務 2023年 6月 同行副頭取(現職)	
監査役	きくち たけし 菊地 毅 (1968年4月21日)	2023年 6月 大同火災海上保険株式会社監査役(現職) (他社役職) 2020年 4月 株式会社琉球銀行人事部長 2022年 4月 同行総合企画部長 2023年 4月 同行常務執行役員 2023年 6月 同行常務取締役(現職)	
執行役員	やまざと たけし 山里 武司 (1969年1月16日)	2018年 7月 大同火災海上保険株式会社営業第二部長 2020年 4月 当社損害サービス部長 2020年 6月 当社執行役員損害サービス部長 2022年 6月 当社執行役員経営企画部特命部長 2023年 6月 当社執行役員経営企画部長(現職)	
執行役員	あぐに たかし 栗国 隆 (1970年7月31日)	2019年 7月 大同火災海上保険株式会社業務部長 2021年 4月 当社営業企画推進部長 2022年 6月 当社執行役員営業企画推進部長(現職)	

(注1) 宮城哲氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役です。

(注2) 金城善輝、菊地毅の各氏は、会社法第2条16号に定める社外監査役です。

Ⅶ. 従業員の状況

1. 従業員の状況

(2023年3月31日現在)

区分	男性	女性	平均・合計
平均年齢	42.2歳	39.5歳	41.2歳
平均勤続年数	12.8年	12.1年	12.6年
従業員数	206名	127名	333名
平均給与月額	431千円	268千円	369千円

- (注) 1. 従業員には使用人兼務取締役、休職者等を含みません。
2. 平均給与月額は2023年3月の平均給与額(時間外手当を含む)であり賞与を含みません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて少数第1位まで表示しています。

2. 採用方針

損害保険会社のもつ公共的使命を理解し、地域社会の発展・向上を真剣に考え、自己啓発および相互啓発を通して常に自己と仲間の成長に努める人を求めます。

会社訪問、応募および入社試験の機会を平等に与え、かつ、公平に実施し採用を決定いたします。

3. 定期採用の推移

採用実績	総合職	一般職	合計
2023年入社	8名	—	8名
2022年入社	6名	—	6名
2021年入社	7名	—	7名
2020年入社	10名	—	10名
2019年入社	5名	9名	14名
2018年入社	11名	7名	18名
2017年入社	5名	6名	11名
2016年入社	8名	9名	17名

※人事制度の見直しに伴い、2020年入社より総合職での採用に一本化されております

4. 人財育成、能力開発

当社はお客さまから支持され、沖縄とともに成長し続ける企業を目指して、社員のあるべき人財像を「挑戦心を持って働く社員」「生産性高く働く社員」「新しいことへチャレンジする社員」「主体的な行動を起こす社員」と定めております。全社員がこの「あるべき人財像」を体現できるよう人財の育成に努めております。

当社の教育訓練体系は、「OJT(職場での仕事を通じた指導育成)」、「Off-JT(集合研修等の教育・研修)」、「自己啓発(能力開発)」、「社外との交流」の4本柱を効果的に組み合わせて実施します。

「Off-JT」や「自己啓発」は、各階層で求められる能力を修得するために人事部門が主催する「部門横断研修」、各部門の専門性を高めることを目的とした「部門別研修」等で構成されております。2021年度に導入したeラーニングシステムを活用し、より効率的・効果的な学習を実施していきます。

5. 福利厚生

次の諸制度を実施しております。

(1) 諸制度

企業年金制度、個人年金制度、財形貯蓄制度、共済会制度、従業員持株会制度、社員融資制度、育児休業制度、介護休業制度、連続休暇制度、その他特別有給休暇制度

(2) 健康管理

定期健康診断、人間ドックの実施、産業医による健康相談、メンタルヘルスサポートシステム

(3) その他

社宅、保養施設、スポーツ施設、クラブ活動

目標管理制度

組織目標達成に結びつく個人目標を掲げ、達成に向けた具体的な行動計画を立て、その進捗を上司と確認しながら管理する制度です。1年間に上司との面接を3回（初期・中間・最終）行い、目標達成に向けた進捗状況や課題等を共有することで、適時に上司からアドバイスを受けることができます。自己の目標を管理し達成することが、スキルの向上やキャリア形成へ繋がっています。

部門横断研修

■新任リーダー・マネジメント研修

リーダー職、マネージャー職昇進時に実施している研修です。リーダーに求められる基本的な役割と自律的な組織マネジメント行動を学び、リーダー・マネージャーとして新たなステージで大きく飛躍できるように支援を行っています。

■上級者・中級者コーチング(評定者・被評定者研修)

公平・公正な人事考課（コーチング）の手法について理解を深め、納得感のある評価を行うことを目的に、評価する人（評定者）と評価される人（被評定者）に対して実施する研修です。評定者のレベルを統一し、適正な評価を行うことが社員のモチベーション向上へ繋がっています。

部門別研修

各部門の専門性を高めるために部門毎に人財育成方針および研修プログラムを作成し、必要な業務知識やスキルを研修等で学ぶ制度です。OJT研修とうまく融合させることで、その部門のプロフェッショナルとして育成していきます。

職場内研修(OJT)

■社内トレーニー制度

短期間関連のある他の部門で実際に業務を体験することができる制度です。様々な業務を体験することで、視野や業務の幅が広がり、部門間の相互理解を深めることで連携を強化し、より質の高い業務を行うことができます。

■エルダーによる新人育成

職場内で新入社員と年齢の近い先輩を新入社員のエルダー（教育係）に任命し、1年間エルダーが中心となって職場全体で新入社員を育成していく制度です。エルダーは毎月新入社員の面談を行うことで、新入社員を適宜サポートいたします。エルダー役の社員にとっても後輩指導の経験を積むことができ、互いにレベルアップができる良い環境を作っています。

■チャレンジ5

新入社員および2年目社員が配属後、5項目の目標に向かって1年間チャレンジしていく制度です。そのチャレンジ目標を達成するために、職場の上司や先輩のアドバイスを受けながら自己研鑽に励むことで、自立的な成長を促していきます。

デジタルトランスフォーメーション(DX)研修

第14次中期経営計画に掲げる「DXの推進・実現」に向けて、全部署向けに実施している研修です。DXの意味およびDXを行う意義について学ぶことで、DXへの取り組みを強化し、中期経営計画の基本戦略を支える基盤を構築していきます。

資格取得推進に向けた取り組み

自己啓発に関して、資格取得を通じた業務能力の向上を奨励することを目的として、当社が定める資格試験の合格者に奨励金を支給する制度です。特に全社員に推奨する資格を必修資格として定めており、全社員の受験を促し、全社的なスキルの底上げを図っています。

ダイバーシティに関する取り組み(女性活躍支援)

『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』(女性活躍推進法)を踏まえ、女性が幅広く柔軟に活躍できる雇用環境の構築に向けて「行動計画」を策定し実施しています。

行動計画に沿って、女性管理職登用の推進やキャリア教育・キャリアサポートを行っています。

損害保険用語の解説

損害保険用語の解説（50音順）

あ行

●Web（ウェブ）証券（保険証券）

ご契約後に郵送する保険証券に代えて、インターネットを利用して、ホームページでご覧いただける保険証券です。自動車保険契約、火災保険契約（一部除く。）において選択することができます。

●Web（ウェブ）約款（ご契約のしおり）

ご契約後に郵送する冊子型の保険約款に代えて、インターネットを利用して、ホームページでご覧いただける保険約款です。自動車保険契約、火災保険契約（一部除く。）、傷害保険契約（一部除く。）、賠償総合保険、業務災害補償保険において選択することができます。

か行

●価格変動準備金

保険業法で定められた準備金で、保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買による損失が利益を超える場合、その差額を取り崩します。

●過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失（責任）があれば、その過失（責任）割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

●共同保険契約

一つの保険契約を複数の保険会社が分担して引き受ける契約方式のことをいいます。

●クーリングオフ

「保険契約者の取り消し請求権」のことです。保険契約者をご契約を申し込まれた日または「重要事項説明書（クーリングオフ説明書）」を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、保険契約申し込みの撤回または解除を行うことができます。

ただし、保険期間が1年以下のご契約、営業または事業のためのご契約、法人等が締結されたご契約、質権設定付のご契約等はクーリングオフの対象外となります。

●契約者貸付

積立保険（貯蓄型保険）にご加入の場合に、ご契約は有効なままで一定の限度額内で一時的に資金の融資が受けられる制度です。

●契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料について、保険会社が予定利率を上回る運用益をあげた場合に、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に

支払われる配当金をいいます。

●契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、保険契約がはじめからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反等による解除の際は保険契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生じるように規定しています。

●契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、火災保険で支払いの対象にならない事故によって保険の対象が滅失した場合には保険契約は失効となります。

●告知義務

保険の契約締結時に、保険会社に対して危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当社が告知を求めた事項について、事実を正確に告げなければならない義務をいいます。

●ご契約内容確認欄（ご契約内容確認書）

申し込みいただく保険契約の内容がお客さまのニーズ（意向）に合致しているかどうかを、契約締結前に確認する機会を確保するために、お客さまのニーズ（意向）に関して情報を収集し、確認する書面のことです。

●ご契約のしおり

保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基本的な事項について事前に十分理解した上で契約手続きを行えるよう、契約時に配付するために作成された小冊子のことです。ご契約のしおりには、ご契約に際しての注意事項、ご契約締結後の注意事項、保険金支払に関する事項、事故が起こった場合の手続きなどが記載されています。

さ行

●再取得価額（新価）

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

●再保険

台風、地震のような広域大災害が発生した場合、巨額の保険金支払が予測されるため、保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することによって、危険の分散を図ることをいいます。

●再保険料

保険会社が自ら引き受けた保険契約の保険金支払責任を、他の保険会社に転嫁するときに支払う保険料のことをいいます。引き受けた保険会社からは受再保険料と呼ばれています。

●時価額

再取得価額（新価）から経過年数や使用損耗による減価を差し引いて算出した金額をいいます。

●事業費

保険会社が事業を行う上での費用で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費および一般管理費」、「諸手数料および集金費」を総称していいます。

●地震保険料控除制度

納税者が居住用建物または家財を保険の対象とし、かつ地震・噴火・津波などを原因とする火災、損壊などに対して保険金が支払われる地震保険の保険料を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを地震保険料控除制度といます。

●示談

民事上の紛争を裁判によらずに、当事者間の話し合いで解決することをいいます。

●質権設定

火災保険契約等で、保険契約を締結した物件が罹災したときの保険金請求権^{*}を被保険者が他人に質入れることをいいます。

※その他積立保険の満期返戻金請求権、契約者配当金請求権および保険契約の無効・失効・解除の場合の返戻金請求権の場合があります。

●支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

●重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）

保険契約の内容を理解していただくことを目的とし、特に重要な事項について記載した書面です。保険業法では、保険会社が保険契約者および被保険者に交付し、重要事項を説明しなければならないことになっています。

●正味収入保険料

保険契約者から直接受け取った保険料（元受正味保険料）に、再保険料（受再正味保険料および出再正味保険料）を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返還すべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

●責任準備金

将来の保険金支払など保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」と、積立保険において、満期返戻金、契約者配当金の支払いに備えるための「払

戻積立金」「契約者配当準備金」および異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があります。

●全損

保険事故の発生によって、保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再取得価額（新価）または時価額を超えるような場合をいいます。前者の場合を現実全損（絶対全損）、後者の場合を経済的全損（推定全損）といます。なお、これらに至らない損害を分損といます。

●ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落などの「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金など保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

●損害てん補

保険事故によって被保険者に生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことなどをいいます。

●損害保険大学過程

「損害保険募集人一般試験」に合格した方が、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを目指すしくみとして創設された制度です。「専門コース」と「コンサルティングコース」の2つのコースを設けており、試験に合格し、所定の要件を満たした方が修了者として認定を取得することができます。

●損害保険募集人一般試験

募集人が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明が行えるよう実施する試験です。「基礎単位」に合格しなければ代理店登録または募集人届出はできません。また、原則として募集人は、それぞれが取り扱う保険商品に応じた「商品単位」に合格しなければ、当該保険商品の取扱いはできません。

●損害保険料率算出機構

2002年7月に「自動車保険料率算定会」と「損害保険料率算定会」が統合されたものです。火災保険、自動車保険、傷害保険などの参考純率および自動車損害賠償責任保険、地震保険の基準料率の算出を主な業務としています。また自動車損害賠償責任保険の損害調査業務も行っています。

●損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

た行

●大数の法則

火災・爆発・盗難など、私たちの生活を脅かす災害はいつ発生するかわかりませんが、過去の何年間に

もさかのぼって、同種の事故を統計的に整理して観察すると、その事故がほぼ一定の割合で発生していることがわかってきます。このような大量観察の結果出てきた割合は、同じような条件下にある他の事故の場合にも当てはまると考えられます。これを大数の法則といい、特定の偶然な事故が将来において発生するであろう割合を予測することができます。

●超過保険・一部保険

保険金額（ご契約の金額）が保険の対象の実際の価額を超える保険契約を超過保険といい、この場合は、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がないときは、保険契約者は、その超過部分について取り消すことができます。

また、実際の価額よりも保険金額が少ない保険契約を一部保険といい、この場合には、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が支払われます。（比例てん補）

●重複保険

同一の保険の対象に対して同種の危険を補償する複数の保険契約などが存在する場合を広義の重複保険といい、その複数の保険契約の保険金額の合計額がその対象物の再取得価額（新価）または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

●通知義務

ご契約内容のうち保険会社があらかじめ指定した事項について、保険期間中に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務をいいます。

●積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことをいいます。

●積立保険

火災保険や傷害保険等の補償機能に加え、満期時には満期返戻金を支払うという貯蓄機能も併せ持った長期の保険です。

●特約（特別約款）

特約は主契約に付けるオプション部分で特約だけでの契約はできません。普通保険約款に特約をセットすることで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更したり、補償の範囲を拡張または制限することができます。

は行

●被保険者

保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。

●被保険利益

特定の物に偶然な事故が発生することにより、特定の人や物が損害を被るおそれがある場合に、その特定の人と特定の物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支

払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

●比例てん補

損害が発生した時、保険金額（ご契約の金額）が保険価額（保険の対象とした物の実際の価額）を下回っている一部保険の場合には、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が支払われることをいいます。

●分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害のことをいいます。

●法律によって加入が義務付けられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）等があります。

●保険価額

保険の対象の価額であり、被保険利益を金銭に評価した額をいいます。保険事故が発生した場合に、保険の対象について被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

●保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことをいいます。原則としてこの期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険約款では、保険期間が開始した後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払わないと定めていることが一般的です。

●保険業法

保険業の公共性に鑑み、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正性を確保することにより、保険契約者などの保護を図る目的として制定されている法律のことをいいます。保険会社に対する監督（事業の開始、保険会社の運営など）と保険募集に対する監督の両面に関して規定しています。

●保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険契約の普通保険約款および特約の内容に基づいて保険会社から被保険者または保険金受取人に対してお支払いする金銭のことです。

●保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額のことをいいます。その金額は保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

●保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする方をいいます。ご契約が成立すれば、保険契約者は保険料の支払義務を負います。

●保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払い等の責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

●保険契約申込書

保険を契約する際に保険契約者が記入・捺印（押印）し、保険会社に提出する所定の書類のことをいいます。保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立する契約で、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取決めだけでは行き違いが生じ、紛争の原因となる場合があるため、保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

●保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いなどを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

●保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために保険会社が作成して保険契約者に交付する書面のことをいいます。

●保険の対象

保険を付ける対象物のこといいます。自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

●保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

●保険法

保険法とは、「保険契約者等と保険会社との間の契約にかかわるルール」を定めた法律です。これまで保険契約にかかわるルールは「商法」の一部として定められていましたが、2010年4月の法改正で商法から独立し、「保険法」という一つの法律として新たに制定されました。

●保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を拡張・変更・制限する特別約款（特約）とがあります。

●保険料

被保険者が被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。

●保険料即収の原則

保険契約と同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約をセットしている場合など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

●保険料率

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの保険料の金額で表されています。例えば、保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」または「1パーミル（‰）」と表現されることがあります。

ま行

●マリン・ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険、貨物保険が含まれます。ノンマリンはマリン以外の保険を意味し、火災保険、自動車保険、傷害保険などが含まれます。

●満期返戻金

積立保険（貯蓄型保険）で、契約が満期までに有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。その金額は契約時に定められています。

●免責

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震、噴火、津波による事故等を指します。保険約款には「保険金をお支払いしない場合」「保険金を支払わない場合」等として記載されています。

●免責金額

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとしてご契約時にあらかじめ設定する自己負担額のことです。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

●免責条項

保険金をお支払いしない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条項に「保険金をお支払いしない場合」等の見出しが付けられます。

●元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対する元の保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

や行

●予定利率

積立保険（貯蓄型保険）で、保険料中の積立保険料部分を運用して増やし、所定の満期返戻金とするために、あらかじめ予定している利率のことをいいます。

大同火災の現状2023

2023年7月

〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

大同火災海上保険株式会社

経営企画部 経営企画課

TEL 098-869-3099
